



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題 : 古代ギリシア「銀行」史の一断面
Author(s)	岩田, 拓郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 22(1), 1-119
Issue Date	1974-03-13
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33382
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(1)_PR1-119.pdf



Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

—— 古代ギリシア「銀行」史の一断面 ——

岩 田 拓 郎

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

——古代ギリシア「銀行」史の一断面——

岩 田 拓 郎

第 一 節

紀元前四世紀の中葉（前三五〇／四九年）、アテナイで、アポルロドーロスがフォルミオンを相手どって「二〇タラントン」請求の訴訟を起し、「調停裁判」も決裂に終り「法廷」で事件の決着が与へられることとなった。アポルロドーロスの父パシオンは有名な銀行家で、彼は既に二十年ほど前に世を去つてゐた。法廷では、陪審員たちの票は圧倒的多数をもつてフォルミオン側の申し開きを是として認め、結局、アポルロドーロスは屈辱的な敗北を味ははねばならなかった。

アポルロドーロスは、何故「二〇タラントン」の要求をしたのか。^{*}この問題に関しては、のちにみるごとく、既定説的な解釈が与へられてゐる。然し私は、この問題は再検討を要するものと考へ、いはゆる定説的見解なるものに対して疑問を提出し、私なりの解釈を試みたいと思ふ（第二節参照）。このことは、然しながら、当時の「銀行」の預金利子支払有無の問題及び貸付利子率推定の問題、殊に後者に、直接に連関するものであり（第三節参照）、且つまた、

当時の「銀行」が主として如何なるひとびとを貸付の相手としてゐたのかを具体的に確認する問題にも通ずる（第四節参照）。

それにしても「二〇タラントン」なる金額の解釈は、先づもって「パシオン家の銀行」の構造の理解の仕方にかはるもので、また、この「銀行」の構造に関する諸家の見解が^{***}必ずしも一致してをらない現状なので、先づこの点を中心にして論を進めて行くこととする。

一、もしわれわれが「銀行」なるものを、他人の所有にかかる遊休資金を預金¹としてみづからのもとに集中させ、これを他のひとびとに貸付けてその利用を社会的に拡大させる金融機関として（また、その限りに於いて）理解するならば、これに該当するものは、紛ふかたなく、古典期（殊に前四世紀）以降のギリシア世界に存在してゐた。²古代ギリシアの「銀行 trapeza」のうち最も有名なものが、前四世紀のアテナイにあった——より具体的に云ひあらはすならば、中心市アテナイの外港ペイライエウスの一隅に位置してゐた——「パシオン家の銀行」であつたことは、誰しも知るところである。この銀行の資産は、大別して「自己資金」と「外部資金（＝預金）」とから成つてゐた。本稿のはじめに言及した訴訟事件の法廷で、このことをフォルミオン側は次の如くに述べてゐる。⁴

「と申しますのはパシオンには、土地関係の財産（engeios ousia）がおほよそ二〇タラントンあり、他方、これに加ふるに、自己の権限のもとにある（idon）³ところの貨幣（argyron）が五〇タラントン以上も、貸しに出されてをりました（dedaneismenon）。いま云ひました五〇タラントンのうち、銀行の預りにもとづく（apo tōn parakata-thekōn tōn tēs trapezēs）一タラントンが、収益を能動的に生み出してゐるもの（energa）⁵でありました。」

この陳述は注目に値ひする。「預り parakatathekai」（複数形が使用されてゐることに注意。単数形は parakata-

theke) は具体的には(a)預金、(b)器具物品類を含み、後者には保管を委託された貴重品類や、貸付金の担保として保管されてゐる物品(=質物)もあつたであらう。⁽⁸⁾ 引用文章では「土地関係の財産」と對になつてゐるので、恐らく銀行の金庫や倉庫に保管されてゐる他人の所有にかかる貨幣や物品類が「預り parakathekai」として、ここでは表現されてゐるものと考へられる。⁽⁹⁾ これらのうち「預金」一タラントンが「収益を能動的に生み出してゐるもの」として特別の扱ひを受け、この銀行のいはば心臓部をなしてゐる。この特別扱ひの「外部資金」の貸付にもとづく累積的な利子収入や、貸付金返還不可能なひとびとから没収した担保物件(これには銀行倉庫内の質物のほか、「土地関係の財産」も含まれる)などが「自己資金」部分に繰り込まれて再び貸付に転用され、更にまた収益をもたらすとしても、それらは「収益を能動的に生み出してゐるもの」ではなく、いはば副次的な収益であり、「能動的に生み出してゐるもの」によつて結果として生み出された収益が副次的に利用されてゐるものである、と見做されてゐたことが、ここから推察される。⁽¹⁰⁾ 換言すれば——巨額な「自己資金」部分が「バシオン家の銀行」を対外的にまばゆく飾り立て、対外信用形成上大きな役割を果してゐたとしても——あくまでも「外部資金」こそがこの銀行の収益を能動的に生み出させてゐたのであり、従つて、預金取扱業務と貸付業務(すなわち「外部資金」の活用技術)こそが、まさしくこの「銀行 trapeza」を銀行たらしめてゐたのであつた。

銀行に於いてこのやうに「収益を能動的に生み出してゐる」役割を果す資金は、特に「aphorme」(発動資金もしくは起動資金の意味、以下「營業資金」と仮に訳してをく)と呼ばれてゐた。⁽¹¹⁾ ところで論理的にはこの「aphorme」は、他人の所有にかかる貨幣より成る「預金」にのみ限られる必要はない。銀行家自身が「自己資金」の一部を、みづからの銀行に預金者として預金して、「預金」の貸付操作の一環に繰り込ませて彼の銀行の収益を能動的に生み出

させるために活用させることも、可能であつた筈である。然し、「パシオン家の銀行」では、草創期にはいざ知らず、すくなくとも晩年のパシオンが彼の銀行を完成させた姿に於いては、そのやうなことは既におこなはれてゐなかつた。これは、いま引用した法廷演説のうち別のところで「この銀行の経営 *ergasia*（これは「収入」の意味に訳すことも可能―引用者）は、他人の貨幣にもとづくもので（*apo chrematōn allotriōn*）云々」と明言されてゐるので、われはれとしてもこれ以上懸念を抱く必要はないであらう。

すなわち「パシオン家の銀行」の「*aphorne*」は、すべて、他人の所有にかかる貨幣より成る純然たる「預金」のみをもつて構成されてゐたのであり、この点に、この銀行の特質が認められる。云ふまでもなくこの特質は、慧眼な銀行家パシオンが「経営」と「家計」との分離の構想を抱き、その実現に努めたことにもとづく。それゆゑ、ここでわれわれは、「自己資金」部分と「預り」との両者を併せたものを「広義の、パシオン家の銀行」と呼び、「預金」部分にのみ限つたものを「狭義の、パシオン家の銀行」と呼んで、概念上の区別をして置くこととしよう。因みに、いま述べたところは、やがて本節三でみる『契約』が成り立つ直前の「パシオン家の銀行」の姿である。

二、パシオンの経歴もまた、あまりにも有名なので、立ち入った説明はここでは省略させて頂く。もともとは奴隸として、アルケストラトスとアンティステネースなる二人のアテナイ市民が共同経営をしてゐた「銀行」で働き、卓越した才能を認められて解放奴隸の身に高められ、やがて彼は銀行業そのものを引き継ぐ。

現存する史料に初めて彼が現はれるのは、黒海沿岸のボスポロス王国（パンティカパイオンを中心とする）の実力者ソーパイオスの息子が、ギリシア旅行を試みたとき、巨額の手持ち現金を旅先のペライエウス港で、彼の経営する銀行に預け入れたことに、端を発する。この若者のギリシア滞在⁽¹⁶⁾中ボスポロスに政変が起り、父ソーパイオスは謀

反の容疑で投獄され、若者の身にも本国政府の追及の手が差し伸べられて来た。幸ひにして政変は間もなく収まり、父の容疑も晴れ、その政治上の地位も以前にも増して安定したものとなった。ところでこの若者の云ひ分に従へば——この政変のため窮地に立った若者をアテナイに於いて援助すると見せかけて、彼の巨額の預金をわがものにしようとして企てたパシオンが、政変収拾のため逆に立場を失ひ、さまざまな術策を弄して預金の存在を否定し続けたため——遂にパシオンはこの若者に告訴され、アテナイの法廷で裁かれることとなった。⁽¹⁷⁾前三九三年の頃のことであつた。この裁判に当り原告たるこの若者のため、パシオン弾劾の法廷演説起草の勞をとつたのが、かの有名なイソクラテスで、その演説は彼の作品集第十七 (*Trapezitikos*) として現存する。

この法廷でパシオンが如何なる弁明をしたのか、果して事件はこの若者の語る通りであつたのか、また、どちらが勝訴となつたのかについては、決め手を与える史料がない。⁽¹⁸⁾ いづれにせよ、彼が被告として法廷に立ち苦い経験を味はつたことは疑ふべくもない。然し彼はこの事件の教訓を生かして「信用 *πίστις*」こそが、富を築くに際しては、すべてにまさる最大の營業資金 *aphornē*」⁽¹⁹⁾との信念を固め、誠実に生業にいそしみ、銀行業の傍ら「盾工場 *aspidopoeion*」をも経営し、着々と巨万の富を築き上げて行つた。その財力を活かして一千個の盾の献納や巨額の寄付金をもつてアテナイ人のポリスに忠誠の意を示し、遂に彼はアテナイ市民権を賦与される。(前三八六年以前説と三七六年以後説とが対立してゐるが、前者が有力である)⁽²⁰⁾市民権を認められた者の経営する銀行は、貸付の際に、単に動産担保貸(「質貸」)のみにとどまらず不動産を担保とする貸付をも営むことが出来る。⁽²¹⁾かうしてパシオンの銀行は、ポリス社会の外皮に吸着して身を肥やす存在から、いまや、ポリス社会内部に喰ひ込んで、あらたな活動を繰りひろげて行くものとなつた。⁽²²⁾

三、前三七〇／六九年にパシオーンは、妻アルキッペーと二人の息子——アボルロドロス（当時二十四才）とパシクレース（当時十才）——を残して、齢はば六十にして世を去ったが、それに先立ち、いはば自己の生存の証しとも云ふべき財産⁽²³⁾、殊に「銀行」と「盾工場」を死後も存続させて行くため、「家計」と「経営」との未分離が一般的であつた当時の社会にとつては異例と見られる特別な措置をとつた。——長子アボルロドロスは、時として富豪の息子によくありがちな、実務的な仕事におよそ不向きな性格の持主で、且つ、成上り者の息子と云ふ劣等感を蔽ふため当り前の市民以上に市民らしくあらうと努めて派手な行動を好む。次子は未だ十才の子供に過ぎない。——そのためパシオーンは、もともととは自分の奴隷、いまは解放奴隷身分の雇ひ人として自分の銀行の業務運営上の中心的存在となつてゐるフォルミオーンに、後事を托することとした。すなはち彼は、『遺言 diatheke』で自分の死後アルキッペーをフォルミオーンと結婚させ^(23a)、『契約 misthosis』で「銀行」と「盾工場」との経営をフォルミオーンに委託し、然るべき「借受料 misthosis」を二人の息子に対して納付させ、かうして、妻や息子たちの生活に支障を生じさせず、また「銀行」と「盾工場」の存続を確実なものとさせるやうに取り計らつたのである。

遺言——『以下の如くに、アカルナイ区の人パシオーンは遺言をなせり。予は、おのが妻アルキッペーをフォルミオーンに与ふ。且つ予は、嫁資としてアルキッペーに、ペペレートス（の地）よりもたらさる一タラントン、当地（『アテナイ』）よりもたらさる一タラントン、一〇〇ムナ相当の長屋（synoikia）、女奴隷（therapainai—複数）及び金細工類を、贈与す（epididomi）。更にまた、屋内にて彼女の身の周辺に存するものすべてをアルキッペーに与ふ（didomi）』⁽²⁴⁾

契約——『以下の条件にて、パシオーンは銀行（trapeza）をフォルミオーンに委託せり（enisthōse）。フォルミオ

ーンは、銀行の借受料 (misthosis) として、パシオーンの二人の息子に、毎年 (tou eniautou hekastou) ニタラントン四〇ムナを納付すべきこと (pherein)、但し (委託を受けし財産に関する) 日常運営面の費用 (hē kath' hēmeran dioikesis) は、この借受料には含まれざるものとす。而してフォルミオンに於いては、パシオーンの息子たちの同意を得ざる限りは、自己の一存にて銀行の運営をなすことを得ず。他方、パシオンはこの銀行に関し一タラントンを、預り方 (parakatathekai) に対して債務として負ふものなり (opheliei)』⁽²⁵⁾

四、先づこの『契約』の文面に現はれる「銀行」が具体的に如何なるものを指してゐるかを確定してをかねばならない。すなはち、本節一で見た——「自己資金」部分を含む「広義の銀行」と「預金」部分のみに限った「狭義の銀行」との——概念上の区別を想起するとき、この『契約』は、「狭義の銀行」にどの程度の「自己資金」部分を加へて、「銀行」なる呼称の対象としてゐるのであらうか。果して「自己資金」部分は、『契約』成立以前と以後とで内容上どのやうな変化を生じたであらうか。

「銀行」の「借受料 misthosis」としてフォルミオンが二人の息子に納付すべき年額は『契約』の記するところに従へばニタラントン四〇ムナ (＝一六、〇〇〇ドラクマ) である。他方、法廷に於けるフォルミオン側の陳述によれば、パシオン家にとつては、「収益 prosodos」として「盾工場」が一タラントン、銀行が一〇〇ムナ (＝一タラントン四〇ムナ) をもたらすものであった。⁽²⁶⁾ この合計金額がニタラントン四〇ムナである。更にまた、「フォルミオンが銀行 trapeza を管理してゐた八年間、毎年八〇ムナ (＝八、〇〇〇ドラクマ)、すなはち全借受料の半額相当分を、借受料のうちより (アポルロドーロスを得てゐた)。すなはち (八年間では合計) 一〇タラントン四〇ムナである。」⁽²⁷⁾——これらの陳述は、『契約』に記されてゐる「銀行」が「狭義の銀行」と「盾工場」との両者を指してをり、

且つ「狭義の銀行」の「借受料一タラントン四〇ムナ」・「盾工場」の「借受料一タラントン」、従つて「銀行」の「借受料二タラントン四〇ムナ」と考へることによつて、説明することが出来る。⁽²⁸⁾

すなはち、既存の「銀行」の「自己資金」部分は「狭義の銀行」から分離され、その一部は『遺言』から窺ひ得る通りアルキッペーの手に、大部分は二人の息子への遺産としてパシオン家の家計内に移された。⁽²⁹⁾ かうして分離された既存の「自己資金」部分に代つて、『契約』によつてあらたに「盾工場」が「狭義の銀行」の「自己資金」部分を構成することとなつた。恐らくこれまで「盾工場」は経営単位としては「銀行」とは別個の存在であつたが、両者ともパシオンの運営下にあつたので資金上の相互融通はパシオンの手を通しておこなはれてゐたに違ひない。それが『契約』によつて「狭義の銀行」と一括されて「広義の銀行」の構成部分となつたものと判断される。この措置が「狭義の銀行」と「盾工場」との混融化を意味するものではなく経営技術上の見地にもとづくものであつたことは、のちに、「狭義の銀行」が次子パシクレースに、「盾工場」が長子フォルミオンにと、区分されて相続されるに至つた事実からも知られる。けだしパシオンは、多年の経験にもとづき、——「狭義の銀行」は年間の総収益より一〇〇ムナを控除しても、また「盾工場」の場合も同様に一タラントンを控除しても、それぞれの運営に顕著な支障を生じない。更にまた、両者の経営の一元化は事実上、これまでもパシオンの手を通しておこなはれて来たのであり、いまここに、「狭義の銀行」の運営を託することとしたフォルミオンに、「盾工場」の運営をも託するのが適切であらう——との判断を下したものと思はれる。

以上の解釈のもとに「狭義の銀行」の委託——請負の具体的な關係を考へると、次の如くなるであらう。營業資金 aphormē は一タラントンで、すべて他人の所有にかかる貨幣の預金からなり、パシオン家の自己資金は投入され

てゐない⁽³¹⁾。貸付によりフォルミオンが得た年収のうち、定額一〇〇ムナは「借受料 *mithosis*」としてパシオン家に納められ、残額がフォルミオンの取り分となる。ところで『契約』発効の時点に於いて、預金一タラントンは既にパシオンが「収益を能動的に生み出すもの」として貸付に活用させてゐたので、パシオンからフォルミオンの手に預金関係の現金を受け渡す必要はなかった⁽³²⁾。発効後任意の時点で預金者の誰某から預金引戻しの申し立てがあった場合は、勿論フォルミオンがこれに応じなければならない⁽³³⁾。その際の資金源としては、(i)フォルミオン自身の所有する資金を使ふか、(ii)「盾工場」経営より生じた収益の一部を（臨時に）転用するか、(iii)「狭義の銀行」の運営により累積する収益の一部を（臨時に）転用するか、いづれかの場合が考へられ得る。預金総額一タラントンのうち引戻された部分は、他の預金者の獲得（もしくはフォルミオン自身の預金）により補填し、『契約』解消の時点では預金総額一タラントンの状態を確保して、この「狭義の銀行」をパシオン家に返還せねばならない。また『契約』の発効により預金者は、パシオンに対してではなくフォルミオンに対して預金をする事となる（既存の預金者たちに関しても、発効後の預金者たちに関しても）ので、今後もし預金の総額が一タラントンを超過する事態が生じた場合には、超過分に対してはフォルミオンが完全な自由裁量の権限を有し、これは『契約』解消の際に拘束を受けないこととなる⁽³⁴⁾。

なほ「委託を受けし財産に関する」日常運営面の費用」は、規定の「借受料」とは別扱ひである旨『契約』に記されてゐるが、「狭義の銀行」や「盾工場」の諸設備や奴隷はパシオン家の所有のもとにあり、諸設備の維持費や奴隷の生活費関係の出費は、論理上はパシオン家の負担となり得るので、特に『契約』で明記して、あくまでもフォルミオン側の負担である旨を強調したものであらう⁽³⁵⁾。

『契約』の最後の文章は、のちにアポロドロースがフォルミオンに対して強請^ゆりを掛ける口実を与へるものとなったが、この規定自体の意味するところは、前四世紀のアテナイに於いては「非市民」には「不動産所有の権限」が認められてゐなかつた事実をありのままに示すものとして、わが国でも既に諸家の論文で屢々引用され説明されて来てをり、⁽³⁹⁾ここで立入って言及する必要はないであらう。大筋を要約すれば——不動産所有の権限は「アテナイ市民」にのみ認められてゐた。フォルミオンは『契約』発効の当時いまだ解放奴隷すなはち「メトイコイ身分」の「非市民」であつた。他方パシオンは市民権を享受してこのかた、市民・非市民を含めたひとびとに動産を担保とする貸付（質貸）と並んで、市民のみに対する不動産を担保とする貸付をも営んで来た。後者の場合、相手の債務不履行の際に担保物件たる不動産を没収して、これをパシオンの所有に帰せしめることが出来るのは、彼が市民権を取得してゐるからである。さて『契約』により債権者の位置にフォルミオンが立つたとする。彼には、パシオンが不動産担保で貸付けてゐた相手が然るべく債務を守らなくても、担保没収をもつてこれに対処することが出来る。何故なら彼は「市民」ではないからである。このままでは「銀行」の委託——請負経営は貸付部門で暗礁に乗り上げてしまふ。このアポリアを切り抜けるには——「パシオン（及び彼の相続者たち）」対「不動産を担保として貸付を仰いだアテナイ市民」の關係はそのままに継続させてをいて、貸付利子徴収の権限をフォルミオンに委託し、かうして徴収された利子収入のうち規定額をフォルミオンは「借受料」の名目でパシオン家に納付し、また、債務不履行にもとづく没収不動産はパシオン家の所有に帰せしめる——方式を案出するほかはない。これは「パシオンはこの銀行に関し、一タラントンを、預り方に対して債務として負ふものなり」とのフィクションを構成することによつて解決される。すなはち、貸付部門では対外的になんらの変更を加へることなく、フォルミオンがパシ

オーンの債権者として立つことにより、「パシオン家の銀行」より貸付を仰いでゐるひとびとに対して、より、優位に立つ、債権者として合法的に利子徴収の権限を主張することが出来るし、債務不履行者の担保不動産は「パシオン家」の名義でこれを没収することが出来る。⁽⁴⁰⁾この特別措置により、フォルミオンは既往のパシオンの貸付分に対して合法的な権限を賦与されたばかりではなく、今後は事実上、彼自身のイニシアティブで、不動産を担保とする貸付を営み得ることとなつたのである。⁽⁴¹⁾

かうしてフォルミオンは、もはや旧主人の銀行の実務を担当する単なる雇ひ人ではなく、依然として解放奴隷の身分であることには変りがないとしても、『契約』にもとづいて、いまや自己のイニシアティブのもとに「銀行」の経営を担当することとなつた。

五、フォルミオンは契約発効後八年間、銀行（以下論旨に混乱を生ずる恐れのない限り、「狭義の銀行」を、単に銀行と記す）と盾工場との経営を担当したが、前三六三／二年にパシクレースが満十八才の成人に達した時点で手を引いた。⁽⁴²⁾その際に銀行は次子パシクレースの相続財産、盾工場は長子アポルドーロス⁽⁴³⁾のそれとして、名目上は分割されたが、両者の経営は、フォルミオンのもとで然るべき技術を身につけたものと思はれるパシオン家の四人の奴隷⁽⁴⁴⁾によつて、フォルミオンの担当のときと同じ条件で（但し銀行と盾工場の名目上の分割がなされたので、「借受料」の納付は、パシクレースに対し年一〇〇ムナ⁽⁴⁵⁾銀行関係、アポルドーロスに対し年一タラント⁽⁴⁶⁾ン⁽⁴⁶⁾盾工場関係となり、いまや、フォルミオン担当のときの如くに二人に平等に八〇ムナづつ分割する方式と異なることになつたが、借受料総額は以前と全く同一額、また、貸付部門での対外関係も全く同一の条件で）引き継がれ、これが十年間に及んだ。⁽⁴⁶⁾

かくて前後十八年間に亘る委託——請負経営ののち、前三五三／二年に、銀行はパシクレースが、盾工場はアポロドロースが、それぞれ自己のイニシアティブのもとに置くこととなり、「パシオン家の広義の銀行」（以下これを指して、括弧をつけて「銀行」と記す）は再び変貌を見るに至った。然し残念ながら、銀行にせよ盾工場にせよ、その後どのやうな運命を辿ったのか、史料的に追跡することが出来ない。⁽⁴⁷⁾

六、「銀行」の委託——請負経営も終り、銀行も盾工場もつがなくパシオンの二人の息子の手に戻つて来たのであったが、この間に、パシオン家内外の人間関係は甚だしく蝕まれて行き、精神的に最も深い傷を負ったのがアポロドロースであつた。

母アルキッペーが、もとはと云へば自分の家の奴隷であつた者の妻となり、しかも再婚ののち二人も子を生んだことは、⁽⁴⁸⁾彼には許しがたいものであつた。然し、母の生存中は彼はこれを耐へ忍んで過した。前三六〇年彼女が世を去るや、彼の不満は忽ちにして爆発する。彼女の死に先立ちフォルミオンが、アテナイ人のポリスから「市民権」を認められたことも、恐らく彼の憤懣の情を一層強めさせたに違ひない。アルキッペーは再婚の際にパシオンの『遺言』により多額の嫁資を贈与されたが、いまや彼女の死により、それが彼女の遺した子供たち（パシオンとの間に生んだ二人の男子と、フォルミオンとの間の二人の男子）の間で平等に分割されることとなつた。⁽⁴⁹⁾これを機にアポロドロースは、フォルミオンに対して無理難題を持ち掛けて「告訴」までするに至つた。然しこの件は「調停裁判」の段階でフォルミオンが賢明にも大巾の譲歩をおこなつたので、一家の内紛を「法廷」に於いて世のひとびとの前にさらけ出すことは避けられた。フォルミオンは総額五、〇〇〇ドラクマに達する財産をアポロドロースに手渡したが、それと引き換へに——アポロドロースは今後、ことパシオン家の財産に関係する問題でフォルミオ

ーンに対して何らかの責任を問ふが如き行為は一切おこなはない——との「念書 *gnosis*」を取り付けることに成功したのであった。⁽⁵⁰⁾ 因みに云へば、前三六〇年のこの事件の二年程前に、既にフォルミオーンは「パシオーン家の銀行」の経営から手を引いてゐたのであった。

然しアポルロドーロスの憤懣のより大きな爆発が、「銀行」の二度目の委託——請負経営が終り、銀行がパシクレースの手に、盾工場がアポルロドーロスの手に戻つてからのちに、起つた。——嘗つてフォルミオーンが経営から手を引いたときに、銀行・盾工場の相続上の分離がなされ（但し経営上の分離はそれより更に十年経過後のことである）、「借受料」受領額もそれに應じて分離されたことは既にみたところである。その際アポルロドーロスは、たとひ「借受料」取得分は銀行の方が大きかつたにせよ、他人の預金のみに依存するこの銀行の経営上の危険性を考量して、安全策をとつて盾工場を選択したのであった。⁽⁵¹⁾ さて二度目の委託——請負経営が終了してみると、銀行は結局のところ健在であつたし、いまやパシクレースの所有に歸してゐる。——従つて十年間を通じてパシクレースの収益はアポルロドーロスのそれより、遙かに大きなものとなつてゐる。⁽⁵²⁾ これにひきかへ、アポルロドーロスは、当り前の市民以上に市民としての義務を果し、たび重なる「公共奉仕 *leitourgia*」を遂行し、⁽⁵³⁾ そのため、父からの遺産の多くを消尽してしまつてゐる。⁽⁵⁴⁾

更に加へて、もともと自分の家の奴隸でありながらパシオーンの信頼をほしいままにし、父亡きあとは母アルキッペーを妻とし、ひたすら利にさとかく営々として巨富を築き上げ、遂にはアテナイ市民権まで得るに至つたフォルミオーンが、「銀行」の委託——請負経営から手を引いたのちもパシクレースと親密な關係を保つて現在に及んでゐる事実が、⁽⁵⁵⁾ アポルロドーロスには、我慢がならなかつた。この二人に対する彼の反感と嫉妬の念から、彼の猜疑心は深まっ

て行き、遂には、パシクレースの出生に関する疑惑の情を彼は抱きはじめ、いまや彼の眼には、パシオーンの『遺言』なるものが全く別の意味をもつものとして映り出して来たのである。

やがてアポロドロースは、フォルミオンを相手どつて訴訟を提起した。その裁判の際「フォルミオン擁護」の法廷演説の起草を担当したのがデモステネスであり（「デモステネス作品集第三十六」）、この演説のうち本稿標題に掲げた箇所（すなはちその法廷演説の第三節）に「二〇タラントン」なる数字が記されてゐる。アポロドロースは、如何なる根拠にもとづいて、この金額をフォルミオンに対して要求したのであらうか。

七、問題の検討に移る前に、すこし先まで事件の進展状況を見届けてをかう。

この裁判ではフォルミオン側が「paragraphe（抗弁）」と名づけられてゐる法的手続⁽⁵⁶⁾により、法廷では、もともと被告ではありながら原告に先立って——フォルミオンの行動には原告の主張するが如き不法な点や人間の信頼関係を裏切るが如きことは全然認められず、却つて原告こそ虚偽の訴因を拵へ上げてこの法廷をないがしろにしてゐる者にほかならない——との趣旨の法廷演説をおこなひ、⁽⁵⁷⁾一挙に原告アポロドロースを窮地に追ひ込み、これに続いてなされたアポロドロースの対抗法廷演説（これは現存しない）に耳を傾ける陪審員は殆んどなく、本稿冒頭に記した如く、フォルミオンの圧倒的な勝訴となつた。その結果、アポロドロースは、法規の定めるところに従ひ、自己の要求額の六分の一相当の罰金（epōbēla）⁽⁵⁸⁾、すなはちこの場合、「三タラントン二、〇〇〇ドラクマ」をフォルミオンに支払つたのであつた。⁽⁵⁹⁾

その翌年（前三四九／八年）、然しながらアポロドロースは、内容的にはこの事件と密接な関連をもつあらたな訴訟を提起した。そのとき彼が法廷でおこなつた演説は、第一部（「デモステネス作品集第四十五」・第二部（同上

第四十六」)ともに現存し、前者はデモステネスの起草、後者はアポロドロス自身の作でありながら「デモステネス作品集」に混入されたものと見られてゐる。⁽⁶⁰⁾(ともあれ、前回には「フォルミオン擁護」の演説を起草したデモステネスが、今回は逆にアポロドロスの立場に移つて法廷演説の起草を担当してゐるわけである。)⁽⁶¹⁾

第一部・第二部ともフォルミオンに対する個人攻撃の言辞が最も多くを占めてはゐるが、決してフォルミオンを相手に今回の訴訟がおこなはれたわけではない。確かに法廷でアポロドロスは——『遺言』なるものが偽作にほかならぬことは、前回の裁判の際の「調停裁判」で示されたフォルミオン及び彼の一味の不埒極まる態度からして既に明白であり、⁽⁶²⁾偽作の動機は、そこに記されてゐるアルキッペーの嫁資なるものを、彼女の夫となることによりフォルミオンが意のままに利用しようとして(すなはち、パシオンの遺産として直ちに二人の息子に渡すべき部分をフォルミオンが横領しようとして)なされたものである——と力説する。『契約』についてはアポロドロスは、契約の存在自体については否定しないが、然し——その末尾の文章「他方、パシオンはこの銀行に關して云々」はフォルミオンにより書き加へられたもの(prosegraphetai)⁽⁶⁴⁾と断定し、この書き加への狙ひは、「一タラント」をパシオン家より横領しようとして、且つ横領正当化のためにほかならない——と強調する。然し、彼がこの訴訟で相手としてゐる者は、彼の妻方の親族でありながら卑劣にも常にフォルミオン側に立つて『遺言』と『契約』とが共にパシオンの手になるものであるとの証言をして、彼を窮地に立たせて來たステファノスなる人物なのであり、世に冷酷無残な「高利貸」として悪名の高いこのステファノス、また利得のためにフォルミオンと結託してゐるこのステファノスを、アポロドロスは「偽証罪 pseudomartyria」で告訴して、その罰金として「一タラント」を要求してゐるのである。⁽⁶⁵⁾換言すれば、「ステファノス弾劾」の訴訟を利用して彼は、法廷の場でフォルミオ

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

ーンを痛罵してゐる。⁽⁶⁹⁾そして彼は演説中慎しみを捨てて——弟パシクレースが、本来ならば自分と協力してフォルミオン弾劾の立場に立つべきなのに、前回の裁判でフォルミオン側に立つてをり現在もまた同じ姿勢をとつてゐるのは何故か、それはパシクレースが、パシオン生存中にフォルミオンとアルキッペーとの間に生まれた不義の子であつたからである。⁽⁷⁰⁾(従つてフォルミオンによる『遺言』偽作のそもその意図については、もはや語るまでもない)——とまで公言する。然し、だからと云つてフォルミオンが告訴されてゐるわけではない。ステファノスを訴追することにより、前回の裁判の結果にはかにアポロドーロスに対して冷やかなものとなつた世人の眼差しを、今回の法廷演説で一挙に別の対象へと転じさせ、彼の名誉を取り戻す——云はば社会的な人気恢復策こそが、この演説の狙ひとみられる点に、⁽⁷¹⁾注意してをくべきであらう。

註

* 本稿第一節より第三節までは、一九七二年十一月十二日「史学会大会」の「西洋史部会」に於いて発表したものに加筆補正をおこなつたもの、第四節はその後あらたに稿を起して付加したものである。

なほ本稿中屢々古典期アテナイの貨幣単位呼称が現はれるが、呼称相互間の関係は以下の通りである。

6 obolos = 1 drachma, 100 drachma = 1 mna, 6,000 drachma = 1 talanton (= 60 mna).

(因みに、当時のアテナイ市民一人当りの生活費は一年一八〇—二〇〇ドラクマ程度で、この金額はほぼ奴隷一人の購入価格

に等しかった。)

* * 'To my knowledge, no one has made the thorough analysis of the dispute between Apollodoros and Phormio that the issues merit.'—Finley, M.I. *Studies in Land and Credit in Ancient Athens, 500-200 B.C.* [n.d. 1952] p. 262. n. 3. [なほ私は、この引用文章に就いて Finley が指示する H. Schuchert の論文 "Über die Echtheit attischer Rednerurkunden." (Demosth. 45, 31; 45, 28; 46, 21; 46, 14)." Berliner philologische Wochenschrift. 39. 1919. 22 頁以下) がいまだ出来ないままであるが、この論文に関しては Bogaert, R. *Banques et Banquiers dans les Cites Grecques.* 1968,

p. 75. n. 79 参照。なほ Demosth. XLV. 31. 『契約 misthos』及び Demosth. XLV. 28. 『遺言 diatheke』に対する私見については、本稿第二節註(26)参照。

(1) 大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』——『銀行』の項、一九六五年(岩波書店)、一九二頁右。

(2) 古代ギリシアの銀行史に関する最近の研究書として Bogart, R. *Banques et Banquiers dans les Cités Grecques*, 1968. が公刊されてゐる。本稿は、この Bogart の断期的な研究成果に負ふところ多大であり、ここに感謝の意を表すをへ。

(3) τράπεζα は「銀行」を指す唯一のギリシア人の用語であつた。言葉自体は「四脚の卓」の意味で、最初は「両替商」の用ひた「卓」を指し、のちになつて「両替商」が「銀行家」となるに至つてから、「銀行」の意味を得ることとなつた。この言葉が「銀行」を指すものとして使はれ初めたのは前四世紀初頭のことであつた。——Bogaert, *op. cit.* p. 37.

(4) Demosth. XXXVI. 5.

(5) τὸ 'ῥάου' の意味でいうのは Hasebroek, J. 'Zum Griechischen Bankwesen der klassischen Zeit', *Hermes*, LV. 1920. p. 166. n. 6. の解釈に従ふ。諸家は殆んどすべて、タシストにあるこの文字を削る。因みに Kränzlein, A. *Eigentum und Besitz im griechischen Recht*, 1963.

北大文学部紀要

pp. 24-26. 彼は Kränzlein 自身の立場から当然のこととして検討を要求されるべき管の(削除に従ふならその理由を然るべく説明すべき管の)この個所に関しては、ひとことも触れられてゐない。私としては τάου について、別に稿をあらためて論じたいと思ふ。

(6) παρακαταθήκη を「預り」と訳した。これを「預金」に限定するに ἀπὸ τοῦ παρακαταθήκῃ τοῦ τῆς τραπεζῆς の ἀπὸ の意味が不明でないといふべきであらう。

(7) ἐνεργά——この言葉の意味でいうのは Demosth. XXVII. 9-11. に於ける ἐνεργά(能動資産)と ἀργά(非能動資産)との区別[本稿第三節註(8)]を参照のこと。

(8) παρακαταθήκη の概念でいうのは Simon, D. 'quasi-rapacatathēn, zugleich ein Beitrag zur Morphologie griechisch-hellenistischer Schuldrechtstatbestände', *ZRG.* LXXXII. 1965. pp. 44-46, pp. 55-56.

(9) Demosth. XXXVI. 6. καὶ τῆς παρακαταθήκας λαμβάνων の ἀφ' [λαμβάνων]とする(すなはち λαμβάνων を除去する)読み方が通常おこなはれてゐる(Blass, Remie, Gernet)。然しこの場合、παρακαταθήκαι が、この銀行に保管を委託された物品類や、担保として預託されてゐた質物を指すものとすれば λαμβάνων を削除しなくても差支へないのではあるまいか。ハシオンとフォレハシオンとの間で『契約』が

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

発効となつた時点では、「預金二一タラントン」は全額すでに貸付けられてゐたのであり、その大部分が不動産担保の貸付けであつたにせよ、一部は動産担保(↓質物)の貸付けであつたため、後者の引き継ぎが、主としてここでは、話者の念頭に置かれてゐたものと、考へることが出来るからである。

(10) *ἐσπρά* 以外の、貸付金の具体例としては、パシオーンが當時のアテナイの実力者ティモテオスに対しておこなつたもの Demosth. XLIX. (本稿第四節参照)がある。また、Demosth. XXXVI. 20-21, 36. の記述によれば、パシオーンの死後アポルロドーロスが、父の貸付証書を手掛りに貸付金徴収をおこなつて「ほぼ二〇タラントン」の回収に成功したと云ふ。この金額が *ἐσπρά* 以外の、貸付金であつたことは云ふまでもない。

(11) *ἀγορή* を Simon, *op. cit.* p. 53 は「die Geschäftseinslage, die finanzielle Beteiligung」と解釈してゐる。他方 Bogart, *op. cit.* p. 365 では「un fonds de roulement emprunté」と説かれ「les dépôts」と対比させられ、また後者の補助的役割を果すものとして(eventuellement)「しかも両者共に「他人の貨幣 l'argent des autres」と見做されてゐる。然しこの Bogart の与へた解釈は Demosth. XXXVI. 11-14. に見られる *ἀγορή* の意味を捕捉し得ないのではあるまいか。そこに於いては、

aphorné = (a) *allotria chremata* ~ *παπαράσχη*
(b) *idia chremata* ~ *idia aphorné*

であり、(b)は「パシオーン家に属するひとの自己資金」を指す。この(b)が「銀行(これは文脈上「盾工場」と対比された「狭義の銀行」を指す)」には存在しなかつたこと、(a)すなはち「他人の貨幣」II「預金」(「預り」の中心部分)にせよ、『契約』に「パシオーンはこの銀行に債務として負ふ者なり」と記されてをり、これは既にパシオーンが他に貸付に出してゐるのでフォルミオーンに手渡すことが出来なかつたことをも意味してをり、従つて(a)(b)共にパシオーンからフォルミオーンに手渡されたことがなく、フォルミオーンが経営から手を引いて四人の奴隷にその経営が引き継がれた際も、事情は全く同じであつた、と述べられてゐるのである。

銀行関係外の *aphorné* の用例の二つとして Xenophon, *Memorabilia*. II. VII. 11-12. がある。前四〇四／三年のアテナイの政変期に親戚の多数の婦女子を一家に引き取つたため生計に窮したアリストタルコスなる者に対して、ソクラテスが彼女らに仕事を与へよと勧告した。アリストタルコスはこの勧告を受け入れ、借金をして資金を整へ、羊毛を買ひ、彼女らに仕事を与へたところ效果まことに好ましいものとなつた、とのエピソードが語られてゐる。その中で、アリストタルコスの言葉として、「これまででは、お金を借りてもそれを使

つてしまつたら返すことが出来なくなるものと心得て、お金を借りることに踏み切りがつかなかった。然し、今度は私も、仕事の資金のため (*eis ergon aphorhē*) 甘んじて借金をしてみることにしよう。」それに續いて「この結果として、資金が調達され (*erophōthē aphorhē*)、羊毛が購入され云々」と説明の文章が記されてゐる。この場合も、*aphorhē* は、事業 *erga* を営むために必要な、そして能動的に収益を生み出させるための資金の意味である。この *aphorhē* の構成がすべて借金であるとは、この場合も云ひ切れない。手持ちの「自己資金」だけでは事業を営むことは到底覚束ないが、これに多額の「借入金」を加へれば、立派に事業が営み得る。——そのやうな状況で、*aphorhē* なる言葉が用ひられてゐる。従つて *aphorhē* 自体を「借入金」と考へることは慎しまねばならぬであらう。

(12) Demosth. XXXVI. 11. *ἡ δ' ἐργασία προσόδους ἔχου ἐκτελέουσ ἀπὸ χρημάτων ἀλλοτρίων.*

(12 a) cf. *ibid.* 51. — 本篇第四節註 (97 a) 参照。

(13) この二人は、共に、もともとは非市民で、前五世紀末葉ペライエウスで共同して銀行業を営み、その後アテナイ市民権を賦与されたものと Bogaert, *op. cit.* p. 62. は推測してゐる。この推測は正しいであらう。

(14) Demosth. XXXVI. 43. 引継ぎが前三九五年より以前であ

北大文学部紀要

つたことは Isokrat. XVII. で取扱はれてゐる事件から知られる。但し引継ぎの条件に関しては、これを教へる史料がない。Bogaert, *op. cit.* p. 64. (cf. p. 64, n. 23) は「銀行 la banque がパンシオンに売却 *vente* せられたと考へるのが最も妥当な解釈であらう。」と説く。然しこの当時パンシオンは解放奴隷すなはちメトイコイ身分であつたが (Demosth. XXXVI. 48, Isokrat. XVII. 41. 49.)、いまだアテナイ市民権を得てゐなかつたので、土地・建物の所有権を欠如してゐた筈である。従つて、「銀行業務」はパンシオンに売却されたが、銀行の敷地や建物の所有は旧主人たちの手にとどまり、パンシオンは彼らに地代を支払つてゐた(彼がのちに市民権を得て敷地や建物を購ふに至るまで)ものと考へられる。

(15) Isokrat. XVII. 4. cf. 36. 前三九五年のことと見られてゐる。

(16) この若者がアテナイに於いて、単なる外国人ではなくメトイコイ身分に入つてゐたことは Isokrat. XVII. 41. に、彼がアテナイのポリスに当時のメトイコイのうち最大額の特別税 *esphora* を納付したことが述べられてゐるところから明らかである。cf. Thomsen, R. *Eisphora*. 1964. p. 191. なお、パンシオンに対し、常にこの若者のために尽力したメネクセスなる人物 (Isokrat. XVII. 9. sqq.) が現はれるが、恐ら

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる一・二の問題

く彼がこの若者の *prostatēs* であつたのではあるまいか。
メネクセヤノスに因つては Mathien, G. *Isokrate. Discours.*
Tome I. 1956. p. 74. n. 1.

- (17) 裁判の年代は、クニドス沖の海戦でスベルタの制海権が失はれたとき（前三九四年夏）よりも後（Isokrat. XVII. 36）、ボスボロス王サテュロスの死（前三九三／＼二年——Diodoros, XIV. 93.）よりも以前（Isokrat. XVII. 51. -52.）従つて前三九三年頃とをくのが通説。

- (18) 諸家はおほむねペシオーン無罪説をとる。例へば Perrot, G. 'Le Commerce de l'Argent et le Crédit à Athènes.' *Mémoires d'Archéologie, d'Épigraphie et d'Histoire.* 1875. pp. 401-405. 然し Bogaert, *op. cit.* p. 97. は、ペシオーン有罪の可能性が大きくと推測してゐる。

- (19) Demosth. XXXVI. 44. cf. 30. Perrot, *op. cit.* p. 409.

- (20) Davies, J.K. *Athenian Propertied Families.* 600-300 B.C. 1971. p. 430. Davies は前三八六年前説を強調してゐる。然し Bogaert, *op. cit.* p. 71. は、Demosth. LIX. 2. を論拠として前三七六年説をとる。然しながら、後者の論拠はアボルロドロスの結婚がペシオーンの市民権取得よりのものことであると述べられてゐるにとどまり、説得力に乏しいものと思はれる。

- (21) Finley, M. I. *Studies in Land and Credit in Ancient*

Athens. [n. d. 1952]. pp. 74-79.

- (22) 前三七〇／＼六九年ペシオーン死去のとき「土地関係の財産がほぼ二〇タラントンあつた」(Demosth. XXXVI. 5.) が、明らかにこれは、彼が市民権を取得してから彼の死に至るまでの間に、掌中に取められたものである。——「市民に昇進するや忽ちにして、このアテナイの新興ブルジョワが、富の伝統的な形態に対する彼の関心をあからさまに示したといふこの事実は、好奇心をそそり立てるものである。」Gernet, L. *Démosthène. Plaid. Civils.* Tome I. 1954. p. 207. n. 3.

- (23) Demosth. XXXVI. 30.

- (23 a) 然し『遺言』の真偽問題については本稿第二節註(26)参照。

- (24) Demosth. XLV. 28. この遺言に関しては、伊藤貞夫「ボリス社会における財産承継の狭容」『史学雑誌』第七十六編第十二号、一九六七年、一一八—一二〇頁。Croix, G. E. M. de STE. 'Some Observations on the Property Rights of Athenian Women.' *The Class. Rev.* NS. XX. No. 3. 1970. pp. 273-278.

- (25) Demosth. XLV. 31.

- (26) Demosth. XXXVI. 11. cf. 51.

- (27) *ibid.* 37. 引用箇所が続く文章は以下の如くである。「これ（＝八年間のフォルミオーンの請負経営）が終つてのち十年

間、彼ら（Ⅱアボルロドロスとバシクレース）はクセノー
ン及びエウフライオス及びエウフローン及びカルリストラト
ス（なる四人の奴隷）に請負はせたが、その期間に（アボル
ロドロスが得た収益は）毎年「タラントン」——「フォル
ミオンが手を引いたのも、アボルロドロスが「盾工場」
を、バシクレースが「狭義の銀行」を分割相続した（*ibid.* 11.）
のであるが、この分割はバシオン家内部での名目上及び、
「借受料」分配面に関する分割にとどまったものである（但
し、十年間経過後には名実共に分割された）。すなはち、こ
の際の『契約』なるものも、し存在したとすれば、「銀行」（広
義の銀行）所有者は依然としてアボルロドロスとバシク
レースであり、この二人の名義で四人の奴隷に経営を十年間
請負はせた。「借受料」金額は前回と同じく毎年二タラン
トン四〇ムナ。但しバシオン家内部では名目上の分割がおこ
なはれてゐるので、受領された二タラントン四〇ムナは、ア
ボルロドロスに一タラントン（「盾工場」借受料相当額）、
バシクレースに一タラントン四〇ムナ（「狭義の銀行」借受
料相当額）と区分されて分配されたものと考へられる。これ
によつて、本註引用の *ibid.* 37 後半部の意味も明瞭となる。
換言すれば、二度目の委託——請負経営のときには、この
『契約』の際バシオン家は外部に對しては、「盾工場」と「狭
義の銀行」とを未分割のまま一括してその経営を委託したの

であつたが、内部に於いては、名目上且つ収益配分上の分割
がなされてゐた。この視点に立つならば「彼」（Ⅱアボルロド
ロス）が他のひとびと（Ⅱ四人の奴隷）に、その後（Ⅱフォ
ルミオンが手を引いたのも、同じ条件で（*κατὰ*）同じ物
を（*κατὰ*）同一の価格で（*τὸν αὐτὸν ἀγρῶνα*）請負は
せたときに云々」（§. 12）の意味もまた明瞭となる。「同一の価
格で」とは、「盾工場」と「狭義の銀行」それぞれの「借受
料」が同一なのではなく、「借受料」全額がフォルミオンの
場合と同一額であつたことを意味する。そしてまた、外部
に對する『契約』の主体がアボルロドロスとバシクレース
の両者なのであるから、時に両者が（§. 37. のほか §. 14.
ἐπιστολῶν）時に一人が代表的な立場で（§. 12. *πρόθεν*）
現はれるとしても、矛盾を生むものではない。

(28) Bogaert, *op. cit.* p. 75, p. 79. (但し彼に於いては、前註
に記したやうなバシオン家の外部に對する、関係と内部に於
ける、関係を分けて考へる立場は、明確に示されてはゐな
い。) 他方、Hasebroek, *op. cit.* pp. 170-171. p. 171. Danosh.
XXXVI. 11. が、十八年間の委託——請負経営全体の終了後の
「盾工場」と「狭義の銀行」との分割を示すものと解釈され
(nach achtzehnjähriger Verpachtung) また §. 37. 後半
部から、四人の奴隷達の請負経営の「借受料」年額全体が一
タラントンの二倍（すなはち、アボルロドロスとバシクレ

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐって 一・三の問題

ースとが同一の額を受領した) 二一〇〇〇ドラクマであつた」と説かれてゐる。Gernet, *op. cit.* p. 217. n. 2. もこの Haselbroek の解釈を継承してゐる。然し、この解釈に對しては Bogaert, *op. cit.* p. 79. の批判を参照せよ。私の解釈は註(27)で述べたが、更に私は、§. 12. の論理展開の順序が時間的前後關係に即しておこなはれてゐるもの——*μίστρον* = パシオンとフォルミオンとの間の契約に関するもの、*δεύρερον* = (パシオン家内部での)「盾工場」と「狭義の銀行」との分割、*εφόρον* = 四人の奴隸による請負經營——と考へる。なほ、Davies, *op. cit.* p. 433. p. 439 (C-b) の内容的には Bogaert と同様な解釈をとつてゐるものと認められる。因みに Davies は、Dem. XXXVI. 37 is a misleading formulation」と記し、特に注意を喚起してゐる(*op. cit.* p. 433.)。

(29) パシオンの遺産内容の分析は、*ibid.* pp. 438-439. に詳し。

(30) Demosth. XXXVI. 11, cf. 14. Davies, *op. cit.* p. 439.

(31) Demosth. XXXVI. 12-13. で強調されてゐるのは、まづしへんの点である。現金を除く *parakatathékē* の引き継ぎは §. 6. — この件に關しては本節註(5)参照。なほ §. 11 か §. 14. にかかけ、*idia aphomé* (*idia chremata*) なる表現が屢々使はれてゐる。文脈上 *idia* (idios は「パシオン

ン家自身の所有に属する」の意味であることは云ふまでもない、銀行の「預金」部分にパシオン家のひとが自分の所持する貨幣を繰り入れ、そして、この銀行の貸付利子の配分にあづかる方式がおこなはれても差支へないのではあつたが、すくなくとも晩年のパシオンのかた、パシオン家ではそのやうな方式はとられた例がなかつたこと、あくまでも「狭義の銀行」の「預金」はすべて、*allotria chremata* 他人の所有にかかる貨幣」にもとづくところに、パシオン家の銀行の特色があつた事実が、ここで強調されてゐる。このことは、逆に当時の銀行では「家計」と「經營」との未分離のケースが多かつたことを物語る。なほ註(11)参照。

(32) *ibid.* 6. *ὅσα Πασίων ἐπὶ τῇ καὶ σπουδίας δεδουλευκός ᾔη*なる表現に注意。

(33) *ibid.* 12. *τεκμήριον τοῦ μισθώματος λαβεῖν ἀφορμήν*....., *οὐ δεδωκέντ' ἀφορμήν τοῦτο*, κτλ.

(34) *ibid.* 13. *ἀλλὰ τὰς παρακαταθήκας καὶ τὴν ἀπὸ τούτων ἐπιδόσαν αὐτῶν ἐμισθώσαντο*, κτλ. これはフォルミオンに次ぐ四人の奴隸の請負經營に關する文章であるが、フォルミオンの場合も同一と見て差支へない(cf. §. 12.)。四人の奴隸の場合は *χωρὶς αἰσούρες* (「別居奴隸」)であつたであらう。なほ、この四人が共にパシオン家の奴隸であつたこ

とは、*ibid.* 14. [註(34)]の記述から明らかである。

- (35) フォルミオンが八年間の請負経営より離れてのち、「船主」として主として黒海方面の海上取引に關与してゐた事實は、*Demosth.* XLV. 64 (*τὰ πλοῖα τὰ τοῦτου*) から知られる。然し、たとひ主体的ではなかつたにせよフォルミオンが既にパシオン生存中にも海上取引と關係を有してゐたことが、*Demosth.* XLIX. 31. —「アイギリヤ区の人ティーセステネースは海上取引に携はり (*κατ' ἐμπορίαν ἰδίαν*)、且つ彼はその際にフォルミオンと「仲間」(*κοινωβός*) の間柄であつた云々——から推測されよう。

- (36) 註(34) 参照。

- (37) 勿論この部分は、不慮の引き出しで預金総額一タラントに欠が生じたときには、その補填に転用され得る。

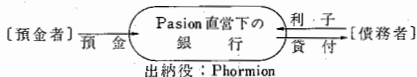
- (38) この個所を *Gernet, op. cit.* p. 164. は「*Phormion*..... *assurera, en outre, l'administration régulière.*」と解釈してゐる。

- (39) 村川堅太郎「民主政期に於けるアテネとアッチカ」『史学雑誌』第五十一編第一—二号、一九四〇年、二ノ八八—八九頁。馬場恵二「アテナイにおける非市民の不動産所有」『史学雑誌』第七十二編第八号、一九六二年、一—三四頁。

- (40) *Demosth.* XXXVI. 6.

- (41) 図示を試みれば、次の如くにならう。

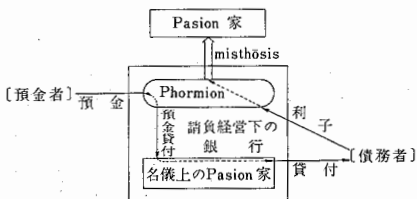
(1) 「契約」による方式以前



(2) 「契約」のとき、もし Phormion がアテナイ市民であつたと仮定した場合



(3) 今回の「契約」の場合



- (42) *Demosth.* XXXVI. 10-11, 14, 23, 37. cf. *Demosth.* XLIX. 42-43. (後者は前三六三—二三年の裁判に関する法廷演説であり、その中でパシクレースは証人として現はれてゐる。すなはち彼が「成人」に達してゐることが証明されるわけである。)——然るに *Finley, op. cit.* p. 47. は「パシクレースの成人及びフォルミオンの契約解除を、361 B.C.」と記す。恐らくは「フォルミオンの市民権獲得の年」(*Demosth.* XLVI. 13. *ἐντὶ Νικαρχίου ἀπογραφῆς* = 361/0 B.C.) と混同したものであらう。なほ同じく、伊藤貞夫「古典期のアテネにおけ

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐり1・3の問題

る手工業経営」(『古代史講座』6所収)一九六三年、六八頁。

- (43) 四人の奴隷の名は Demosth. XXXVI. 37. [註(27)参照]。彼らがみなパンシオン家の奴隷であったことは、彼らが十年間の請負経営を無事に完了させた功により、アポルロドーロスとパンクレースの二人によって、解放奴隷とされたことによつて (*ibid.* 14) 知られ得る。またこの四人のうち「エウフラियोス」が、既にパンシオン生存中からパンシオン家の奴隷であつたことは [Demosth.] XLIX. 44. から知られるが、これに関しつは Bogaert, *op. cit.* p. 79. n. 110. を見よ。

(44) Demosth. XXXVI. 12. [註(27)参照]

- (45) *ibid.* 13-14. この『契約』の相手がフォルミオンから四人の奴隷へと変つたのであり、このことはまた、Gernet が指摘するごとく、この場合「奴隷」に契約能力が認められてゐたことを示す。Gernet, L., *Aspects du Droit Athénien de l'Esclavage, Droit et Société dans la Grèce Ancienne*, 1965. p. 163. Gernet は、これを類する他の唯一例として [Demosth.] XXXIV. 31. (これは「海上取引」関係の場合) が認められることを指摘し、他方、この二例以外には——すなはち「銀行」と「海上取引、分野」以外では——このやうな事実を示す史料が皆無であることと対比させて、その特殊性を強調してゐる。*ibid.* pp. 159-164. 然し最近に至つて Davies, *op. cit.* p. 433. は、四人の奴隷が解放奴隷にされた

のちに、「契約」によつてそれ以後十年間の経営を担当した、との新しい見解を提示してゐる。然しながらこの Davies の見解は、必ずしも説得力をもつものとは認め難い。四人の奴隷がパンシオン家の(しかもそのうちエウフラियोスの如きは多年に亘る)奴隷であつた事実が、フォルミオンの契約解除後の引継ぎを円滑におこなはせた大きな理由であつたらうと考へられるからである。なほ、註(43)参照。

(46) Demosth. XXXVI. 37.

- (47) このことは然し、アポルロドーロスやパンクレースやフォルミオンたちの活動を示す史料が存在しないことを意味するものではない。アポルロドーロスは前三四〇年頃の訴訟演説 ([Demosth.] LIX.) の中に姿を現はし、フォルミオンとパンクレースについても然り (Hypereides, XLVII. XLVIII. —ed. Kenyon) をみよ。

(48) Demosth. XXXVI. 14, XLV. 75. cf. Gernet, *Demosthène*, Tome I. p. 263. (n. p. 210. l. 10.), Demosth. XLV. 4.

(49) Demosth. XXXVI. 14-15, 32.

(50) *ibid.* 15-17.

- (51) *ibid.* 11. なほ「アポルロドーロスは選択権 *hairesis* を握り、銀行ではなく盾工場を選択した云々」の「選択権」については、伊藤貞夫「ポリス社会における財産承継の変容」——一二夏及び一二頁註(23)——(26)を見よ。但し伊藤氏

が Demosth. XXXVI. 11. aspidopēgeion = *ibid.* 34 synoikia としてゐる(従つて「選択権」 hairesis = 「遺言にもとづく長子特権」 presbeia kata tēn diathēkēn とする) ことには、問題が残されよう。*ibid.* 34. の synoikia はベンオーンの死後間もなくアボルロドーロスに(「遺言」——これはアルキツペーに関する『遺言』とは別個の、但し同一系列に属するもの——によつて、cf. Demosth. XLV. 37.) 遺贈されたもので、「厩工場」と同一のものであつたか否かは確認出来ない(恐らくは別個のもの)であらう。なほこの synoikia は [Demosth.] LIII. 13. に現はれる synoikia——前三六八年頃アボルロドーロスが一六ムナの緊急の借財の担保としてゐるもの——と同一であらう。

なほ presbeia kata tēn diathēkēn に関しては、Gernet, *op. cit.* p. 216. n. 1. 及び伊藤「土揚論文・同所」に詳しく指摘されてゐる通り、同時代のアテナイでは全くの異例であつた。また、本稿第二節註(26)参照。

- (52) アボルロドーロスの収益は、1 tal. $\times$ 10 = 10 tal. 他方ベンクレースの収益は、1 tal. 4,000 dr. $\times$ 10 = 16 tal. 4,000 dr.
(53) Demosth. XLV. 78. Davies, *op. cit.* pp. 440-442. の論証に従へば、アボルロドーロスの leitourgia は(1)前三七〇年代に triērarchia (ただしこれは推測)(2)前三六八年 triērarchia. (3)前三六六／五年 syntriērarchia (4)前三六二年秋—三六〇年

初頭にかけて syntriērarchia (ただし単独負担)、(5)前三六一年 proeisphora. (6)前三五六年 syntriērarchia. (7)前三五二／一年 choregia (Dionysia 祭) の七回である。

- (54) Demosth. XXXVI. 40-41. で述べられ且つ反駁されてゐる「アボルロドーロスの云ひ分」より、アボルロドーロスの気持ちを逆推できる。

- (55) フォルミオーンは、ベンオーンの死後未成年のベンクレースの後見人 epitropos の一人となつた (*ibid.* 8.)。〔彼と共同の後見人はニイコレースなる者であつた (Demosth. XLV. 37.)〕。ベンクレース成年をもつて後見人の役目を終つたが、その後も親密な間柄であつた事實は、Demosth. XXXVI. 22. と Demosth. XLV. 83-84. の両史料から明瞭である。また、前三四〇年頃にも、この二人が親密であつたことについては、Hypereid. XLVII. fr. 134. に関する Bogaert, *op. cit.* pp. 77-78 の解説を参照。

- (56) paragraphē については Isokrat. XVIII. 1-3. に説明がなされてをり、前四世紀のアテナイでの具体的な分析は Harrison, A. R. W. *The Law of Athens. Procedure.* 1971. pp. 105-124. —すくなくとも前四〇三／二一年以降アテナイでは、もし原告が「宣誓に違反した告訴をした場合」には、被告は paragraphē の方式によつて原告を訴へ、アルコンたゞは、この原告の paragraphē にもとづき、法廷では被告に先に発言を

Demoshenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

許す。法廷で、もし被告が勝てば、それをもって「この訴訟問題は却下せらるべし」(μή εἰσάγῳγιον εἶναι)となり、原告は自分が提起した訴訟で被告に支払ひを要求した金額の六分の一相当額を罰金 (epòbelia) として被告に支払はねばならなかった。法廷で、もし原告が勝てば、原告が提起した訴訟問題が法廷であらたに審理されることとなる。paragraph をおこなった被告は、この場合には、原告側要求金額の六分の一相当額 (epòbelia) を、国家に対して罰金として支払ひ、然るのち、法廷であらたに被告として原告と対峙して黒白を決しなければならなかった。すなはち paragraph の場合には、論理的には「法廷」が二段構へとなる。但し、paragraph で被告が敗れたのちに開かれる法廷が paragraph の法廷と同一の陪審員で構成されたか否かは史料的に確められない。

(57) 法廷では、フォルミオーンが弁舌の才を欠くため、彼の友人仲間 (hoi epiteleioi) が彼に代つて演説をしてゐる。本稿で「フォルミオーン側」なる表現をしたのも、そのためである。

- (58) これは paragraph にあつて。cf. Harrison, *op. cit.* p. 107. p. 184.
- (65) Demosth. XLV. 6. 40-42. 51.
- (69) Jaeger, W. *Demoshenes*. (2. Aufl.) 1963. pp. 39-40.
- (91) この問題に関しては、本稿第四節の最終部分を参照され

た。

- (62) Demosth. XLV. 8-26. 57-62.
- (63) *ibid.* 39.
- (64) *ibid.* 29. ἐν ᾗ παρουσί παρταὶ ἐνδεκά τάλανθ' ὁ πατὴρ ὀφείλων κτλ.
- (65) *ibid.* 33-34. 47.
- (66) *ibid.* 68-70. esp. §. 70. ἀλλὰ τοῦτω καὶ τὰς τῶν ἄλλων συμφορὰς καὶ χρεῖας εἰσπύηματα αὐτοῦ νομίζων, κτλ.
- (67) *ibid.* 63-64.
- (68) *ibid.* 46.
- (69) *ibid.* 71-82. そして「第二部」に示た『Demosth.』XLVI. では全面的に、『遺言』がパシオーンによつてなされたことは、法律上から見てもあり得ない、ましてやその写しの副本 (antigrapha) などあり得ない、(これはフォルミオーンの偽作にはかならず)、それを真なりと証言したステファノスの罪は深い、と強調する。この「第二部」の法律上の問題に関しては、伊藤貞夫「ポリス社会における財産承継の変容」三一—三四頁の註(2)(3)、及び馬場恵二「アテナイにおける市民権と市民権詐称」(秀村・三浦・太田編『古典古代の社会と思想』岩波書店)一九六九年、一四三頁に詳しい。なほ、この「第二部」でも『契約』に関しては全面否定がなされず、パシオーンは銀行に対する債務者なり云々の

問題の文章が、書き入れ (*εἰσφορά*) と表現されてゐる (§. 17)。且つまた「遺言」の写本なるものを遺言をなす本人が作製する者はないが、「契約上の取決り文書 (*syngraphai*)」の写本は、契約内容を確認し契約違反を犯さぬためにとの目的で、これを作る云々 (§. 28)」とも語られてゐることに注意。cf. Demosth. XXXVI. 7. *καὶ τῆς διαθήκης τὸ ἀντίγραφον*. また、前回のアポルロドーロスの提訴が、『契約』に伴ふ問題を中心訴因としてなされ『遺言』問題は本来的なものではなかつた、これに対して今回の彼の提訴では重心が移動して「遺言」の真偽問題——これに関する偽証問題——が中心訴因となつてゐる。この重心の移動を前提として、「第二部」の法律上の問題も再検討されるべきであらう。

(70) Demosth. XLV. 83-84.

(71) 古典期アテナイの法規 (Demosth. XLVII. 1-2.) によれば、原告がもし法廷で被告側の提示する証人の偽証により有罪の判決を受けたときには、原告は判決に服して罰金を被告に支払つたのち、あらたに、さきの法廷で偽証をおこなつた人物を「偽証罪」で告訴して賠償を請求することが出来た。そしてもし原告が勝訴となれば、次の段階として、さきの被

告その人を、あらたに告訴し直すことが出来た。——アポルロドーロスの場合、この手順で先づステファノスを「偽証罪」で告訴したのであつた。然し、ここで彼が勝訴となつた場合、改めてフォルミオンを告訴するか否かは、彼の自由である。彼がそこまで進んだか否かは史料上確認することが出来ない。然しながら、「ステファノス弾劾」演説の中で、同時にフォルミオンが過度に個人攻撃の対象となつてゐる事実から、恐らくアポルロドーロスは、デモステネスの教示のもとに、ステファノス弾劾をもつて、問題を打ち切る方針をとつたのではあるまいか。(因みに、前回の敗訴でアポルロドーロスはフォルミオンに対して「三タラントニ二〇〇〇ドラクマ」を支払つた。然し、もし今回勝訴となれば「一タラント」をステファノスより獲得出来る。他方、フォルミオンはステファノスと親密な間柄であるから、彼がステファノスに「二タラント」を与へ、「一タラント」をアポルロドーロスに支払はせ、残額をステファノスの所有とさせた、と想像することも出来よう。然し、これは現存する史料の枠から大きく逸脱した過度の推測であり、参考意見として記すにとどめる。

第 二 節

一、漸く「アポルロドーロスは何故二〇タラントンを請求したのか」を、具体的に検討する運びとなった。この数字は、さきに述べた通り「デモステネス作品集第三十六」の冒頭の部分に現はれ、この要求が如何に不当なものであるかをフォルミオン側が論証することが、この法廷演説の中心テーマとなつてゐる。

然しながら、この演説で用ひられてゐる論理展開の方法は以下の如くである。——フォルミオンは、パシオン家のひとびと及びその財産とのかかはりに於いて終始一貫なら誠意に欠けるところなく、アポルロドーロスの恣意的行動に対しては譲歩し得る限り譲歩を重ねて来たこと、殊に法律上の面ではアポルロドーロスの違反こそあれフォルミオンから相手の権利侵害をあへてする振舞は全然なかつたこと等々を、逐一具体的に説明する。この説明により、そもそも今回のアポルロドーロスの要求なるものが介入する余地はあり得ず、従つてアポルロドーロスの主張は完全な虚偽にはかならない。——すなはちフォルミオン側は法廷で、彼とパシオン家との関係を、具体的な事実経過を説明することによつてあきらかにし、アポルロドーロスの「二〇タラントン」要求が空中樓閣にはかならないことを証明してゐる。

そのためこの演説の中では、相手のアポルロドーロス自身が「二〇タラントン」の要求を如何に理由づけてゐるかに關しては、殆んど言及されてをらないのである。

果してアポルロドーロスは、全く恣意的にこの金額を要求したのであらうか。たとひそれが眞実を偽るものであつたにせよ、彼には彼としての「論理」があつたから、単に相手を感情的に敵視するにとどまらずに「告訴」に踏み切

つたのではあるまいか。この「敗者の論理」を追求するところから、却って当時の「銀行」の性格を、より明確に、より立体的に浮かび上がらせることが出来はしまいか。

二、この金額については、十九世紀末葉 J. E. Sandys によってなされた解釈が、現在もなほ定説的なものとなっている⁽¹⁾。

Sandys 説は、解釈の手掛りを「デモステネス作品集第四十五」(前節で触れた通り、これは「二〇タラントン」要求の訴訟で敗れたのち、あらたにステファノスを告訴したアポロドロースが、法廷で読みあげたものである)のなかに求め、特に次の個所(第三十節)に注目する。

「銀行関係の財産につきましては誰でもがそれを御存じのところでありましたし匿されよう筈もないものでしたが、私どもの父(『パシオン』)が債務を負つてゐる——とのありもしない口実を設けることにより、彼(『フォルミオン』)は彼自身がその財産の権利所有者 *kyrios* であることに仕立て上げたのでありました。かうすれば、いくら他のひとびとに、——(彼が銀行の経営から手を引いたのちにも)彼が銀行関係の財産を持つてゐる——と知られたところで、(権利所有者の手に)戻るべきものが戻つたまでのことである、との云ひ抜けが出来るからなのです」⁽³⁾

この文章から——銀行の営業資金が八年間に亘るフォルミオンの経営のちパシオン家に返還されなかった、すなはちフォルミオンは「契約」末尾の規定を依りどころに「一タラントン」を返還しなかった、そのためにアポロドロースは「二〇タラントン」要求の訴訟を起したものに違ひない——との想定が成り立つ。では、なぜ「一タラントン」がもとになつて「二〇タラントン」の要求がなされるに至つたのか。

フォルミオンによる請負経営のあひだ、この銀行の貸付部門はあくまでもパシオン家の名義を保つてゐたが、

預金部門では、『契約』末尾の規定によりパシオーン家がフォルミオーンに債務を負つてゐたことになる。従つて預金利子支払は事実上フォルミオーンが、銀行収益のうち「借受料」を控除した部分より個々の預金者たちに手渡してゐたにせよ、論理的にはパシオーン家よりフォルミオーンに対して支払はれてゐたことになる。それゆえ、もし『契約』末尾の規定が偽作（フォルミオーンの加筆）であるとの判断が正しいとの前提に立てば、この偽作規定を契約期間中通用させてゐたフォルミオーンに対してパシオーン家は「一タラントン」に加へて、八年間の預金利子支払相当額をも請求することが出来たことになる。⁽⁴⁾ 計算を試みると——預金利子率を、一〇%と置けば、「一タラントン」の年利は一・一タラントン（＝一タラントン六〇〇ドラクマ）、期間は八年であるから利子合計額は「八タラントン四、八〇〇ドラクマ」に及ぶ。これに「一タラントン」を加へれば「一タラントン四、八〇〇ドラクマ」となり、ほぼ「二〇タラントン」に等しい。すなはちこれは、概括的に「二〇タラントン」と表現されても差支へない数字である。

この解釈は J. H. Lipsius や L. Gernet に継承され、最近に於つても J. K. Davies がこれを踏襲し、R. Bogaert も同一の見解に立つてゐる。⁽⁵⁾

三、いまここに見た通り Sandys 説はまことに説得力に富むものである。然し、なほ再検討の余地がありはしまいか。以下 Sandys 説への疑問点を掲げてみよう。

(1) Sandys 説が「デモステネス作品集第四十五」を解釈の手掛りとしてゐるのは、妥当であらう。⁽⁶⁾ 然しこの演説では、上掲第三十節よりもはるかに先立つ第五節で、次の如くに述べられてゐる。

「アテナイ人諸君、要約して云へば、かうなのであります。彼（＝フォルミオーン）は、以前に彼が同意を与へた

件の何ひとつをも (oðeu.....w tōg' ēuolōrōe) 実行に移す必要などはないものと決めて掛けてをりましたし、そしてまた、彼が銀行の営業資金 aphormē として所持してゐた貨幣をわが物にしようとかくらみました (ano-orepeu ēueiōrōe) ので、彼に対して私 (＝アポルロドーロス) は裁判を提起すること (dēry.....kaxēu) を余儀なくされたわけで、時間のゆとりが生まれるや早速、それをおこなったのであります⁽⁷⁾。

これがアポルロドーロス自身の口から語られた、前回の「二〇タラントン」要求訴訟の理由づけである。この文章に従へば、Sandys 説が中心問題と見做してゐる「銀行の営業資金」の件は必ずしも「裁判を提起することを余儀なくされた」主たる原因ではなく、むしろ、「以前にフォルミオーンが同意を与へた件」をフォルミオーンが完全に黙殺して来たこと、これこそが主たる原因であつたことになる。すなはち——「以前にフォルミオーンが同意を与へた件」に関してフォルミオーンがその約束を全然果してゐないので、この件に関してアポルロドーロスは「二〇タラントン」の要求をもつて迫り、それに対してフォルミオーンが、その要求に応じないばかりか (＝「そしてまた *and*」) 銀行の営業資金として所持してゐた貨幣をわが物にしようとかくらみ、そのためにアポルロドーロスは当初の要求を貫くべく、「裁判を提起することを余儀なくされた」——と解釈する余地が与へられてゐるのである。

(2) 次に極めて素朴な疑問であるが、Sandys 説の算定結果は「一九タラントン四、八〇〇ドラタマ」であり、「二〇タラントン」に対して「二〇〇ドラタマ」の差額を生ずる。

(3) また Sandys 説は、「銀行の預金利率が一〇%であつた」と云ふ前提に立つてゐる。然し、当時の銀行が預金利子を支払つてゐた事実を確証するに足る史料が存在するか否かについては、立ち入った検討がなされてゐるとは云ひ難い。現代社会の銀行は「定期預金」や「普通預金」には利子を支払ふが、「当座預金」に対してはこれをおこな

はない。現代社会からの類推は慎しまねばならないことは云ふまでもないが、「パシオン家の銀行」の預金の性格を検討することなしに、預金利子支払を自明の前提とするのは、行き過ぎであらう。まして「一〇%」なる数字は、如何なる根拠によるものであらうか。

(4)更にまた、より根本的な問題として、アポルロドーロスの「二〇タラントン」要求の訴訟は、当時のアテナイの法規では如何なるカテゴリーに属するものであつたであらうか。この問題が Sandys 説では看過されてゐるもののである。Sandys 説に従へば、本来の『契約』の末尾にフォルミオンが恣意的に加筆して銀行の營業資金を横領したので、アポルロドーロスが告訴したことになる。これは契約違反に対する損害賠償、すなはち「損害賠償要求訴訟 *dike blabes*」に属するものでなければならぬ⁽⁸⁾。もしさうとするならば、このカテゴリーで訴追した場合には、当時のアテナイの法規では、原告は被告に対し、被告が故意に違反行為をなしたと判断するときには違反金額の二倍を要求し得ることと定められてゐたのであり、この法規を前提として Sandys 説の如くに「一、タラントン」に、立脚してアポルロドーロスがフォルミオンに対して「損害賠償」を要求したとするならば、要求金額は「二、タラントン」になるべき筈である⁽¹⁰⁾。

四、Sandys 説へのこのやうな疑問提出を通して、問題解決の手掛りは、むしろ(1)で指摘した点——「フォルミオンは、以前に彼が同意を与へた件の何ひとつをも実行に移す必要などはないものと、決めて掛けてをりました」と云ふ陳述と「二〇タラントン」の要求とを関連づける考へ方——にありはしまいかと考へられて来る。因みに、この場合もまた、約束無視、契約違反であり、告訴のカテゴリーは「損害賠償要求訴訟 *dike blabes*」であらねばならぬ⁽¹²⁾。然し「デモステネス作品集第四十五」の中には、私が探索した限りでは残念ながら、以前にフォルミオンが如

何なる同意をアポルロドーロスに対して与へたのかを具体的に説明する文章を、見出すことが出来なかつた。⁽¹³⁾

それゆえに、云はば出発点に立ち戻り、「デモステネス作品集第三十六」の中から——さきに述べた通りアポルロドーロスの告訴理由についてはこの演説は殆んど言及してゐないのであるが——たとひ断片的にせよ「二〇タラント」要求の訴因に関連してゐると見做し得る文章を探り出し、それらの中に「以前にフォルミオンが同意を与へた件」に内容的に該当するものがあるならば、それを依りどころとして、更に問題を考へて行くべきであらう。

五、以上の視点から「第三十六」を読み直すとき、次の三個所が注目し値ひするものとなる。

(A) Demosth. XXXVI. 3.

「彼(『アポルロドーロス』)は、当面のこの二〇タラントの金額の訴訟を此の人(『フォルミオン』)に提起した上(*ἀπὸ τοῦ ταύτου εἰκοσι τάλαντος αὐτῷ ταύτῳ*) 強請りを掛けてをります(*συκοφαντεῖ*)。』

(B) Demosth. XXXVI. 12.

「彼(『アポルロドーロス』)は、銀行、營業、資金の返還を求めて、強請りを掛けてをりますが(*τοῦτου συκοφαντεῖν ἐκ τὰς ἀπορρογῆς*)、これに関する証拠を誰か陳述せよと云はれれば、そのひとは沢山の証拠を引き合ひに出すことが出来ませう。』

(C) Demosth. XXXVI. 33.

「アテナイ人諸君よ、彼(『アポルロドーロス』)は如何なる点についてもなんら正しいことを語ることが出来ないのに、調停裁判者の面前で(*πρὸς τῷ διακτῇ*)、破廉恥極まる言辭を弄してはばからなかつたのであり、その言辭について諸君が先づ以つて知つてをかれるのがよろしからうと思ひます。一つは、(パシオンの)遺言なるものは

そもそも存在せず、それは全くの捏造偽作にはかならないとの言辭であり、もう一つの言辭は、いままでもなげ何もかも彼（「アポルロドーロス」）が譲歩して訴訟に持ち込みもせず、（*oûrē dikēgōnau*）きたのかと云へば、フォルミオンが彼（「アポルロドーロス」）に多額の借受料を納付することに積極的な姿勢を示し、また、今後も納付するとの約束をした（*phōthōn*.....*kai dīkōphēf' oīōn*）からである。ところがフォルミオンはこの約束の件を何ら果してをらないので（*ērethē ō ōi roēf' rābra*）' そのためいまかくの如く私（「アポルロドーロス」）は告訴してゐるのである（*dikōgōnau*）' と彼（「アポルロドーロス」）は申してをるのであります。」

上掲三史料の内的連関性を辿ると、ほぼ次の如くなる。

先づ(A)については、「強請りを掛けてゐる」内容が「二〇タラントンの訴訟」であるかの如くに読み得るが、原文に注意すると「訴訟を提起した上」の傍点部分に相当する *hagōn* はアオリスト分詞形、他方、「強請りを掛けてゐる」*oukōphēf'* は現在形で、両者は時称を異にする。従つて(A)は——「二〇タラントンの訴訟」を先づアポルロドーロスは提起してをき、更にそれからめて、それとは別の件で「強請りを掛けてゐる」（実は、その強請りこそがアポルロドーロスの狙ひであり、「二〇タラントンの訴訟」はそれを成功させるための手段にはかならなかった）——との想定を許す文章である。

この(A)で「強請りを掛けてゐる」と述べられてゐるものの内容が(B)によって示されてゐる。*oukōphēf' (A)*——*oukōphēf' (B)*——現在不定形」と、動詞の用法も全く同一であり、内容は、アポルロドーロスがフォルミオンに対して「銀行の營業資金 *aphornē*」を返還せよと、強請りを掛けてゐるのである。

注意すべきは、「二〇タラントン」に關しては「訴訟を提起した上 *ōi kōpē hagōn*」なる表現、すなはち「訴訟 *dikē*」

と云ふ法規上の公式用語が使はれてゐるのに、「銀行營業資金 *apborne*」に関しては「強請りを掛けてゐる」と云ふ一般的なあいまいさを含んだ表現がとられてゐる事實である。さてここで(C)に目を転ずると、(C)の中には紛ふかたなく「そのためにいまかくの如く私(IIアポルドーロス)は告訴してゐるのである、*deutopiac*」と「訴訟 *dike*」に対応する表現を見出すことが出来る。従つて「(II)タラントンの訴訟」の内容は、まさしく(C)にもとづいて考察されるべきものであらう。しかも(C)の中には、われわれが探し求めて来たもの、すなはち「以前にフォルミオーンが同意を与へた件」に該当する内容が、フォルミオーンの約束無視のことまで含めて、具体的に述べられてゐるではないか。

更に注意すべきは、(C)に於いて「調停裁判」への言及がなされてゐる事實である。⁽¹⁵⁾「私法」面でのアテナイの裁判制度では、原告がアルコンのもとに訴訟を提起すること、これが第一段階で、次に、特殊なカテゴリーの場合を除き、⁽¹⁶⁾アルコンが然るべき「調停裁判役 *diatares*」を指名して、そのイニシアティブの下で原告・被告両者の間に、「調停裁判 *diata*」をおこなはせる。これが第二段階であり、ここで両者の和解が成り立てば、事件は「法廷」に持ち込まれずに終る。然しこの段階で両者相譲らず、またいづれかが調停裁判役の判定に不服である場合には、⁽¹⁸⁾第三段階として「法廷」で最終的に決着がつけられ、それ以上の控訴なるものは制度的に存在しなかつたのである。従つて、上掲三史料を中心にしてわれわれは、次の如き過程を描き出すことが出来るであらう。

【第一】アポルドーロスは——フォルミオーンが「今後も納付をするとの約束」を与へた「借受料 *misthosis*」を全然納付してをらないので、契約違反として、未納金全額にもとづいて「損害賠償要求額(II)タラントン」を計上し——アルコンのもとに訴訟を提起した。(史料(A)前半部及び史料(C))

【第二】調停裁判のときアポルドーロスは、冒頭で先づ『遺言』なるものがフォルミオーンの偽作であると唱へ

て被告に倫理的攻撃を加へ、次に、自分の提訴理由を説明した(史料C)。「遺言」はパシオン亡きあとのパシオン家とフォルミオンとの関係の基本的前提であり、これがフォルミオンの偽作であつたとすれば、彼は全面的にアポロドーロスの要求に屈服せねばならない。そのため「遺言」真偽問題が係争の一点へと転化した。また「借受料 *mithosis*」納付有無の問題は『契約』の規定の再吟味の必要をよび起し、その末尾の規定の解釈が最大の争ひの的と化した。アポロドーロスは、これをフォルミオンの手になる「書き加へ」と断定し「銀行の営業資金——タラン톤の横領正当化のためにフォルミオンがこれをおこなつたもの」と決めつけ、「——タラン톤」の返還を要求した。これに対してフォルミオンは、『契約』の成立事情を説明し、また「パシオン家の銀行」の預金と貸付の構造を説明して「営業資金——タラン톤」の横領などあり得ないし自分もそのやうな行為は絶対にしてをらない、すなはちアポロドーロスの主張は「強請り」にほかならない、と反論する(史料A後半部及び史料B)。結局「調停裁判」は決裂状態で終り、事件はそのまま「法廷」に持ち込まれることとなつた。

恐らく、アポロドーロスの意図は——「二〇タラン톤」要求の告訴を掲げてをき、調停裁判の段階でフォルミオンを(イ)「遺言」偽作(ロ)「契約」末尾加筆の口実で倫理的に窮地に立たせ、(ハ)の主張を強硬におこなつて(ニ)の点で屈服させ「——タラン톤」をアポロドーロスに支払はせることにより、「二〇タラン톤」の告訴を取り下げて、事件を終結させる——ところにあつたもの、と考へることが出来る。この推測を裏付けるものとしては、アルキッペーの遺産をめぐる係争の際の前例(本稿第一節六前半部参照)がある。然しアポロドーロスは、アルキッペーの遺産分割の際とは異り、今回は断乎として調停裁判の段階で相手に譲歩しようとはしなかつた。

【第三】従つて「法廷」では、アポロドーロスのそもそもの告訴——「二〇タラン톤」要求訴訟——が公式の

係争点であり、判決もこの点について与へられるものであったが、原告と被告側との間では調停裁判で前面に現はれて来た問題もすべて「二〇タラント」問題に密接不可分な連関に立つ以上、併せて論じられねばならなかった。これが、総括的に史料(A)に於いて表現されてゐる。⁽²⁰⁾ (この(A)と、「第四十五・第五節」「本節三(1)引用」との内的連関性に注意せよ。)

六、このやうに考へて来ると、「二〇タラント」問題は、Sandys 説の如くに「營業資金 aphorne」からではなく、上掲史料(C)を通して、すなはち「借、受料 misthosis」にもとづいて、検討されなければならないこととなる。然らば、「借受料」との関係で、且つ契約不履行にもとづく「損害賠償要求訴訟」との関係で、この金額を考へると、如何なる解決が与へられるであらうか。

フォルミオンが経営を担当した八年間を通じて「借受料」年額は一六〇ムナで、これがパシオン家に納付されたのちアポルドーロスとパシクレースとの間で折半され、各々が八〇ムナづつ受領した。もしこの「借受料」が全額未納のままであつたとすれば、

$$160 \text{ mna} \times 8 = 1,280 \text{ mna} = 20 \text{ tal. } 80 \text{ mna}$$

となる。然るにこの場合パシクレースは「訴訟」に加担してをらず、アポルドーロスが単独でフォルミオンを訴追してゐるのであるから、アポルドーロスの主張する未納額はその半分、すなはち「一〇タラント四〇ムナ」である。

この「損害額」は「損害賠償要求訴訟」により二倍の額に高められるから、結果としては「二〇タラント八〇ムナ」が要求すべき額となる。この計算では「二〇タラント」に比べ「八〇ムナ」が余分なものとなつて来る。

然しこの「八〇ムナ」の件は、次の如くに考へて、処理することが出来る。

(イ) 先づ『契約』がパシオンとフォルミオンとの間で、いつ、取り結ばれ軌道に乗り出したかを、確認してをかう。この点に関しては既に Davies がデータを整理してをり、⁽²¹⁾ 彼の見解に従へば、その時点は前三七〇年夏である。そしてそののち半年ほど経て、(一年以内に)、パシオンが亡くなった。⁽²²⁾ 勿論『契約』はパシオンがみづからの死を予期して生前に取り結んだものであったから、彼の死は『契約』の内容に変更を生ずるものではなかった。

(ロ) 次に、上掲史料(C)後半部に「フォルミオンが、彼に、多額の借受料を納付することに、積極的な姿勢を示し、*ἑαυτὸν ᾄδ' ἐπέου δοπιῶν κολλῆν'*、また、今後も納付するとの約束をした (*καὶ ἐπικυπέει ὀσεν*)、⁽²³⁾ ところがフォルミオンはこの約束の件を果してをらないので (*ἐπειδὴ δ' οὐ ποιεὶ ταῦτα*) 云々」と記されてゐる。このうち傍点を付した個所の文章構成は、前半の主動詞は *ἑσέει* 後半のそれは *ἐπικυπέει* と使ひ分けられ、いづれも主語はフォルミオンで時称は未完了過去で整へられてゐる。ところが、これら主動詞それぞれに添へられてゐる動詞不定形が、前者に対しては *ὄσεν* で現在不定形、後者に対しては *ὀσεν* と未来不定形であり、区別して使用されてゐる。*ἑσέει* の原形は云ふまでもなく *ἑσέω* で、例へば Liddel-Scott-Jones の辞書では '*wish*' と並べて '*be willing to*' の意味を宛ててゐる。⁽²³⁾ それゆへこの文章は「フォルミオンが彼にすすんで多額の借受料を納付した、そして、今後も納付しようとの約束をした。ところがフォルミオンは云々」と訳したほうがより適切であらう。さうなると、或る特別な時点で、「フォルミオンがアポルロドロスに『多額の借受料』をみづからすすんで納付した」ことが事実として存在したが、それ以後は全然それを納付しなかった、と解釈することが出来る。⁽²⁴⁾

(ハ) では或る特別な時点とは、いつのことであつたらうか。恐らく、パシオンの死後間もなくのとき、と解釈され

てよい。何故ならば『契約』の文面に「而してフォルミオンに於いては、パシオンの息子たちの同意を得ざる限りは (*Sau mi pelon to's patras to's Haeleus*)、自己の一存にて銀行の運営をなすを得ず。」と規定されており、この規定に最もふさはしい状況は「パシオンの死」にはかならないからである。⁽²⁵⁾ そのときフォルミオンは「パシオンの息子たち」にこの『契約』の存在について説明し、今後ともそれを存続させることに關しては彼らの納得を取り付けねばならなかったのである。その際にフォルミオンは『契約』遵守の証し立てに過去半年分の「借受料」をみづからすすんでパシオン家に納付し、当時既に成人になってゐたアポルロドロスが、これを受理したものと考へられる。アポルロドロスも、これを事実として承認してゐるので、調停裁判のときにも、「フォルミオンが自分に、みづからすすんで納付した」と語つたのであらう。従つて彼は、彼が算定する「損害額」には、この半年分の「借受料」は含めてをらなかつたであらう。すなはち彼がこの訴訟で問題としてゐるフォルミオンの契約不履行の期間、は、八年間ではなく七年間半であつたと判断することが出来る。

以上の分析にもとづいて計算を試みると、次の通りである。先づ「損害額」は、

$$\frac{160}{2} \text{ mna} \times 7.5 = 600 \text{ mna} = 10 \text{ tal.}$$

それゆゑ「損害賠償要求額」は、

$$10 \text{ tal.} \times 2 = 20 \text{ tal.}$$

となつて、ここで「二〇タラントン」なる数字の問題は解決を見るに至る。⁽²⁶⁾

註

(1) この問題に關する Sandys の解釈として、通常、Sandys,

J. E. *Select Private Oration of Demosthenes*. II. 3. 1896. (or, I. 4). p. XXIV. が引用されてゐるが、残念ながら私は

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐり二・三の問題

いまだこの著書に参看する機を得てゐない。然し、諸家の引用を通じて、その解釈の内容を知ることが出来る。例へば、Lipsius, J. H. *Das Attische Recht und Rechtsverfahren*. II. 2. 1912. pp. 725-726. n. 181, Gernet, *Demosthène. Plaid. Civils*. Tome I. p. 201. n. 2., Davies, *op. cit.* p. 432., Bogert, *op. cit.* p. 347. (但し Bogert は Sandys の著書を引き、Gernet の説明を脚註で記す。)

- (2) この演説では——前回の裁判ではフォルミオン側の巧妙な掛け引き (paragraphe で先手を打ち、証人に偽証をさせるが如き) のため、自分の主張に陪審員たちは耳を藉さうともしなかった、今回こそは真実を陪審員たちに語り、フォルミオン側が前回に提示した証人の非を明らかにしよう——との「前置き」がなされてゐる (Demosth. XLV. 5-7.) ので、この史料の中に「二〇タラントン」問題解明の手掛りを求めるのは、妥当な方法と云ふよう。

- (3) Demosth. XLV. 30. cf. 29.

- (4) 或はここに記した説明は、Sandys のものととの考へ方に対して解釈過剰になつてゐるかも知れない。然し、Gernet を通して Sandys 説を継承し展開させてゐる Bogert の解釈【註(2)参照】に従へば、本文の如き説明をとらなければならぬ。

- (5) 本節註(1)参照。

- (6) 本節註(2)参照。

- (7) Demosth. XLV. 5.

- (8) Gernet, *Demosthène. Plaid. Civils*. Tome I. p. 202. Harrison, *op. cit.* p. 116. (但し Demosth. XXXVI. Hypothesis 2. は *δίην ἀπορριψῆς* と記してゐるのは疑ひがある。)
 116. n. 2. は、Gernet, *op. cit.* pp. 201-202., Harrison, *op. cit.* p. 116. n. 2. を用ゐる)

- (9) Demosth. XXI. 43. *οὐ περὶ τῆς βλάβης οὐτοὶ νόμοι κρύπτες...* *ἃν μὲν ἐκὼν βλάβην, ἀπράδου, ἃν δ' ἄκων, ἀπράδου τὸ βλάβος κεισένοισιν ἐκτελεῖται.* cf. Harrison, *op. cit.* p. 168. n. 4.

- (10) 従つて、Gernet が「一方に於いては Sandys 説を肯定し【本節註(1)参照】、他方に於いてはフォルミオンに対するアポルロドーロスの訴因を *dike blabēs* のカテゴリーに属するものであると説いてゐる【本節註(8)参照】のは、自己矛盾を冒してゐるものと云ふべきである。Harrison *op. cit.* n. 116. n. 2, n. 3. は H. J. Wolf が「二〇タラントン」をつれば *dike blabēs* とあるから、フォルミオンにより着服されたと認められる金額「同額の金額」と解釈してゐる、との言及がある。Wolf, H. J. *Die attische Paragraphe*. 1966. 及び *Erannion Mariadakis* I. 1963. は私は未だ参看の機を得てゐない。然し Harrison の記述の

文脈から、Wolf もフォルミオンが着服したとアポロドロ
ロスが主張している対象を、「営業資金、aphorné」に置き、
その着服額を「一タラントン」ではなく「一〇タラントン」
と見做して、彼の論理を立ててゐるものと推察される。もし
さうではなく彼が aphorné 以外の材料から「一〇タラン
トン」の数字を導き出す新しい解釈を提示したものとする
ば、この問題を dike blabés として考へるが新しい解決を見
出してをらない Harrison は Wolf の論文を別の形で紹介
した筈である。因みに Bogert, *op. cit.* にせよ Davies, *op. cit.*
にせよ共に上掲 Wolf の二論文には（年代的には後者が先行
するにも拘らず）全く触れてゐない。

- (11) 同意 homologia $\eta\omicron\iota\lambda\omicron\gamma\iota\alpha$ [Demosth.] LVI. 2. *καὶ*
τοῖς νόμοις τοῖς δημοτέροις, οἱ κεισούμενοι, ὅσα ἔν
ἐκὼν ἑτέροις ἐπὶ πόλει ἔχον, κόρια εἶναι. cf. Jones, J. W.
The Law and Legal Theory of the Greeks. 1956. pp. 221-
223.

- (12) 'On est obligé de reconnaître que l'action *πλάττης* (de
«dommage») — c'est-à-dire une action en elle-même
délictuelle — est employée en cas d'inexécution du con-
trat.' Gernet, 'Sur la Notion du Jugement en Droit
Grec: Droit et Société. p. 73.

- (13) この演説の中心テーマではなかつたため、これはやむを得

ないことであらう。

- (14) 古典期のアテナイでは、(A)事件当事者以外の任意の第三者
が、問題となつてゐる事件で不正を加へてゐると見られる者
を告訴してよい場合 (*graphai*) と、(B)事件当事者のみが、す
なはち相手から不正を受けたと自ら判断する者のみが相手を
告訴しなければならない場合 (*dikai*) とがあつた。『契約』に
関する事件は後者のカテゴリーに入る（それゆゑ *dike blabés*
と呼ばれる）。*sykophantia* (告訴を受理する役人への密告に
もとづく) は前者のカテゴリーでは「誣告」と云ふ公的意味
をもつが、後者では任意の第三者が直接介入することがない
ので、前者の場合とは同じ言葉でも意味内容を異にする。

本件の場合、既にアポロドロスは正式にフォルミオー
ンを告訴してをり、その上で、フォルミオンに *sykophantia*
をおこなつてゐる。その *sykophantia* も、当事者間の事件に
関するものである。

- (15) 従つて前三五〇／四九九年のこの裁判は、「金貨業に関する
事件」が、いまだアリストテレス『アテナイ人の国制』第五
十二章 (二) に記されてゐる「一ヶ月以内に判決すべき訴
訟」(*dikai emmenoi*) の適用範囲内には入つてゐなかつたこ
とを示す。何故なら「*dikai emmenoi*」は「二部族に一人」
都合五人の訴訟提起官 *eisagogeis* の管掌下にあり、公式調
停裁判はおこなはれないからである。この問題については、

Demoshenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐり・二三の問題

Gernet, 'Sur les Actions Commerciales en Droit Athénien', *Droit et Société*. pp. 173-200. に詳し。

(16) 例へば前註で触れた「dikai emmenoi」に属する訴訟の如き場合。

(17) フリストテレス『アテナイ人の国制』第五十三章に詳し。

(18) 『前掲書』第五十三章 (一) — (三)。

(19) Demosth. XXXVI. 14-15.

(20) これがまた、本節で言及した「デモステネス第三十六」の論理展開の方法を規定することとなったものであらう。更にまた *paragraphe* 方式をフォルシオン側がとつたこと「本稿第一節註 (56) 参照」もまた、これに連関するであらう。

(21) Davies, *op. cit.* p. 432. cf. p. 429.

(22) *ibid. loc. cit.* 'If, as suggested above, Pasikles came of age in summer 362, the eight years of *misthosis* should have begun in summer 370 (i. e. 371/0): this is consistent with Pasion's continuing activity in 372/1 and his death in 370/69.' 契約の開始とパシオンの死との間の巾は、最大限一ヶ年程度・最小限一ヶ月程度とをき得る。更に私なりに補足すると、「契約が出来てゐる」病の *arthrosia* が「メンホーニシツツ」(Demosth. XXXVI. 7)「この病の中心

で (*ἀρροστώ*) パシオンは、銀行の帳簿の内容をアポルローネロスに「シタリス」に教へる」([Demosth.] XLIX. 42.)「身体の自由も意のままにならず (*ἀδουδρώς*)、町へ出掛けることもほとんど出来ず、視力さへも失つてゐた」([Demosth.] LII. 14) のであつたが、カルリッポスの告訴を受け調停裁判で争はねばならず、この係争が決着を見るに至らぬうちに病歿した。彼の死の時日を厳密に確定するものは出来なかつた ([Demosth.] XLVI. 13. *ἐν ἀδουδρήτῳ ἀποθνήσκει* 370/69. B. C.)。前三七〇年後半期に死去し、前三六九年前半期には及ばなかつたのではあるまいか。更にまた、前三五〇／四九九年の裁判の際になされたフォルシオン側の法廷演説 (Demosth. XXXVI.) の中で、フォルシオン側の契約開始が既に「二十年以上」(*ἐτὼν ῥῆσιν ἤ εἰκοστί*) も前のことと表現され (§. 26)「他方、アポルローネロスがパシオンの死により遺産を継承して現在まで、恰も二十年間」(*ἐτὼν ἰσὺς εἰκοστί*) となることを語られてゐる (§. 38)。共に、必ずしも厳密な表現ではないが、「二十年」が共通に現はれる点に注意すると、契約開始とパシオンの死との間に一ヶ年の巾を置くことは困難とならう。

(23) Liddell-Scott-Jones, s. v. *εἰθέλω* I. 1. *to be willing* (of consent rather than desire, v. *βούλομαι* I), but also generally, *wish*.

(24) 「ところが彼(=フォルミオンは)この約束の件を果してをらないので (*ἔπειθ' οὐ καὶ ταῦτα*)」原文の *tauta* は中性複数であるが、これを複数の対象を指すものと解釈する必要はない。cf. Smyth. H. W. *Greek Grammar*, 1956. p. 270. art. 1003.

(25) パシオンがフォルミオンとの間に『契約』を結び、そののち二人の息子に銀行の帳簿の内容を説明した、と考へられることについては本節註(22) 参照。

(26) 以上の分析より、『契約』(本稿第一節三)は、全文がパシオンの手になるもので、末尾の規定もパシオン自身の承認するところのものであり、フォルミオンによる恣意的な書き加へではない、と判断してよからう。然し『遺言』(本稿第一節三)に関しては、疑問の余地が大きい。(1) アポルロドーロスにより *synoikia* が「遺言」にもとづく「長子特権」 *presbeia kata ten diatheken* との理由づけ(この問題に関しては本稿第一節註(51) 参照)、パシオンの死後間もなく相続されたが、この「長子特権」 *presbeia* 自身が問題を含むものであり、更にこれを『遺言』でアルキッペーの嫁資に含まれてゐる「一〇〇ムナ相当の長屋 *synoikia*」の項と對比して考へると、後者の正当化のためにアポルロドーロスに対して特殊な配慮がなされたものと考へられて来る。(2) フォルミオン自身が『遺言』の「原本」を持たず、法廷でも

「写本」のみ提示するにとどまらざる (Demosth. XXXVI. 7. cf. [Demosth.] XLVI. 28.)。これはアルキッペーの夫たる者として、奇異なことである。他方フォルミオンは『契約』の「原本」は持つてゐたのである (Demosth. XXXVI. 4. *καὶ μοι λαβὴ τὰς συνθήκας κτλ.* 7. *ἰβιδ.* 7. *λαβὴ τῆς διαθήκης τὸ ἀντίγραφον κτλ.* との相違に注意)。(3) も「遺言」がフォルミオン側で語る如く複数の第三者のひとつとの管理下にあった (*ibid.* 7.) ことが事実であったとすれば、「調停裁判」の際にもっと適確に行動が出来、アポルロドーロスの疑惑を招くが如き振舞ひ (Demosth. LXV. 17-28.) は、不必要であつた筈であらう。また、ケーフィソフォーンの手許に『遺言』の「原本」がありその義兄弟アンフィアースにより「調停裁判役」にそれが提出されたことが事実であつたとすれば、その「原本」が調停裁判役を通して「法廷」に届けられて然るべきであつた [アリストテレス「アテナイ人の国制」第五十三章(二) — (三) 参照] のに、アポルロドーロスが強調する通り、それがおこなはれず「調停裁判」ののちアンフィアースの手に戻されたのは、まことに奇異なことである (Demosth. XLV. 17.)。「法廷」でフォルミオン側もこの「原本」なるものをもとに演説をすれば、問題の解決は極めて容易なものとなつたに違ひない(そののちアポルロドーロスに「ステファノス弾劾」の告訴の余地を与えること

Demoshenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

も、あり得なかつた筈である。(4)「原本」を保管してゐるケーフィソフオーン自身も、彼の亡き父ケーファリオーンから「バシオーンの遺言」と題字のある書状(grammatikon)を引継いだと語るのみで、「原本」が果して「原本」なのか否かの件には発言を差控へてゐた(*ibid.* 19-23.)。(5)更にまた「ステファアノス彈劾」の「法廷」にも、「原本」なるものが提示された形跡は、「ステファアノス彈劾演説・第二部」からも、認められず、やはり「写本」のみであつたと考へられる(Demosth.] XLVI. 28)。——他方、アポルロドーロスにせよ、『遺言』への疑惑を抱くようになったのは、前三五二年に第二回目の銀行・盾工場の委託——請負経営が終了してからのもことと見られる(何故なら、それ以前に気付いてをれば、フォルミオーンをこの件で告訴する機会は、いつでも存在してゐたからである)。フォルミオーンも、アポルロドーロスによる「二〇タラント」要求訴訟で「調停裁判が開かれ、その席で『遺言』の件が相手から問題として提起されるまで、その真偽に関心を寄せてゐたとは思はれない(もしフォルミオーンに既にその関心があつたとすれば「調

停裁判」ではもつと巧みに行動し、アポルロドーロスの疑惑を深めさせずに済んだ筈である)。フォルミオーン自身もケーフィソフオーン保管の「原本」なるものに不審点を感じして、アンファイアースをして、一旦「調停裁判役」に手渡した「原本」を、「法廷」にこのまま持ち込まれては事態が厄介になると憂慮して、にはかにその撤回行動をとらせたのではあるまいか。——このやうに考へると、『遺言』はバシオーンの手になるものではなく、アルキッペーが(ケーファリオーンの協力のもとに)偽作したものであつたのではあるまいか。(なほケーファリオーン、ケーフィソフオーン、アンファイアースについては Davies, *op. cit.* pp. 291.-293.)ともあれ『契約』が『遺言』に先行し、且つ、もしバシオーンが『遺言』を作製したにせよ、病ひが身を襲つてのちのこととフォルミオーン側も認めてゐたことは Demosth. XXXVI. 7. 「ちよ」契約が出来てのち、病ひがバシオーンにとりついたのでありました(諸君(＝陪審員たち)は彼がどんな遺言をしたのかを見て下さい。)と述べてゐる、その微妙な云ひ廻しから、明らかであらう。

第 三 節

一、Sandys 説には更に検討を加へねばならぬ問題が残されてゐる。それは、この説が、「当時の銀行は預金に対し

て利子を支払つてをり、利子率は一〇%であつた」との命題を支柱としてゐるからである⁽¹⁾。

古典期ギリシアの銀行が預金利子を支払つてゐたのか否かは、その事実を具体的に示す史料が存在しないため、史家の間で現在もなほ結論を見るに至つてをらない問題である。一九二六年 G. Calhoun が、それまで多くの史家が一般に預金利子支払ひを自明の理のごとく想定して來たのに対して、「私は、前四世紀のアテナイの銀行家たちは預金に利子を支払はなかつた、と考へたい。この点について決定的な情報をわれわれに提供する二つの具体例に於いて、⁽²⁾利子は支払はれてゐなかつた。顧客は明らかに、主として安全さと支払ひ上の便宜さのために、彼らの貨幣を（銀行に）預け入れるようになったのであり、たとへて云へば、現代の銀行に当座預金（commercial account）をおこなふひとの場合の如くであつた。」との意見を表明し、大きな波紋をよび起した。然しこれは、多くの史家を、預金利子支払ひの存在を推定させるやうな史料の探索と、關係史料の解釈の深化へと向かはせる結果を生んだ。但し、一九六五年に Calhoun とは全く別の視点から D. Simon が、再び、当時の銀行の預金支払ひに否定的な解釈を提出してゐる。⁽³⁾

かうした経過を踏まへて⁽⁴⁾一九六八年 R. Bogaert が、新しい分析視角から、關係史料及び諸家の見解を綿密に検討した上、条件付きで預金利子支払ひ肯定説を公表するに至つた。⁽⁵⁾それゆえわれわれも、彼の説くところを手掛りに、考察を進めて行くべきであらう。

二「Bogaert は「預金」を「dépôts de paiement」（「当座預金」）と「dépôts de placement」（「普通預金」）ないし「定期預金」とに分け（在来この論理的設定がなされぬままに、見解対立上の混乱が生じてゐたことを彼は指摘する）、そして——前者は、今日に於いてさうであるやうに古代ギリシアでも利子支払ひは存在しなかつた、然し、後、

Demosthenes, XXXVII. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

者の場合には、通常一〇%の利子が支払はれてゐた——と説く。彼が主たる論拠としてゐるのは、古典期に限れば五つの史料であり、その各々に対する彼の解釈の要点を添へて掲げると、次の如くである。

(A) Isokrates, XVII. ('*Trapezitikos*') —— (この史料については簡単ながら本稿第一節二の記述を参照) —— この法廷演説第一——二節から、ボスボロスから来た若者がパシオンの銀行へ預け入れた金額は「六タラントン」であつたと推定される。他方、第四——四四節では、或るときこの若者がアテナイの対デロス政策に違反したとの嫌疑をかけられたことがあり、その際パシオンは彼の旧主人アルケストラトスを「七タラントンの保証人」として立て、この若者を窮地より救つた、若者はいたく感激したが実はパシオンは下心あつてこれをおこなつたのであつた云々、と述べられてゐる。Bogaert はこの「七タラントン」と「六タラントン」とのひらきを預金利子加算にもとづくものと考へ、若者の預金とこの嫌疑事件までの期間を一年八ヶ月と仮定し、預金利子率一〇%と置いて計算するとき、この「一タラントン」の差が解決され得る、と説明する。⁽⁶⁷⁾

(B) Demosthenes, XXXVI. 3. —— (これは本稿第一節及び第二節で検討されてゐる史料である) —— この史料の解釈については、Bogaert は全面的に Sandys 説の立場をとる。(但し彼は脚註では Sandys には言及せず、Sandys 説を継承してゐる Gernet の名を上げてゐる。⁽⁶⁸⁾)

(C) Demosthenes, XXIV. 136. —— 「オピストドモス Opisthodomos (『アテナイの国庫』が火災を受けた際には、そのときの財務役は——『アテナ女神の財務役』にせよ『他の神々の財務役』にせよ——彼らに判決が与へられるまで、この建物(『監獄』)に拘禁されてゐたのであつた云々。」——この文章に見られる「オピストドモスの火災」は、前三七七／六年の事件。但しデモステネスは火災の原因については言及してをらない。然し Bogaert は「古註」^{スコリア}の中

に次の如き説明が加へられてゐる点に注目する。すなはち Bogaett の引用に従へば、(1)財務役たちが公金横領をおこなひ、その証拠を匿すために放火した、(2)財務役たちが利子を得る目的で公金をいくつかの私立銀行に預け入れたが、それらの銀行が破産したため、公金の私利転用事実の発覚を恐れた財務役たちが放火して証拠湮滅を計つた、との二説がそこには記されてある。そのうち第(2)説に従ふならば、ここから、銀行預金には利子が支払はれてゐたものと考へられて来る。

(d) Demosthenes, XXVII. 10-11. — デモステネスの父の遺産内容が語られているこの有名な史料のうち、「非能動資産 *arga*」に属するものとして、その第一一節に「(a)海上貸付として七〇ムナ、これはクーストスのもとに預託 (*ekdosis*)、(b)二、四〇〇ドラクマ、これはバシオーンの銀行に、(c)六〇〇ドラクマ、これにピュラドスの銀行に、(d)デーモーンの息子デーモメレースのもとに一、六〇〇ドラクマ、(e)また、一口あたり二〇〇ドラクマ及び三〇〇ドラクマの額でひとびとに融資中のものの合計約一タラント」と列挙されてゐる「因みにこれらはいづれも第一〇節で「彼(＝デモステネスの父)は遺産として残した *kekēketai*」と述べられてゐる言葉(動詞)の目的語として、対格で表現されてゐる」。(a)で使はれてゐる「預託 *ekdosis*」なる用語は内容上(b)―(d)にも共通してゐるために、(b)―(d)ではこれが省略され、また(e)では預託先が複数であつて煩雑さを避けるために人名列挙が省略されたものと見られる。ここから Bogaett は——*ekdosis* = *les prêts* (貸付金)であり、この用語の適用範囲(a)―(d)までの中に銀行預金が(b)(c)に現はれる。これは恐らく、銀行預金に利子が支払はれてゐたことにもとづくものであらう——と判断する。但し彼はこの史料はその可能性を示すにとどまり、直接の証拠にはならない、と書き添へてゐる。⁽¹¹⁾

(e) Demosthenes, XLV. 69. — (これは本稿第一節で言及した『ステファノス弾劾』中の一節である)——アポロロ

ドロスは、ステファノスが高利貸として私利私慾をむさぼり国家への奉仕をないがしろにしてゐると厳しく非難して「彼（＝ステファノス）は、銀行を通して、(ὅσα τῶν ταμείων) 人目にかくれた儲けを、(ἐργάτας ἀδικεῖς) 作り出し、他方、合唱隊奉仕にせよ三段權船奉仕にせよそのほか（おおよそ公共のためには何も尽くしてをらない）云々」と攻撃を加へてゐる。Bogaert によれば、この文章は——ステファノスが持ち金の一部を銀行に預け入れ、その預金利子を得てゐたこと、すなはち当時、銀行の預金利子が支払はれてゐたこと——を示すものである、と云ふ。

三、次にわれわれは、Bogaert の解釈にそのまま従つて差支へないか否かを、上掲の諸史料に即して、検討してみよう。

(A) について。「六タラントン」と「七タラントン」のひらきについては、この法廷演説ではなんら説明の手掛りを得ることが出来ない。また、期間を一年八ヶ月と見積るのも、預金利子率を一〇%と見積るのも、二つながら仮定にものとづくもので、これまた史料的な裏付けを欠く。更に考へるべきこととして、ボスボロスから来た若者の預金が、*‘dépôts de paiement’* なのか、*‘dépôts de placement’* なのか、にはかに判断し難い。この演説では若者のアテナイ来遊の動機が「商取引と見物とを同時に兼ねて (*ἀνα κερ' ἐμπόρου καὶ κατὰ θέαν* plac. Isokrat. XVII. 4.)」とあり、*dépôts de paiement* の性格が濃厚と考へられる。もしそうとするならば、*dépôts de paiement* には預金利子支払ひなしとする Bogaert の立てた前提自体が崩れてしまふであらう。

上記の難点を含むにしても、然し、「六タラントン」と「七タラントン」とのひらきの説明として Bogaert が預金利子の加算をもつて答へてゐるのは、説得力に富み、恐らくこれに代り得る他の説明を見出し得ないであらう。従つてこの史料は預金利子支払ひ肯定説の有力な論拠となり得る。然しながらこの場合、単一銀行に対する単独個人の預

金としては異常な巨額である事実（例へば、史料(D)に見られるデモステネスの父の銀行預金額を示す二例——(b)(c)の項——と比較せよ）に、われわれは留意すべきであらう。

(B)について。この解釈に対する批判及び別の解釈の可能性については既に本稿第二節三以下で述べたところである。従つてこの史料をもつて銀行預金利子の存在を語ることは、出来ないであらう。

更にまた「パシオン家の銀行」が、主として「商人」の預金を取扱つてゐた事實は、諸史料の一致して示すところである（Isokrat. XVII. 4, Demosth. XXVII. 11, [Demosth.] I.II. passim. e. g. 3, cf. [Demosth.] I. 56.）。そして「商人」の預金に対して「パシオン家の銀行」が利子を支払はなかつた事實を典型的に示してゐるのが「デモステネス作品集第五十二」（『カルリッポス弾劾』）である。⁽¹³⁾この銀行に、一、六四〇ドラクマの預金をおこなつたヘラクレアの人リュコーンは「商人 *emporos*」であり、彼は預金を引出さぬうち旅行中海賊に襲はれて殺されてしまつた。その後この預金は、彼により受取人の指定を受けたケフィシアデースなる者が「一、六四〇ドラクマ」の額で——すなはち預金利子の加算なしに、——引き出した。⁽¹⁴⁾これに対して、ヘラクレア人関係の領事職 *proxenos* カリッポスが、ケフィシアデースへの預金引渡しは違法行為であるとの抗議を申し立ててことがこじれたが、カリッポスの抗議はあくまでも受取人資格認定に関するもので、⁽¹⁵⁾金額そのものは問題の対象となつてはをらない。「パシオン家の銀行」の預金中、かうした「商人」によるものが多くを占めてゐたものとすれば、そのやうな性格の預金（Bogaert に依れば '*dépôts de paiement*'）には利子支払ひがなかつたことを承認する Bogaert が同じく「パシオン家の銀行」に関するこの史料(B)の解釈に限つて、何故、預金利子支払ひ肯定説をもつて臨むのか、われわれとしても理解に苦しむところである。⁽¹⁶⁾

(c) について。これは「古註」の記述にもとづく解釈であり、論拠自体が、ここから積極的な証言を引き出させるに足る資格を備へてゐるとは必ずしも云へないものである。然しその可能性は尊重されるべきで、Bogaert の指摘は注目値ひする。

但しこの場合「預金」の対象となつたものはポリスの公金であり、財務役たちの預け入れに応じた各銀行それぞれ取扱ひ金額も、恐らく前掲(A)の場合と同様に（或ひはそれ以上に）相当巨大な額であつたに相違ない。

(D) について。第一の疑問は「利子」の貸付金なる概念が「預託 *ekchos*」なる言葉から自動的に導き出し得るであらうか、と云ふところにある。第二に、この「デモステネス作品集第二十七」で(D)に先立つ第九節では——「能動資産 *energa*」として、二つのエルガステーション関係の財産と共に、「一タラントンに及ぶ銀貨があり、一ムナに付き一ヶ月一ドラクマの利率で (*enī dōxyn*) ——「ドラクマ貸し」すなはち年利一二%を指す常用語)、貸付けられてをり (*debanesthōon*)、毎年⁽¹⁷⁾の利子が七ムナを上廻つてゐた」と記されてをり——明らかにデモステネスの父がみづからのイニシアティブで、一タラントンを貸付けて利子を得てゐた事実が述べられてゐる。この第九節の「能動資産 *energa*」の項の貸付金と、第一一節（『史料(D)』の「非能動資産 *area*」の項の銀行預金 (b) と (c)）とが区別されてゐるのは、如何なる理由にもとづくのであらうか。この区別に注目すると、むしろ史料(D)は、銀行預金には利子が支払はれなかつたとの見解に、有利なものとなりはしまいか。すくなくとも、「預金」の期間中は銀行から毎年利子が支払はれることがなかつた、との判断を、ここから導き出して差支へないであらう。⁽¹⁸⁾

(E) について。引用史料のうち「銀行を通じて」の一句は、語法上、「銀行経由で」もしくは「銀行の仲介をもって」と解釈することも可能である。私人相互間の金銭の貸借に際して銀行が「仲介サーヴィス」をしてゐた実例を、われ

われは、この史料と同時代の抵当標碑文の中に一例ではあるが (I. G. II^e. 2741 = Finley, *Land and Credit*. No. 39.)⁽¹⁹⁾ 見出すことが出来る。従って、ステファノスの「人目にかくれた儲け」を、「銀行預金の利子収入にもとづくもの」とのみ解釈してはならないであらう。

四、以上の検討を整理してみると、第一に銀行が預金に対して利子を支払ったとの命題を、確実に証明するに足る史料は皆無であることが、判明する。但し上掲史料のうち(A)及び(C)は、預金利子支払ひの存在を認めさせる可能性を含んでゐる。第二に、「*dépôts de paiement*」及び「*dépôts de placement*」なる概念上の区別を古典期ギリシアの銀行預金の性格理解のために導入しようとする試みは、有効適切なものであるとは認め難いこと。そしてまた、第三に、当時の預金利子率は通常一〇%であつたとの命題は、単なる推測に過ぎず、その推測も論理的必然性を内包したものと云ひ得ぬ性質のものであることが、判明する。

ところで、預金利子支払ひの存在を示唆する(A)と(C)に関しては、共通の特徴として——単一銀行に対する単独個人の預金が異常に巨額なものであつたこと——が認められる。この点を手掛りに、われわれは考察を進めて行かう。

五、預金利子の問題は、帰着するところは「利子」の問題である。⁽²⁰⁾ 古典期のアテナイで法規上如何なる取扱ひを「利子」は受けてゐたのであらうか。この件に関しては、既に一八七三年 G. Perrot が指摘してゐる如く、⁽²¹⁾ 個人相互の金銭貸借の際の利子率については完全に当事者相互の決定に委ねられてゐたのであり、法定の(もしくは公定の)利子率なるものが設定されてはをらなかつた。『貨幣は、貸付をなす者が欲する歩合にて、利子をもたらしべきものとす。』⁽²²⁾これが、アテナイの「*法 nomos*」の定めるところであつた。

従つて銀行預金の場合、貸付をなす者すなはち「預金者」が、預け先(『貸付先』)の「銀行」の経営に大きな影響

を及ぼす程の巨額な貨幣を託した場合には、預金者が強い立場に立つので、「預金に対する利子」を銀行に要求し得ることになるであらう。逆に、銀行の経営を左右する程の力をもたぬ金額の貨幣を託した場合には、預金者は弱い立場——むしろその保管を銀行に依頼する立場——に立つので、預金利子の請求などおこなふことが出来なかったであらう。

この視点に立つとき、さきに検討した諸史料のうち、(A)と(C)のみに預金利子存在の可能性が認められた理由も、理解することが出来るのではあるまいかと考へられる。また「パシオン家の銀行」については、創業期に味はったボスボロスの若者の巨額な預金——恐らくこれは利子つきのものであったであらう——をめぐる苦い経験ののちは、例へば「二、四〇〇ドラクマ（リュコーンの預金）」の如くに、一人当り二、〇〇〇ドラクマ内外の預金を数多く集める方式を採⁽²³⁾び、且つまた、銀行経営が軌道に乗り対外信用も益々高まるにつれて預金者のおのに対して強い立場をとることが出来るやうになり、預金利子支払ひの必要もなくなつたのではあるまいか。一般的にみて、単独個人による巨額の預金は一時的には銀行の経営を好転させるとしても、もしその預金者が何らかの理由で一挙に引き出しをおこなへば、忽ちに銀行の経営は苦境に立つであらう。また、単一銀行に巨額な預金をもつ者の立場から見れば、もしその銀行が何らかの理由で経営不振もしくは破産に陥るならば、彼の預金そのものも水泡に帰する恐れがあらう。かうした事情から、銀行は単独個人当りの預金額を小額にとどめて預金者数を増大させようと試み、預金者は危険分散のため幾つかの異つた銀行に預金を分散させる⁽²⁴⁾。かうした傾向が古代ギリシアの銀行運営上顯著なものであったため、預金利子支払ひを確実に証明する史料が皆無であると云ふ状況も、単に史料残存の偶然性のみに由来するものではなく、当時の社会現象の反映として、理解してよいのではあるまいか。

六、これまで論じて来たところを要約すると、次の如くである。Sandys 説は (Bogaert の研究も含めて)「二〇タラント」の解釈を、「銀行営業資金 *aphorme*」を前提とし、且つ「預金利率一〇%」なる仮定をこれに加へ、期間を八年間と指定して、おこなった。これに対して私は、「銀行借受料 *misthosis*」を前提とし、期間を七年半と指定して、その解釈を試みた。その際「預金利率一〇%」なる仮定は不必要であると私は考へたのであったが、いまここに、「預金利率一〇%」なる命題自体が盛期の「パシオン家の銀行」に対しては適用され得ない、との推測を下し得ることとなった。

然し、Sandys 説に対して疑問を提出し、問題の解決を試みる過程のなかから、ここに、あらたに検討を要するテーマが前面に現はれて来た。それは——「パシオン家の銀行」に於ける「営業資金」と「銀行借受料」との関係は如何なるものであったか——と云ふ問題であり、「銀行預金利率」の存在を前提とする在来の研究とは、異⁽²⁵⁾つた視角から、これを考察せねばならなくなったのである。この再検討により、「パシオン家の銀行」ないしは当時の銀行の貸付利率推定の手掛りが得られよう。

七、第一節でみた通り、晩年のパシオンは「狭義の銀行」に、関しては、すべてが他人の預金からなる「一タラント」を「営業資金」とし、これを「収益を能動的に生み出すもの」として活用し、主として不動産を担保として(従つてアテナイ市民を主たる相手として)貸付け、それによつて生ずる「利子」を徴収する方式で「銀行」を経営してゐた。この「狭義の銀行」の経営を八年間フォルミオンが請負ひ、預金一タラントの維持存続の責めを負ひ、他方、貸付業務に精励し、貸付利率徴収に遺漏なきを期し、徴収総額のうちより「年額一〇〇ムナの借受料」を「パシオン家」に支払つたのであった。フォルミオンが手を引いたのちも、これと同一の方式で、パシオン家

の四人の奴隷によつて経営は引き継がれ、その期間は十年に及んだ。勿論フォルミオンにせよ四人の奴隷にせよ「狭義の銀行」のほか「盾工場」の経営をも併せて請負つたので、「狭義の銀行の借受料一〇〇ムナ」の納付に當つては「盾工場」部門の年収より弾力的に転用することが可能であつた（逆のケースも同様に可能であつた）ので、われわれは「一タラントンの営業資金」と「年額一〇〇ムナの借受料」との数値上の關係を過度に嚴格に考へてはならない。然し、前後十八年間に、互ひ、同一の方式がつづがなく、継続されたと云ふ事實は、——大局的には、「一タラントンの営業資金」にもとづく銀行を運営して「年額一〇〇ムナの借受料」を納付するこの請負経営の方式は、経営上大きな過失を犯さぬ限りは、当時の銀行経営の、一般的実情からみて、決して無理なものではあり得なかつた——との判断を許すものであらう。

さて、「一タラントンを」を貸付けて最底限「一〇〇ムナ」の年収を取得するためには、貸付利率は「一五・一五％」でなければならぬ。然しこれはあくまでも最底限の数字である。なぜなら請負経営者としては、彼自身の（また彼の家族の）生活費や、『契約』の規定する如き「（委託を受けし財産に関する）日常運営面の費用」もまた、請負経営を通して捻出しなければならぬ。⁽²⁶⁾従つて、貸付利率が一五・一五％を遙かに上廻らなければならぬのは、当然のこととなる。

八、では当時の銀行は、一般にどの程度の利率で貸付をおこなつてゐたのであらうか。諸家の一致して語る通り、銀行経営上のこの重大な側面に関して教へる史料は、デロス島のアポロン神殿の「銀行」——然しいはゆる「神殿銀行」は預金にもとづく貸付ではなく、神殿領地代収入を主たる財源としこれに賽銭を加へた資金による貸付なので、厳密な意味では「銀行」とは名付け得ないものである——⁽²⁷⁾が「一〇％」の貸付利率を徴収してゐた事實を伝へ

るは、⁽²⁸⁾ 現存しないのである。⁽²⁹⁾ そのため、当時の社会に於いて銀行以外の分野の史料によって知り得る貸付利率の關係のデータを通して、云はば情況証拠にもとづいて、銀行のそれを推測するよりほかに手段がない。かうした事情を前提として Bogert は次の如き判断を下してゐる。⁽³⁰⁾——古典期に於いて貸付利率は、一〇%と三三カ三分の一%との間を變動してゐた。一〇%は例へば神股銀行が貸付を営む際に、三三カ三分の一%は海上貸付の如き冒險貸付の場合である。この時期に最も屢々みられる貸付利率は一八%であつた。⁽³¹⁾ さて銀行については、預金利率が一〇%程度に置かれるべきものであることは既に論述したところである。⁽³²⁾ それゆゑ銀行の貸付利率は、通常、一八%もしくはそれ以上に達したものに違ひないと考へられる——と。

この Bogert の見解のうち、「銀行の預金利率一〇%程度」の件については、既に述べた通りに私はこの命題の一般化をためらふものであるが、彼が貸付利率を「一八%もしくはそれ以上」と判断してゐる点に関しては、⁽³³⁾ 積極的にこれを支持したいと思ふ。因みに彼は、彼の判断の素材として「パシオン家の銀行」の「營業資金」と「借受料」との連関の問題を全然考慮に入れてをらず、この史料に関する彼の解釈は本稿本節註(25)に記した如くである。かうした接近方法上の相違があるにも拘らず、「一八%もしくはそれ以上」との推定値は、妥当性をもつものであらう。⁽³⁴⁾

勿論このことは、当時の銀行が貸付の際に一律にこの利率を採用したことを意味するものではない。『貨幣は、貸付をなす者が欲する歩合にて、利率をもたらしべきものとす。』と云ふ「法」は、銀行の對外貸付の場合にも適用される。銀行に対して借受者の求める貸付金額と彼の提示する担保、評価額との關係に應じて、また貸付—借受期間の長短などにより、更にまた銀行と借受者との懇意の度合によつて、その時々事情に従つて、利率はさまざま

変動を示したに違ひない。⁽³⁵⁾ すなはち、銀行が借受者にどの程度強い立場をとり得たか（逆の場合も同じことである）は、個々のケースによつて異なる。然しながら、さまざまな変動の中を考慮して平均的に「一八%もしくはそれ以上」の貸付利率がとられたものと見るにとどまる。

九、このやうな留保を付けた上で、当時の銀行の貸付利率を一八%と指定するとき、これは当時のアテナイで個人相互の間の貸付の際に社会的慣行として通用してゐた貸付利率に比べて（この場合、冒險貸付に類するものは除く）、高利と見做されるべきか否かが、次の問題となる。

当時の社会で「ノーマルな利率」として諸家がほぼ共通して認めてゐる数値は「一二%」であり、⁽³⁶⁾ 例へば本稿第三節三（D）について）で引用したデモステネスの父による貸付金の場合も「一二%」の利率によるものであった。従つて「一八%もしくはそれ以上」の利率を要求した銀行は「高利貸付」の、カテゴリーに属するものであった、と見做されねばなるまい。

他方に於いてわれわれは、パシオンと同時代のアテナイ市民ストラトクレースが、不動産所有とその貸付による豊かな収入（年収が一、五〇〇ドラクマに及ぶ）と共に、自己の所有する貨幣のうち四、〇〇〇ドラクマを貸付けて年収七二〇ドラクマの利子を得てゐた事例を「イサイオス作品集第十一」に見出す。⁽³⁷⁾ 彼は他人の預金をもつて貸付を営む銀行業者ではない。自己所有にかかる豊かな手持ち現金の一部を貸付けてゐた「金貸」である。ところでその貸付利率を計算すると「一八%」である。貸付額は「パシオン家の銀行」の規模に比すべくもないが、「ノーマルな利率一二%」からみれば、明らかに「高利貸付」で、しかもその利率は、推定され得る当時の銀行の貸付利率と殆んど（或ひは、全く）同率である。⁽³⁸⁾

これらの事実から、次の如くに語ることが出来よう。——この時代のひとびとは、他人から貨幣を借りねばならぬ必要が生じたときには、利子率一二％程度の見積りをもって貸付を仰ぐのが通例であった（他に、「相互融資仲間⁽³⁹⁾」から、必要な資金の調達を受けるやり方もあった）。然し、比較的、多額の貨幣を、しかも緊急の必要に迫られて、借りねばならず、更に加へて、一二％程度の利子率で貸付を仰ぎ得るひとの手に然るべき額の手持ち現金が不足してゐる場合には、豊富な手持ち現金を擁する「銀行」もしくは「金貸」の戸を叩き「一八％もしくはそれ以上」の利子率を甘受し自分の弱い立場をかこちながらも、貸付を仰がねばならなかった。借りる者の眼から見れば「銀行」にせよ「金貸」にせよ、ひとしく「高利貸」であつたに違ひない。⁽⁴⁰⁾ これまでわれわれは、銀行の貸付利子率の推定を銀行経営内部関係のデータをもとにおこなつて来たが、より正しくは、——たとひ「一八％もしくはそれ以上」の高利であらうとも、銀行から貸付を仰がねばならなかった多数のひとびとが存在したから、この高利が社会的に通用したものであると——考へなければならぬ。

十、では、銀行は如何なるひとびとを主たる貸付相手としてゐたのであらうか。この問題に関する Bogart の論証は、注目に値ひする。

先づ彼は、銀行が「海上貸付」に貸付者として、関与した事実を証明する史料が皆無であることから、銀行はこの分野のひとびとには貸付をおこなはなかつた、たとひおこなつたにせよ例外的なものであつたらう、との判断を下し、⁽⁴¹⁾ また、商取引関係の貸付にも銀行は介入の度合が低く、「商人」との関係も《両替》と《預金》の面に限られてゐたものと判断してゐる。⁽⁴²⁾ この Bogart の見解は、海上貸付や商取引との関係で銀行貸付の役割を重視してゐた従来の通説的な固定観念を、⁽⁴³⁾ 史料的に根拠薄弱なものとして覆へしをり、また、極めて説得力に富むものである。

次に「生産部門」について Bogaert は、この分野に携はるひとびとに銀行が貸付をおこなった事実を示す史料は、僅かに二例（一つは香水製造所、⁽⁴⁴⁾一つは鉱山採掘権入札費⁽⁴⁵⁾）にとどまり、やはり、例外的と見做されるべきであり、これは、一方に於いて銀行貸付が高利であったこと、他方に於いて当時の社会では鉱山関係を除き企業上の利益が高率利子返済を許す程に豊かなものではなかったと云ふ事情から説明され得る、と論ずる⁽⁴⁶⁾。

以上から既にあきらかな通り Bogaert は、当時の銀行の貸付は「殆んどすべて消費分野への貸付」に限られてゐた、と結論づけ、「緊急な資金の必要に迫られたときに、ひとは銀行に向いた、例へば友人の援助のために、負債返済のために、政治上の目的を達成させるために等々。」と記してゐる⁽⁴⁷⁾。

十一、この Bogaert の論証はまことに犀利であり、貸付の主たる対象を適確に指摘してゐるものとして、われわれも率直に彼の見解に従ふべきであらう。

然し、商業貸付に銀行が殆んど関与しなかつたのは、当時の社会で商取引上の危険性が極めて大きかつたためであつたにせよ、これは、銀行が商業部門以外により、安全な貸付相手を確保してゐたため、あへてこの部門に介入しなかつたことを意味するものであらう。また、産業部門への貸付を例外的にしか銀行がおこなはなかつたのは、もしそれが——貸付利子が高率なために銀行から融資を仰ぐのを当時の企業が忌避せざるを得なかつたため——であつたとするならば、むしろそれは、産業部門以外の分野で、或る特殊な要因が銀行の貸付利子率を高めさせたため、銀行は産業部門への貸付をあへておこなふ必要をもたなかつた、そしてそれが当時の企業を萎縮させる役割を果すことにもなつた、と理解されるべきものであらう。

では、銀行にとって最も有利な、安全確実な、最も中心的な位置を占めた貸付対象は、消費部門のうち具体的には、

如何なるものであったのか。「例へば友人の援助のために、負債返済のために、政治上の目的を達成させるために等々。」との Bogert の指摘は、この問ひ掛けに対してあまりに漠然とした返答であり、また彼は、——それらの諸要因のうち、何が最も有力に作用して（云はば、主たる起動力となつて）、銀行をして「一八%もしくはそれ以上」の貸付利子率を社会に対して主張せしめるに至らしめたのか——と云ふ問題の立て方を試みてゐる。殊に、銀行が、前五世紀のアテナイではその存在を殆んど確認されることがなく、前四世紀に入つて、明確に姿を現はすものとなつた事実を思ふとき、その貸付利子率を、長期の史的過程を経て社会慣行として認められたもの、と見做すことは出来ない。「緊急な資金の必要に迫られた」ひとびとが前四世紀に入つて特に大量に出現せざるを得なかつた特殊事情が存在し、そのやうな状況に置かれたひとびとが、資金調達上の弱い立場から、自分が貸付を仰ぐ相手を強い立場に立たせ、銀行も、そのやうな特殊事情を主要な契機として、社会の前面に姿を現はし、且つ当時の「ノーマルな貸付利子」よりも高利で貸付を主張して憚らなくなるに至つたのではあるまいか。

十一、この問題に私が拘泥するのは、たとひ銀行の貸付利子率を、銀行経営内部のデータをもとに「一八%もしくはそれ以上」と推測してみても、貸付を受けるひとびとがその利子率を何故承認したのか、その事情を考察せぬ限りは、事態の半面を見るにとどまるものであるからである。以下第四節に於いて私は、「三段、權、船、奉、仕、制、度、*triérarchia*」の面から、ここに提起した問題の解明に接近を試みたいと思ふ。

在来のギリシア銀行史研究の上では、Bogert の研究も含めて、銀行と三段權船奉仕制度との連関の問題は殆んど看過されて来た。⁵⁰その理由は、恐らく、三段權船奉仕を命ぜられた「三段權船々長 *triérarchos*」が銀行より貸付を仰いだ例を直接的に教へる史料が見当らないことにもとづくものであらう。

然しながら、三段權船々長たちを統合して、海上軍事作戦の指揮を担当した「將軍 strategos」が銀行に融資を求めた事実を示す史料が存在する。⁽⁵¹⁾従つて、「三段權船奉仕制度」と銀行とは関係が薄いと、決して考へられないのである。また、三段權船々長が「金貸」に融資を求めた事実を伝える史料は数多くある。⁽⁵²⁾ところでわれわれは、当時「金貸」の中には銀行と殆んど同率で貸付けをおこなつてゐた者があつた事実を知つてゐる(第三節九参照)。また更に、「金貸」が「銀行の仲介サーヴィス」によつて貸付を営んでゐたケースもあつたことを見届けてゐる(第三節三E)について参照)。すなはち、借りる者の立場から見れば、「金貸」も「銀行」も同類と見做されることが屢々であつたものと考へられる。かうした事実を前提として、將軍や三段權船々長たちが、彼らに課された公務を遂行するために必要な資金の調達を如何にしておこなつてゐたか——を具体的に分析し、彼らの「緊急にして而も多額な資金調達の必要」と「銀行・金貸の高利貸付」との連関について、考察を進めて行くこととする。

註

(1) 殊に Bogaert, *op. cit.* p. 347.

(2) Calhoun, G. M. *The Business Life of Ancient Athens*. 1926, p. 101. cf. p. 91. — “Very probably this custom

(= witnesses were usually not called in transactions with one's banker) resulted from the circumstance that the money-changer, when he first began to accept deposits, did so merely as favor to his client, at the latter's request.”

(3) Calhoun はこの「二つの具体例」を説明してゐないが、恐

らく [Demosth.] LII. (「カルリッポス彈劾」——この演説については本稿第三節三B) についての項参照) と、「ヒュペンイデース作品集第四」Hypereides, IV. (「マテノゲネース彈劾」) 4, 8. の二つの法廷演説を念頭に置いて述べてゐるのである。

(4) Simon, *op. cit.* p. 56, n. 69. “Die *καρὰ φηκεν* ist regelmäßig unverzinslich.” 然し Simon は主として Platon, *Nomoi*. V. 742 c. 及び Aristoteles, *Problemata*. XXIX. 2. に依拠して論じ、具体的な事例に即して個別的に検証して結論を導き出してゐるのではない。確かに哲学者たちが語る

如く、貨幣を相手に預け入れること (parakataleke) は、相手を信頼 (pistis) して、貨幣の保管を或る期間に亘つて求めることであり、他方、貨幣を相手に貸付けること (daneion) は、相手から利益 (opheleia) を得んがため、両者は人間関係の基盤を質的に異にする。然し、現実の社会では、さうした抽象的論理が具体的には如何なる姿で展開されるであらうか。恐らく抽象的論理そのままの姿ではあり得ないであらう。もっとも Simon にせよ、「貸付は利子つき、預託は利子なし」の原則に対する例外として、前者については Demosth. LIII. 12. 後者については Thukydides, II. 72 を (古典期の史料として) 引く。事実問題としては、貸付にせよ、相手に対する信頼 (pistis) があればこそ成り立つものであり、預託にせよ、相手に貨幣なり物品を預け入れることが自分の利益 (opheleia) に合致するから、これをおこなふものである。質的な相違と云ふよりも、力点の置き方の相違にかかっているのではあるまいか。

- (4) 諸家の見解の対立状況については Bogaert, *op. cit.* p. 346. (esp. ns. 236-237) 参照。
 (5) *ibid.* pp. 345-351. cf. p. 336.
 (6) *ibid.* pp. 346-347. 計算を記せば、
 $6 \text{ tal. (元金)} \times \text{利率} \times 1 \frac{2}{3} \text{ (期間)} = 1 \text{ tal. (利息)} \therefore \text{利率} = 10\%$
 (7) *ibid.* p. 347. n. 249. Bogaert が「決して「ベンシオン家」

対「フォルシオン」との間で預金利子問題を考へてゐるのではなく、「預金者」対「ベンシオン家の銀行」との間でこれを取扱つてゐることは、*ibid.* pp. 364-365. で展開されてゐる彼の論理から明白である。

- (8) *ibid.* pp. 73-74. 私は未だこの「デモステネス古註」を直接参看してゐない。従つて Bogaert の説明を引用するにとどまる。

(9) この史料の綿密な分析として、伊藤貞夫「古典期のアテネにおける手工業経営」(『古代史講座』6) 五四—六四頁。

- (10) Bogaert, *op. cit.* pp. 347-348. cf. p. 346. n. 240. 'mais ce n'est pas certain.'

(11) *ibid.* p. 348. Bogaert は *épyraísa* なる用語に注意を求むる。

- (12) [Demosth.] LII. 3.

(13) *ibid.* 7.

- (14) *ibid.* 5-6, 9-10.

(15) Bogaert, *op. cit.* p. 347. は 'probablement aussi pour les dépôts de placement.' と表現し、pp. 364-365 では 'Comme le banquier (= Pasion) ne pouvait faire qu'un bénéfice de 8% au grand maximum sur ces dépôts,....' と記す。この8%の数字は Bogaert が当時の銀行の貸付利子率を18%と計算し (*ibid.* p. 360.)、他方、預金利子率を10%と置き

(*ibid.* pp. 346-348.)¹² その差額として得たものである。

(17) $6,000 \text{ dr.} \times \frac{12}{100} = 720 \text{ dr.}$

(18) 引用史料(D)のうち、(d)は個人的な預託、(e)は恐らく「相互融資仲間 *eranos*」関係の拠出金と見られるので、共に「利子」の存在を想定する必要はないであらう。「銀行」関係の預託(b)を除き、問題として残るのは(a)の「海上貸付 *nautika*」である。海上貸付の際の貸付金及び利子の徴収方法の慣行的形態を、われわれは「デモステネス作品集第四十九」の一節から窺ひ知ることが出来る。すなはち、債権者は、自分が貸付けた商人が資金を活用して商品を購入してペイライエウス港に到着し、商品を(仲買人や小売人に)売却することとなつた時には、自分の代理人(多くの場合、奴隷をこれに当らせる)を、商品売却の場に立ち会はせ、売上金を監視させ、貸付金及び利子(すなはち債権者としての取り分)相当額に達するや、それを徴収するのである。([Demosih.] XLIX. 35)——換言すれば、「海上貸付」では、債権者が「貸付を仰いだ資金」を活用して海上取引を実現させた最終段階に於いて初めて債権者は、貸付金と利子とを取得することが出来たのである。従つて(a)の場合、クーストスなる者がデモステネスの父より「七〇ムナ」を「海上貸付」の名目で借り受けてゐる事実を示すのみである。この貨幣の「預託」の際には「海上貸付」として利子率の協定もおこなはれたに違ひな

いが、利子支払ひは、この場合にせよ、その資金が実際に活用されたのちに初めて実現される約束になつてゐたと考へられる。ところでこの「クーストスのもとに預託された七〇ムナ」の運命については、「デモステネス作品集第二十九」第三十六節で語られてゐる如く、実はデモステネスの後見人たちがクーストスと共謀して「七〇ムナ」を分け合つてしまひ、「契約書類 *ta grammata*」は破棄されたのであつた。すなはちクーストスに対して「七〇ムナ」は、預託されたまま(クーストスの海上取引ではこの資金がいまだ活用されぬまま)であつた。——以上(a)及び(d)が貸付金ではあつても「利子」をもたらしぬものであつたことが知られるので、その中間にある(b)(c)すなはち「銀行預金」も、同様に利子をもたらしなかつた、と推測することが出来る。「能動資産 *energa*」の項の貸付金との性格の相違は、ここに明瞭に窺ひ知ることが出来る。「銀行預金利子を自明のもの」と想定し、また海上貸付の貸付金及び利子の徴収方法の実態に立ち入ることなくこの史料を分析したため、なぜ「銀行預金」が「*arga*」能動的に収益をもたらしぬ財産」として、預金者側からは表現されてゐたのかに關して、*Hasebroek, op. cit.* pp. 147-149. が、苦しい解釈を試みてゐる。また同様に、「*energa*」能動的に(且つ恒常的に)収益をもたらず財産」の項に属する「貸付金」の解釈をめぐる諸家の見解の対立については、伊

藤「前掲論文」七一頁註(9)。私見では *enherga* と *arga* との区別は、貸付担保の有無(もしくはは確實・不確實)を規準にして生まれた概念上の区別ではなく、財産所有(もしくはは保有)主体が、自分の所有する(もしくはは保有する)財産を如何に活用させてゐるか否かを規準として立てた概念上の区別であらう。従つて「銀行預金」にせよ、預金者から見れば、利子が付かない——むしろ銀行家に貨幣の保管を依頼する——から、彼にとつては収益を能動的に生み出してをらない、従つて「*arga*」のカテゴリーに属する。他方、銀行家にとつては「銀行預金」こそ彼が活用させて収益を生み出させるべき資金であるから「*enherga*」のカテゴリーに属する。」

(19)「ファレーロン区の人エビテレースの子リュシ(残欠)：に、買戻し条件付きにて売られたる家屋及びメレーシアースの土地の標石。銀行家 *trapeutes* エウクレウスの許に存する契約書 *synthekai* にまつてくものなり。」(補遺は E. Ziebarth に従ふ。cf. Finley, *op. cit.* p. 83, p. 272. n. 52.) cf. Bogaert, *op. cit.* p. 332, pp. 362-363. ——これに類した実例として Isokrat. XVII. 35-36. が述べられてゐる「ボスボロスからアテナイに來た若者」と「ストラトクレース」との間に「銀行家バシオン」が介在した件が挙げられよう。アテナイ市民ストラトクレースと例の若者とは親しい間柄であつたが、ストラトクレースが若者の祖国が在るボントス(黒

海)方面に航行しようとしたとき、若者は、この機会に彼を通して父に書状を送り、巨額の貨幣をアテナイ居住の自分に届けて呉れるよう頼むことにした。但し現金直送は、途中の航路がスバルタの制海權下にあつた当時として危険なので、次の如き措置を講じた。ストラトクレース手持ちの金貨三〇〇スタテールを、この若者が借りることとし、ストラトクレースはボントスで若者の父からこの金額を受け取つて、これで返済を受けたことにする。但し、若者の父が、ストラトクレースに託した彼の書状 *ta epistolmena* 通りに対処しなかつた場合には、若者が「バシオンの銀行」に預け入れてある貨幣から「元金 *archaion* と利子 *tokoi*」をストラトクレースに支払ふこととする。そしてバシオンはこれに同意を与へた (*epiokorytes*)。[以下までもなくここに現はれる「元金と利子」は金貨三〇〇スタテールに関するもので、銀行預金のそれではない。] ——なほ、ここに現はれるストラトクレースを G. Mathieu は「最有名候補」として Isaios, XI. 8. 及び [Demosth.] XLIII, 42. に出るストラトクレースと同一人物と見做し得る」と指摘してゐる。Mathieu-Brenond, *Isokrate. Discours.* Tome I. 1956. p. 82. n. 1. この比定が正しいとすれば、このストラトクレースが「高利貸」として活動してゐたことについては、拙稿「古典期アッティカのオリヴ樹の法的性格——Hagnias II の遺産相続の場合——」

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる一・三の問題

『駿台史学』第十二号、一九六二年)を参照。

(20) この点で私は D. Simon と見解を異にする。これに関し
ては本稿第三節註(4)参照。(cf. Demosth. XXXVI. 50.)

(21) Perrot, *op. cit.* p. 349. (*Le Commerce de l'Argent et le Cr dit   Ath nes*, 1813年 *Revue des Deux-Mondes* に公表された論文である)

(22) Lysias, X. 18, Ruschenbusch, E. *SOAMONOS NOMOI*. 1966. F 68 (30) = F 15 b.

(23) パシオンの銀行の預金総額を一一タラントンと見ると、一一〇〇〇ドラクマは三〇%程度に過ぎない。そして個々の預金者に対しては、「広義の銀行」が「パシオン家の銀行」として臨むことになる。逆にこのことは、預金者に大きな安心感を与えるものとなる。

(24) 具体例として本稿第三節引用の史料(D)では、「一一、四〇〇ドラクマ、これはパシオンの銀行に」「一六〇〇ドラクマ、これはビューラドスの銀行に」と記されてゐる。この問題について、Haselroek, *op. cit.* pp. 143-146, Bogaert, *op. cit.* pp. 368-371.

(25) 「aphorm  の額一一タラントン」と「(狭義の銀行の)misth sis の額一一〇〇ムナ」との関係に着目した研究者は、私の知る限りでは、Haselroek と Bogaert の二人である。

Haselroek, *op. cit.* pp. 170 sq. は「(狭義の)銀行」の

年収(prosodos)一一〇〇ムナと伝へる Demosth. XXXVI. 11.

の陳述を、前後十八年間に亘る委託―請負経営終了後の状況を示すものと解釈し、従つて「一一〇〇ムナ」を「銀行」の貸付による利子収入と解釈する。そして「もしこの当時(すなはちパシクレーヌ直営下に入つてから)十八年前のパシオン引退期の如くにこの「銀行」の預金が一一タラントンであつたとすれば、貸付利子率は一五・一五%にとどまる。ところで Haselroek は古典期のアテナイの銀行の預金利率を一一・一八%と見積り(*ibid.* pp. 151-152)、貸付利率を最大三六%と見積る(*ibid.* pp. 160-161)ので、この一五・一五%なる数字から、パシクレーヌ直営に移行した当時の銀行預金は、一一タラントンを遙かに下廻つてゐたものと判断し、委託―請負経営を通して「銀行」は著しく衰運に向つたものと考へてゐる。[――この Haselroek の論理の前提となつてゐるところの Demosth. XXXVI. 11. の陳述内容の時間的位置づけ及び prosodos の解釈に対する批判は、本稿第一節註(27)を参照。]

他方 Bogaert, *op. cit.* pp. 364-366. は「もしも一一タラントンをこの銀行の預金全額と見るならば、この銀行経営を請負つたフォルミオンは「借受料一一〇〇ムナ」を納付せねばならなかつたのであるから、この借受料は預金全額の一五%を上廻る。すなはち Bogaert は、当時の銀行が預金に利子を

支払ったとしてその預金、利子率を一〇%と見積り (*ibid.* p. 348)、また貸付利子率を Bogart は一八%と見積る (*ibid.* p. 360)。ため、直営下の銀行の収益は、預金全額に対して、八%程度であったと考へる (*ibid.* p. 365)。それゆゑ、『契約』に従つてフォルミオンが預金全額の一五%を上廻る金額をパシオン家に支払ひ得る余地は、以上の諸前提を正しいとする限りは、あり得ない。そこで Bogart は、「一タラントン」をもつてこの銀行の預金全額を示すものとする前提を、斥ける。そして彼は、「合理的な仮説、*Hypothèse raisonnée*」と称して、借受料一〇〇ムナは預金全額の四%を示すものと想定し、約四一タラントンがパシオン家の銀行の預金全額であった、と計算する。他方で彼は、この銀行の収益の正確な算定は、史料の不足から不明とするはかばかしいが、ともあれ「借受料一〇〇ムナ」を十分に支払ひ得る額であつたに違ひない、と説く。

この Bogart の解釈に対する私の疑問は、なぜ彼が「一タラントン」は預金全額を示すとの前提のみを斥けて、他の諸前提をすべて認めてゐるのか、に集中する。もし、預金、利子率一〇%どの前提を斥けて、「一タラントン」を生かせば、別の解釈を見付け出すことが可能であり、その解釈に於いては、無理に「合理的な仮説」を設定する必要もなくなるであらう。

(26) 然し Davies, *op. cit.* p. 439. は、「奴隷 *slave domestics*」の生計費はフォルミオン担当の八年間はパシオン家の負担とし、年額一タラントンをパシクレースが支出してゐたものと考へてゐる。但し Davies は、「二度目の委託—請負経営の際のこの問題は、全く計算の外にをいてをり、解釈上一貫性を欠く。また彼は *ibid.* pp. 435-437. で、フォルミオンが銀行の請負経営でなんらかの収益を得た筈なのに、その経営内容には全然立ち入らず、またフォルミオンの収益額の推測も試みてをらない。『契約』文面のうち「但し日常運営面の費用は、この借受料には含まれざるものとす」の個所は、(a) 例へば奴隷の生活費の如きものは、彼らがパシオン家の所有下にある以上、パシオン家の負担すべきものであつたからこの規定がなされた、(b) 奴隷のうち銀行や盾工場で労働に従事するものは請負経営者の管理下にあるのでその生活費が請負経営者側の負担であるのは当然のことであるため、この規定がなされた、との両説を生み出させる。然し私は、『契約』の文脈が「借受料から奴隷の生活費を差し引いて納付するが如きことがあつてはならない」と解釈され得るものと判断し、(b) の解釈をとる。なほ、本稿第一節註 (38) 引用の Gernet 解釈を見よ。】

(27) デロス島のアポロン神殿の「銀行」に關しては、Bogart, *op. cit.* pp. 126-169. が精密な研究成果を提示してゐる。な

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐり、三の問題

は、その神殿領にうつては、Kent, J. H. 'The Temple Estate of Delos, Rheneia, and Mykonos', *Hesperia*. XVII. 1948. pp. 243-338.

(28) Bogaert, *op. cit.* p. 128. p. 144.

(29) *ibid.* p. 360. Bogaert が指摘する通り六%の銀行貸付利率の件があるが、これは全く例外で、且つ貸付事情も全く特殊なもので、これを重視することは出来ない。また、前一世紀のテノス島で、銀行預金利率を二四%から一二%に引き下げた件を記す史料もある (*ibid.* pp. 193-195.) が、これを古典期の事情の類推に用ひるには、シチュエーションの相違があまりにも大き過ぎる。

(30) *ibid.* pp. 360-361.

(31) この点に関して Bogaert は 'Billeteur, G. *Geschichte des Zinsfusses im griechisch-römischen Altertum bis auf Justinian*. 1898. pp. 20-29 に依拠している。

(32) Bogaert, *op. cit.* pp. 346-348.

(33) なる *ibid.* pp. 360-361. で記されてゐる通り、古代ギリシアでも「複利」方式は知られてはゐたが社会的に蔑視され、通常の金銭貸借や銀行貸付の際には「単利」方式が一般的なものであった。然しヘレニズム時代末期にローマ商人の東方進出によって、「複利」方式も次第に波及するに至つた。

(34) 「バシオン家の銀行」の『契約』に即して、「貸付利率

一八%もしくはそれ以上」と云ふ推定値を吟味すると、次の如くなるであらう。

「狭義の銀行」で奴隷が何人フォルミオンのもとで働いてゐたのか不明であるが、彼が経営から手を引いたのち、四人の奴隷」がその経営を引き継いだ点から、四一五人と推定してをく。「営業資金」「タラント」を「一八%の利率」で貸付けてゐたとすれば、年収は「一、八八〇ドラクマ」となる。これより「借受料一〇〇ムナ」「一〇、〇〇〇ドラクマ」が「バシオン家」に納付されるので、フォルミオンの手許には「一、八八〇ドラクマ」が残る。当時の年間生活費水準から、フォルミオンの場合二〇〇ドラクマ、奴隷一人当り一五〇ドラクマと見積れば、そして「銀行」で奴隷が五人働いてゐたと仮定すれば、全体の生活費支出額は、年間「九五〇ドラクマ」となる。これに雑費を「五〇ドラクマ」と見積つて加算すれば「一、〇〇〇ドラクマ」となる。この金額を「一、八八〇ドラクマ」から差し引けば、フォルミオンは年間純益「八八〇ドラクマ」を得ることになる。

「盾工場」の経営全容は、これを伝へる史料がなく実態は不明である。諸家の試みるところは Demosth. XXVII. 9. に伝へられるデモステネスの父の刀剣作りの *ergasterion* が三二一三三人の奴隷を擁し年収三〇ムナを挙げてゐたとのデータから、この「盾工場」の奴隷数を推測することである。伊

藤氏はそれを五〇乃至六〇人と評価し（伊藤貞夫「前掲論文」六一頁註（8）及び七四頁註（20））、Daviesは六〇—七〇人と見積る（Davies, *op. cit.* pp. 433-434.）。この「盾工場」の経営もまたフォルミオンの管理下に八年間あつたが、年収額は完全に不明。然し毎年「借受料一タラントⅡ六、〇〇〇ドラクマ」を「パシオン家」に納付し、且つ六〇人以外の奴隷の生活費（一人年間一五〇ドラクマと見て、合計九、〇〇〇ドラクマ）を支弁し、また更に、原料購入費や施設関係費などをまかなつて、なほフォルミオンの手許になにがしの純益を残すものであつたに違ひない。もし仮りにその純益が「狭義の銀行」のそれにほほ等しくなるように「借受料一タラントⅡ」が決められたとすれば、フォルミオンが請負経営によつて得る純益は「一、七六〇ドラクマ」程度と見積られる。

フォルミオンが退いてのち「四人の奴隷」が経営を担当したが、この場合も事情はほほ同じであらう。彼らがもし「狭義の銀行」の労働力として更に二人の奴隷を加へると仮定すれば、生活費として年間「九〇〇ドラクマ」程度で、雑費「一〇〇ドラクマ」を加算して「二、〇〇〇ドラクマ」内外の支出となる。残額「八八〇ドラクマ」を純益として「四人の奴隷」が配分したとすれば、一人当り「二二〇ドラクマ」前後となる。この「四人の奴隷」はまた「盾工場」

の経営をも担当したのであるが、もしこの分野での純益がフォルミオンの場合の仮定と同様であつたとすれば、彼らは一人当り年間「四四〇ドラクマ」を得たことにならう。

ところでわれわれは、この時代の熟練労働者の一日当りの報酬が「約一ドラクマ」であり（cf. Randall, R. H. 'The Erechtheum Workmen' *American Journal of Archaeology*. Vol. 57. 1953. pp. 207-210.）またアテナイ海軍の艦隊乗組員の日当が「四オボロス」であつたこと（——この件については本稿第四節参照）、を知つてゐる。彼らが、例えば一年三〇〇日実際に働いたとしても、年収は「三〇〇ドラクマ」程度である。しかも彼らは、この中から食費を割かなければならない。

これに比べれば、フォルミオンにせよ、「四人の奴隷」にせよ、極めて恵まれた条件にをかれてゐたものと考へられる。然し、「盾工場」分野は経営が比較的安定してゐたとしても、「銀行」分野は殊に「預金」操作上相当な難問を抱へてゐたであらう。ともあれ、「銀行」の「預金一タラントⅡ」を活用して、これを「利率一八%」で貸付けて収益を得れば、「借受料一〇〇ムナ」や「日常運営面の諸経費」をそこから差し引いても、請負経営担当者は、特別な失策や不運を招かぬ限りは、この「銀行」の請負経営を遂行することが出来たに違ひない。

- (35) 銀行関係以外の貨幣貸借について、この点を強調してゐるものとして、Finley, *op. cit.* pp. 79-87. があり、貸付利率を考へるに当り、益するところが大きい。
- (36) 農地に関しては、Jardé, A. *Les Céréales dans l'Antiquité Grecque*. 1925. pp. 149-156. に詳しく、彼の結論では「八一—一二%」で一二%が上限と見做されてゐる。より一般的には、Glotz, G. *Ancient Greece at Work*. (Translated by Dobie, M. R.) 1926. p. 243., Andreades, A. *Geschichte der Griechischen Staatswirtschaft*. 1931. (rp. 1965). pp. 383-384., Hasebroek, J. *Trade and Politics in Ancient Greece*. (Translated by Fraser, L. M. and MacGregor, D. C.) 1965. p. 173. Ehrenberg, V. *The People of Aristophanes*. (2nd ed.) 1951. p. 233.——すべて Billeter, *op. cit.* の研究成果が規準となつてをり、Finley, *op. cit.* p. 274. n. 70. も Billeter の研究を高く評価してゐる。なほ Finley, M. I. 'Land, Debt, and the Man of Property in Classical Athens.' *Political Science Quarterly*. 68. 1953. p. 259. は土地を担保とする貸付の場合、利率は「大まかに云つて一〇——一八%」であつた、と述べてゐる。——以上諸家の見解を at random に引いたが、「ノーマルな利率」見當りの状況は明らかに看取出来るよう。
- (37) Isaios, XI. 42. これに関しては、「前掲拙稿」八三—八四

頁参照。

- (38) このストラトクレスについては、本稿第三節註(19)参照。そこで引用されてゐる G. Mathieu の比定が正しいとすれば、「金貸」と「銀行」との貸付利率が同一である事実が、「賈生き生き」と描き出されて来るであらう。
- (39) 「eranos」については、Finley, *Land and Credit*. pp. 100-106. 'Land, Debt, and the Man of Property.' pp. 257-258. に詳しい。幾人かの仲間が共同出資して纏つた資金を作り、仲間のうちの或る者に無利率で貸付け、返済も比較的長期に亘ることが許容されてゐた。(わが国の「頼母子講」に類するもので、その弊害もまた同様な傾向を含んでゐたと思はれる。私も今後この eranos について、独立した研究を試みたいと考へてゐる。)
- (40) この点に関する適切な指摘として、Laum, B. s. v. *Banken* in R.-E. Suppl. IV. 1924. sp. 82. 'Das Bank-Gewerbe stand nicht in hohem Ansehen, da es in seinen Reihen auch Wucherer gab.' 但し Laum は貸付利率の分析をおこなつてゐない。
- (41) Bogaert, *op. cit.* p. 355.. pp. 373-374.
- (42) *ibid.* p. 395.
- (43) 例えば Laum, *op. cit.* sp. 76. なら Bogaert, *op. cit.* p. 355. n. 292. は、具体例として Billeter, *op. cit.* p. 23. n. 1. 及

は Hasebroek, 'Zur Gr. Bankwesen.' p. 160. の一語を挙げてゐる。

(44) Lysias, F. 38. [本節註 (29) 参照]

(45) [Demosth.] XL. 52.

(46) Bogaert, *op. cit.* pp. 356-357.

(47) *ibid.* p. 356.

(48) *ibid.* pp. 61-62. 前五世紀のアテナイでは「両替商」の存在はあきらかであるが(史料上の初出は前四五七年上演の Aischylos, *Agamemnon*. vs. 437-438.) 然し「銀行家」の姿は明確に辿り得ないことを、Bogaert は適確に指摘してゐる。なほ、前五世紀のアテナイに於ける「両替商」の存在と「デロス同盟の phoros」との連関については、Ziebarth, E. s. v. *Trapeza*, in R.-E. XII. 1937. spp. 2195-2196. が、鋭い指摘をおこなつてゐる。

(49) Bogaert, *op. cit.* pp. 370-371. は銀行の一口当り貸付金額が史料的に確認される場合のデータを纏め(p. 370. n. 391)、一口平均「二、二五〇ドラクマ」と算定し、この金額の貸付に担保を提供し得るアテナイ市民及びメトイコイの数の推定を試み、当時五〇人に一人が、銀行の貸付を仰ぎ得る財産を所有してゐた、と見積つてゐる。然しこれは Bogaert 自身が強調してゐる通り、全くの「仮説」とどまるものである。

なほ、Busolt, G. *Griechische Staatskunde*. I. 1920. p. 179. は、ペシオーンが「一〇タラントンにおよぶ土地関係の財産」を所有するに至つた理由を、ペロポネソス戦争後の農民経済の没落に結びつけてゐる。然し、この見解に対しては Finley, *Land and Credit*. p. 270. n. 46. の批判を見よ。また *ibid.* p. 274. n. 72. は、抵消碑文 horos-inscriptions と前四世紀のアテナイ小農民層の没落とを結びつける通説的見解(Finley はその例として、Ehrenberg, *op. cit.* p. 93., Busolt, *op. cit.* p. 179., Jardé, *op. cit.* pp. 118-119., Kornemann, E. s. v. '*Bauernstand*' in R.-E. Supp. IV. 1924. spp. 83-108. sp. 89. を引く)が成り立たない点を強調してゐる。

Finley は、前四世紀以降に見られる horos-inscriptions は、富裕市民相互間の貸付—債務を伝えるもので、中小農民層の関与する世界ではなく、また「銀行家」や「金貸」の不動態担保貸付上の役割を極めて低く評価する(例えば、'The banker was little more than a moneychanger and pawnbroker.' — '*Land, Debt, and the Man of Property.*' p. 265. 'The usurer was not missing from the picture, to be sure, but we find him—and the complaints against him—circulating among the petty shopkeepers and craftsmen in the market place and the harbor, not in the

countryside:—*ibid.* p. 268.)

然しながら、村川堅太郎「ギリシアの衰頹について」(毎日新聞社刊『世界の歴史』⑥歴史の見方、所収)一九五四年、一〇六—一〇七頁が指摘してゐる如く、前三八八年上演のアリストファネスの喜劇『福の神』では、「その中で正直で貧乏な農民たちが交わす問答に、重装兵の甲冑が質に入っているということがみえる」のである。(村川堅太郎訳『福の神』四四九—四五一行、人文書院『ギリシア喜劇全集』第二巻、一九六一年、三四七頁)。——たしかに Finley が強調する通り前四世紀のアテナイの中小農民層が「農地」を担保とする借財に踏み切ることが稀で、家具・調度品類が主要な担保物件であつたことは (Finley, *Land and Credit*, p. 87) 認められてよいであらう。然し、この社会層の生活上の貧窮は厳然たる事実であり、「武器自弁能力」の喪失過程は次第に進行してゐる。彼らは父祖伝来の「農地」を最後の依りどころとして、彼ら自身や家族の生活維持のため、「国家への献身」から次第に遠ざかつて行かうとしてゐるのである。中小農民層の土地所有関係の変動を顕著に伝へる史料が認められないからと云つて、彼らの生活上の貧窮の進行とその社会的意味とを看過してはならないであらう。

更にまた Finley は、「土地を担保とする貸借は men of property の an interclass phenomenon であつた」(*Land*

and Credit, p. 87. *Land, Debt, and the Man of Property*, p. 268.) と結論づけてゐるが、貸付をおこなひ得る立場にある者がその資力を如何にして獲得したのかの分析は、殆んどおこなつてゐない。むしろわれわれは、前掲『福の神』の中で「貧乏神」が「それじや方々の市々の演説家たち (rhetores) を見てごらん、貧乏な間は民衆と国家にとつて正しい人なのだが、いつたい国家を喰物にして金持ちになると *khoirapares ô drô tou kouân*) 忽ちよこしまな者になり大衆に叛き民衆を敵とする」と語つてゐる(村川訳、五六七—五七〇行)ところに注目すべきであらう。この視点に立つとき、「銀行家」や「金貸」に対する Finley の評価もものづから変らざるを得なくなるであらうし、また、この両者と「富裕市民層」との内在的連関も見出されることになるであらう。そしてまた(中小農民の農地喪失問題に立ち入ることなしに)当時のアテナイ社会内での貧富の懸隔の深まりの最要因となつたもののうちの、一つが見出されるかも知れない。この視点にもとづく試論として、本稿第四節を参照。

(50) Bogaert の大著では三ヶ所に *triérachia* への言及がある (*op. cit.* p. 70, pp. 75—76, p. 367)。然しすべてパシオンとアポロドロースが *triérachia* を動めた事実に関して語るのみで、「銀行」と *triérachia* との内在的連関性については、全然立ち入った考察をおこなつてをらない。

(51) 及び (52) ともに本稿第四節参照。

第四節

一、先づ、前四世紀前半のアテナイでおこなはれてゐた「三段櫂船奉仕制度 trierarchia」の大筋を見てをかう。⁽¹⁾

(イ) 軍艦としての「三段櫂船 trieres」はすべて国家の手によって、国家管轄の造船所にて製作され、⁽²⁾「評議会」がその責めを負ふ。⁽³⁾

(ロ) 艦隊を編成し軍事作戦を遂行する義務は「將軍」が負ふ。作戦遂行の決定は「民会」が最終的におこなひ、この決議により当該作戦指揮の担当を命じられた「將軍」は、⁽⁴⁾作戦遂行上必要と認められた出動艦数から算定された人数(一艦に付き二人宛)の名を二人一組にして、公表する。

(ハ) 二人一組方式 (syntrierarchia) ⁽⁴⁾で指名を受けるひとびとは、当時のアテナイで最富裕の階層に属する者「通常「三タラントン以上」(すくなくとも「二タラントン以上」)と評価される財産を所有する者と見られてゐる」⁽⁵⁾に限られる。彼らは、軍艦管理担当の役人より、二人で一隻づつ、船体と付属装備品とを受け取る。彼らは与へられた軍艦の機装をおこなひ、国家の徴集した一隻当り二百人程度の乗組員をもつてこれを満たし、この軍艦を指定期限以内に軍港に浮かべなければならぬ。一隻担当二人のうちどちらが艦長 trierarchos として実戦に参加するかは、二人の間の決定に委ねられる。出動準備完了の態勢を整へて第一番に軍港に三段櫂船を浮かべた艦長は表彰され、他方、期限に遅れた艦長たちは投獄の刑をもつて罰せられる。

(ニ) かくして艦隊が編成され、作戦指揮担当の「將軍」⁽⁶⁾は、艦隊中の最優秀艦を旗艦に指定して、これに塔乗する。

(b) 作戦終了後艦隊は帰港し、各艦の乗組員は解散し、他方、各艦の艦長は、船体及び装備品の損壊部分を自費で補修し、これを管理担当の役人に返還して任務を終る。「將軍」は作戦執務報告書を提出しなければならぬ。

制度上の立て前は、前はおほむね以上の如くであるが、運営上の面では、多くの問題を含むものであった。例へば、――

(i) 作戦終了時に船体及び装備品の損壊の甚だしい場合、艦長の自己負担額が、著しく増大する。(ii) 乗組員の徴集は国家の手によるとは云へ、これは原則としてアテナイ市民より乗組員となる者に限るものであり、召集の指示を受けた者がなんらかの事情から指定期日までに姿を現はさない場合には、各艦の艦長たちは自費で欠員数を備ひ入れて(すなはち傭兵を募つて)乗組員定数を満たして職務を果さねばならなかった。指定期限以内に各艦の出動態勢を完了させることは、緊急を要する軍事作戦の課する当然の義務であつたからである。(iii) 最大の問題は、乗組員への日当の財源であつた。前四世紀では、一人一日に付き、食費 (*αρχηλας*) 二オボロス、給料 (*μισθοί*) 二オボロス、合計四オボロスが乗組員への規定日当額となつてゐた。従つて一隻二百人程度の乗組員に対しては一日約一三〇ドラクマを必要とし、作戦一ヶ月にして一隻当り約三、九〇〇ドラクマ、三ヶ月にして一一、七〇〇ドラクマ(Ⅱ約二タラントン)に達する(通例として給料は月単位の支給であつた)。この日当は、制度の上では、「國庫」より出動艦数と作戦予定日数とに応じて然るべき金額が「作戦遂行費 (*στρατιωτική*)」として「將軍」に交付され、彼の手を通じて各艦長に渡されて、然るのち最終的に各乗組員の手に入る。然し、実際には、艦隊出発の時点で國家から「將軍」に「作戦遂行費」が交付されることは殆んどなく、たとひ交付されても僅少額にとどまり、多くの場合、艦隊がみづからの手でアテナイと同盟關係にあつた諸國より作戦協力の費用もしくは軍役代納金を徴収して、その徴収金をもつて「作戦遂行費」に宛てがふべきものとされてゐた。外地に於ける軍資金徴収は必ずしも見込み通りに進むとは限らず、ま

た、軍事作戦なるものは事柄の性質上、日数を明確に限定し得るものではない。そのため、將軍にせよ艦長たちにせよ、乗組員への日当支給上の相当な部分を、自己調達する必要がある、これは出港当初から外地での軍資金徴収が軌道に乗るまでの期間に於いて、特に甚だしかったに違ひない。乗組員にせよ、殊に外国人の傭兵の場合、將軍や艦長たちの日当支払い能力不充分と見てとるや、往々にして、たとひ作戦遂行の途中であらうとも、機を見て戦列より離脱して憚らなかつた。⁽¹²⁾ (iv) 新規に三段櫓船奉仕を命じられた者が役人より船体及び装備品を受け取ったとき、前任艦長の職責の欠如もしくは資金不足のため船体もしくは装備品の補修補填不充分の事実が判明した場合、新任者たちは自己負担にて欠陥個所の補修補填（時には全装備品の取換へ）をおこなひ、「將軍」の指定した期限までに艤装を完了しなければならぬ。⁽¹³⁾ 三段櫓船奉仕担当の指名と、艤装完了、乗組員定員の乗艦・出撃準備態勢完了までの期間は、軍事作戦の緊急性から見て、極めて短かいものであったと考へられる。——かうした諸事情から「三段櫓船奉仕」を担当するひとびとは、あたり前の場合でも、一隻当り四、〇〇〇乃至六、〇〇〇ドラクマの自己負担——（二名一組で一隻担当の方式では、論理的には折半負担であるが、各自の分担額は当事者内部の取決めに委ねられてゐた）——を、自明のこととして要求されてゐた。それゆえ前四世紀のアテナイで富裕者層に課された「公共奉仕」のうち、これが経済的に最も負担の大きなものとされてゐたのである。⁽¹⁴⁾ この三段櫓船奉仕担当者たちにせよ、彼らを統率して艦隊を指揮する「將軍」にせよ、職責遂行上不可欠な資金を、如何にして調達してゐたのであらうか。

二、「將軍」の資金調達の実例として、ティーモテオスに関する史料がある。

前三六二年パシオンの息子アポロドロスは、晩年の父が四回に亘りティーモテオスに貸付けた総額四、四三八ドラクマ二オボロスの返済を求めて告訴した。⁽¹⁵⁾ ティーモテオスの父は「第二次海上同盟」樹立の立役者コノー

で、ティモテオス自身も、この同盟成立の年（前三七八年）「將軍」^{ストラテギス}の一人に選ばれてをり、アテナイの実力者として活躍してゐた。⁽¹⁹⁾ 前三七三年春、將軍として六十隻の艦隊を率ゐてペロポネソス半島西方のケルキュラ島への作戦遂行を命じられたティモテオスは、ペイライエウス出港直前にパシオン家の銀行に来て、一、三五一ドラクマ二オボロスを借りた（第一回）。因みに、この年より、アテナイは軍資金現地調達主義——將軍が艦隊を率ゐて「海上同盟」所屬の諸国より「軍役金 *stratais*」を徴収する方式——を採用することとなつたものの如くである。⁽²⁰⁾ 出港後彼は「軍役金」徴収や艦隊乗組員定員補充や示威航海で多くの時間を費し、そのためケルキュラ地方はスパルタ艦隊に機先を制せられてしまつた。結局、彼の率ゐる艦隊は軍資金涸渇のままアルゴリス東方に浮かぶカラウレイア島に釘付け状態になり、作戦遂行の機を失つた。

そのため彼は、將軍職を解かれアテナイの法廷に召喚される身となつたが、艦隊の方はそのまま後任の將軍に引き継がせねばならなかつた。この作戦に参加したボイオティア海軍は、彼のこの窮境につけ込んで、「食費」として一、〇〇〇ドラクマを支払ふべきこと、もしこれを拒否するならば戦列離脱をもつて答へよう、⁽²¹⁾と彼を脅迫した。この資金を彼は、——この艦隊の兵站船の役割を果たしてゐたものと考えられる船（私船）⁽²²⁾に乗り、その船主フィリップスの財務掛担当中のアテナイ市民ランプトライ区の人アンティファネースから——借りて、その場を凌いだ。帰国後返済を求められて再び窮地に陥つたティモテオスは、再びパシオンのもとに来て、一、〇〇〇ドラクマを借り（第二回）、これを切り抜けた。

裁判に掛けられた彼は、幸ひにして彼と親交のあつたフェライの僭主イアースーンとモロッソイの王アルケタースの釈明で無罪となつたが、彼の腹心で彼の財務掛であつたアンティマコス⁽²³⁾は死刑に処せられ財産も没収された。この

裁判のためアテナイに來たイアーソーンとアルケタースを饗応するためティーモテオスは、またしてもパシオンから、寢具類・衣服のほか、二三七ドラクマ相当の二個の銀盃と、一〇〇ドラクマの銀貨を借りたが、用が済んだのちパシオンのもとに返還されたのは、寢具類と衣服とに過ぎなかった(第三回)。(23)

無罪にはなつたが彼は、將軍職にあつた者として彼が提出した「作戰執務報告書」に、——自分は同盟諸国より「軍役金 syntaxis」を徴収してこれを「作戰遂行費 ta stratiotika」に宛てがつた。ここから(カラウレイア碇泊後解任に至るまでの期間にせよ)各艦の艦長に七ムナ(=七〇〇ドラクマ)づつ手渡して各艦の乗組員の日当を支払はせた。(25)ボイオテア海軍に手渡した一、〇〇〇ドラクマの財源もまた然りである——と記した。(26)然し、これらはいづれも事實を偽るものであり、殊に各艦長に七ムナづつ手渡した云々の報告は、実は彼の個人的失策から、各艦長に七ムナづつの自己負担を課さざるを得なかつた事實を隠蔽するためになされたものであつた。彼の失策と嘘偽の報告との発覚を恐れた彼は、糊塗策に努めたが、遂にアテナイを脱出して、時あたかもエヂプトに対して作戰中のペルシア王の軍隊に参加し、私財蓄積をおこなつて再起を計る道を選んだ。

前三七二年初夏、アテナイ脱出に先立ち、彼はパシオンのもとに來た。マケドニア王アミュンタースが彼に木材を贈与する約束をしてゐたので、その運送費の調達を求めためである。パシオンはこのときも彼の依頼に応じ、一、七五〇ドラクマを彼の指示に従つてフィロンダースなる者に手渡した(第四回)。(28)

五年ほどのちティーモテオスは、再びアテナイの実力者として返り咲き、對外強硬政策派の代表的人物として有名になる。然し彼の社会的声望は、もはや昔日のそれには及ばなかつた。

三、以上四回に亘る貸付の際にパシオンは、いづれの場合にもティーモテオスに対して担保も利子も要求してゐ

ない。⁽²⁹⁾ 完全な「信用貸し」である。パシオーンにとつては「ティーモテオスの政治上の實力」こそが、貴重な担保なのであった。⁽³⁰⁾ それから一〇年程のちティーモテオスの實力が頼みにならないものとなつてゐると見てとるや、⁽³¹⁾ アポルロドーロスは既に亡き父の貸付けた貨幣の返還請求に踏み切つたのである。

ティーモテオスへの貸付は無利子・無担保であり、「能動的に収益を生み出す」性質のものではない。従つて「パシオーン家の銀行」の構成から見れば、「狭義の銀行」(多くの場合、不動産を担保とし一八%もしくはそれ以上の年利を要求する貸付方式がとられる)から貸付けられたものではなく、「広義の銀行」の資産の一部からなされたものである。⁽³²⁾ そして、「政治献金」的なニュアンスが濃厚であり、当時の銀行の性格の一端を示してゐる。

この史料はまた、立て、前からすれば、作戦担当の「將軍」^{ストラテギス}に、担当命令が下り次第直ちに国庫から手渡されるべき「作戦遂行費 to strategika」が、實際には如何にして調達されてゐたかを具体的に示すものとして、興味深い。「軍役金」徴収が軌道に乗るまでの必要諸経費に対する準備(及び徴収後の不足部分)は、「將軍」^{ストラテギス}の自己調達に任されてゐたからこそティーモテオスは、恐らく豊かな手持ち現金を擁してゐるとみられる幾人かのひとに頼り、そのうちの一人としてパシオーンのもとにも足を運んだものと考へられる。⁽³³⁾ 「軍役金」の徴収額が所要作戦経費を支弁し得ぬときには、將軍自身の経済的窮境に直結し、そして彼の統率下の「艦長」^{トリエーアルコス}たちもその巻き添へとなる。

なほこの史料の中で、カラウレイア島でティーモテオスに一、〇〇〇ドラクマを貸付けた者が、恐らく彼の艦隊に同行した兵站船関係者であつたと考へられる点も、見逃されてはならない。食糧は艦隊構成全員の海上生活存続に不可欠なものであり、長期間を予想される作戦行動には、当然のことながら、兵站船が従ふ。この兵站船がこの史料では、私船且つ私営のものとみられる。「作戦遂行費」から兵員各々に一日二オボロスの「食費」が支給されるが、最

終的にはこの兵站船が、それを吸収する。⁽³⁴⁾

四、では「艦長」の場合はどうであつたらうか。十年程前の貸付の件で前三六二年にティモテオスを訴追したアボルロドーロスは、この年夏の終りから数へて一年五ヶ月程のあひだ「艦長」^{トリエイナルコス}として活躍した。⁽³⁵⁾——前四世紀のアテナイでは、三段權船奉仕の担当義務年限は、担当の指名を受けた時点から数へて満一年が限度とされ、その際には將軍により後任艦長職担当者たちの指名が新たになされた。もし軍事作戦の必要上、前任艦長がこのとき帰国出来ず依然として海上にとどまり続けねばならぬ際には、この前任者は、彼の後任艦長となつたひとから、担当軍艦の引き継ぎの際に、彼の超過勤務中彼が個人的に支弁せざるを得なかつた必要諸経費の代金を要求し得る權利をもつものとされてゐた。⁽³⁶⁾——従つてアボルロドーロスは、五ヶ月と二日のあひだ彼が自弁した金額を、彼が担当した三段權船を後任艦長として引き継いだポリュクレウスに要求する權利をもつたが、艤装關係の問題がからみ、また彼の参加した艦隊の「將軍」^{ストラテギス}がポリュクレウスと個人的に結託して彼を不利な立場に陥れたため、交渉は最初から難航を続け、結局、彼は前三五八年、法廷でポリュクレウスを訴追せねばならなくなつた。

既に述べた通りこの当時の三段權船奉仕は二人一組で一隻を担当する方式であつたが、アボルロドーロスは単独でこれを勤め、⁽³⁷⁾且つ彼自身の名譽欲から過度の經濟的負担を甘受してゐる点で例外的な側面も大きいが、当時の「艦長」の行動のパターンを推察することは出来るであらう。彼が法廷で述べてゐる演説に従へば、⁽³⁸⁾一年五ヶ月に及ぶ勤務期間中彼は、四回に亘り他人から借財を仰いだ。

(第一回) 前三六二年夏「民会」で、ヘレスポントス方面への海上作戰展開の決議がなされ「將軍」^{ストラテギス}アウトクレース指揮のもとに、アボルロドーロスは「艦長」^{トリエイナルコス}の一員として任務についた。⁽³⁹⁾ヘレスポントス地方の政情が不穏となり、

黒海から穀物を載せこの地方を経由してアテナイに向かふ商船のうち、多くが途中で拿捕され、そのため「ペイライエウス（の市場）に於いては穀物価格が暴騰し、また、その購入さへ意のままにならなくなった」⁽⁴⁰⁾ので、アテナイ海軍の示威行動が必要となり、この民会決議がなされたのである。アポルロドーロスにも国家が「区 demos」単位で召集した乗組員が配分された。然し、実際に召集に応じた者の数はすくなく、到底一隻の所要定員を充たすものではなかった⁽⁴¹⁾。彼らのうち病疾者たちを帰らせ、アポルロドーロスは、「私自身の財産を抵当に入れて銀貨を借り受けて」⁽⁴²⁾資金を整へ、「贈り物や前払ひをして」優秀な乗組員を備ひ入れた。他方、彼に交付された三段櫓船の装備品が前任者の不始末のため粗悪な状態であつたので、彼は自費を投じて装備品一切を新調した⁽⁴³⁾。

因みに一年五ヶ月に及ぶ彼の勤務中彼の担当艦の乗組員に対する日当として「將軍」^{ストラテギス}から彼に交付された金額は「食費 sitresion」分のみで、「給料 misthos」は二ヶ月分が渡されたとどまり、一年三ヶ月分の不足給料額は、すべて彼自身の自己調達でなされた⁽⁴⁴⁾。

（第二回）作戦参加中の彼に、或る使節をアテナイに護送する任務が与へられ、彼は一旦帰国したが、このとき「將軍」^{ストラテギス}の更迭が生じ、新任のメノーンをヘレスポントス方面の作戦担当者として着任させる任務が彼に課せられた⁽⁴⁵⁾。再度の出航に先立ち、前回に彼が備ひ入れた乗組員の多くが手当を支給されたのち解散してしまつた。残る乗組員の慰留のため自費を投じ、また、自費であらたに傭兵を募り「贈り物や前払ひを大量に与へた」⁽⁴⁶⁾すなはち「自分の土地を、トラシュロコスとアルケネオスなる二人に対して抵当に入れ、彼らから三〇ムナ（＝三、〇〇〇ドラクマ）の借財をし、これを乗組員たちに分け与へた」⁽⁴⁷⁾。

（第三回）再びヘレスポントス地方に戻つて勤務を続けてゐるうちに一ヶ年の任期満了となり「將軍」^{ストラテギス}もティーモ

マコスに替つたが、アボルロドーロス担当の三段權船の艦長職後任者は姿を現はさない。乗組員たちは帰国の望みも失ひ、その志気は衰へ、殊に傭兵乗組員の離散が続出し、彼もその懷柔策に手を焼いた。⁽⁵¹⁾ その彼に対して「(アテナイへの)穀物輸送確保のため(黒海のボスボロス地方の要港)ヒエロンへ航行せよ」⁽⁵²⁾との命令が下された。然し「將軍」は、彼の艦の乗組員への給料を出さうとしない。そこで彼は、この艦隊に同行中の兵站船に乗つてゐたアテナイ市民アナフリュストス区の人アルケデーモスから「利子付きで一五ムナ(一一、五〇〇ドラクマ)」⁽⁵³⁾としてその船主ニーキッポスから「八〇〇ドラクマを一二・五%の利子付きで、名目は海上貸付として」借り受けた。かうして彼は、離散乗組員の欠を填めるためランプサコスで兵を募り、出動準備を整へたのち、四十五日に及ぶ任務を無事に果して、艦隊主力停泊中のタソスに戻つた。

その後「將軍」^{ストラテギゴス} ティーモマコスは、個人的野心からトラキアのストリュメー占領を企て、艦隊に出撃を命じたが、敵の抵抗は激しく苦戦を強ひられ、艦隊乗組員たちの脱走も続出したが、アボルロドーロスは「借財にもとづく多額の私費を投じて」⁽⁵⁴⁾ 自艦からの脱走防止に努力した。任期を越すこと既に三ヶ月、彼の後任者は依然として現地に來ない。

(第四回) 四ヶ月目に漸く後任者ポリュクレウスがタソスに來たが、再三に亘る引き継ぎの交渉は一向に纏まらず、却つて反目が深まるばかり。五ヶ月目に入つて、「將軍」^{ストラテギゴス} が私利を求めて国益に反する秘密行動を試みてゐる事実を、関知したアボルロドーロスは、「將軍」^{ストラテギゴス} の怒りを招き、アテナイへの強制送還の処遇を受けた。帰国の途次テネドスに寄港し、ここでポリュクレウスに遭遇。引き継ぎ交渉は再開されたが、またしても決裂。然し何よりも焦眉の急を要したのは乗組員たちに支給すべき手当の財源をどこに求めるべきかであり、アボルロドーロスは「テネドスの人で

父パシオンの客友であったクレアナクスとエペーラトスの二人から貸付を仰ぎ、乗組員たちに食費を支給した⁽⁵⁵⁾のであった。

五、この例から知ることが出来る通り、パシオンの息子アボルドーロスの如くに当時の最富裕者層に属してゐた人物にせよ、もし充分な手持ちの自己資金（即座に相手に手渡し得る現金）を欠く際には、必要の都度そのときどきに、豊富な手持ちの現金を有するひとびとに頼らなければならない程に、「三段權船奉仕」に伴ふ「緊急にして多額な」資金調達の場合は、敵しいものであった⁽⁵⁶⁾。

ところで、將軍や三段權船奉仕担当者たちの負担がこのやうに苛酷なものであったのにも拘らず、この制度が前四世紀末葉に至るまで⁽⁵⁷⁾存続し得た事実を想起するとき、その存続を可能ならしめた理由を探さなければなるまい。次に引く史料は、その秘密の一部をあかすみに出すものである。

前三五九年にデモステネスは「三段權船奉仕」を担当した。そのとき彼は⁽⁵⁸⁾、役人から受け取った船を、多額の自費で艤装し直し、且つ自費で優秀な乗組員たちを備ひ、⁽⁵⁹⁾第一番に準備を整へて表彰を受けた。然し、これに異議を唱へた者があり、このためデモステネスは「評議会」で自己の正当性を貫く演説をおこなった。この演説の中で彼は、彼が受けた表彰に異議を唱へた人物が、「三段權船奉仕」のうち最も大切な部分——すなはち「艦長」として自ら身を挺して戦闘に参加する義務——を、奉仕義務に全然無関係の他の人に請負はせてゐる点を、厳しく非難してゐる。

「三段權船の艦長職を請負ったひとが (*tes masbasqueos tonpaxikas*) 作戦に加はると、相手の見さかひもなしに掠奪をほしいままにする。そして儲けを私的にせしめるのは彼ではあるが、(*kai tas pou apskias foli kapnotai*) その仕返しを受けるのは(その当人ではなく)諸君たち(『アテナイ市民』)のうちの誰かにふりかかる。実際、さう

いた連中によつて仕出かされた人凌ひや強奪行為のために、(ὅτι τὰς ὑπὸ τοῦτον ἀνὸ πολέμου καὶ πόλεως κατεσκευασμένους)、諸君たち(『アテナイ市民』)だけが、護照通行杖(κρυπτεῖον)なしにはこの土地へも行くことが出来ない現状である云々⁽⁶⁰⁾」。

すなはち、三段權船奉仕を課された者のなかには、出航準備を整へる費用は自分で負担しながら、実戦に身をさらすのを忌避し、艦長としての勤務を別の人に請負はせる方式をとるひともあつたのである。⁽⁶¹⁾然し、あへてこれを請負ふ人も存在した。何故かと云へば、国家の軍艦を利用して海賊行為を働き、巨大な私利を獲得する機会が提供されていたからである。更に注意すべきは、この艦長職勤務請負者は、必ずしも三段權船奉仕義務を課せられる(通常三タラント以上)の財産所有者と見做されてゐる(最富裕市民層に限られるわけではなく、アテナイ市民でさへあればたとひ彼が下層市民であつても差支へない。従つて、この請負ひを利用して、下層市民のうちの野心家がたちまちにして「成り上り者」になり得る可能性もあつたのである。⁽⁶²⁾

然し、国家の軍艦を利用して私利獲得をおこなふことは、単に艦長職を請負つたひとびとのみに限られてゐたとは考へられない。国家は「將軍」^{στράτηγος}に充分な「作戰遂行費」を前もつて与へず、大抵の場合、作戰先での現地調達を「將軍」^{στράτηγος}及びその指揮下の艦隊におこなはしめ、それをもつて「作戰遂行費」に宛てがはせてゐたのである。国家がこの方針を実際にとつてゐる以上、アテナイ海軍が現地調達方式で獲得した資金の額が、所要の「作戰遂行費」に整合するものか否かは、出動先の「將軍」^{στράτηγος}や「艦長」^{πρωτοβουλ}たちの判断に一任せざるを得なくなつてしまふ。この大巾な自由裁量の余地につけ入つて、国家の艦隊を私利獲得の武器へと転用させるひとびとが現はれて来るのは、当然のことであり、さうした一般的状況を前提として、艦長職請負ひの問題も理解されるべきであらう。(恐らくこの請負ひは、事実上艦

長職を勤めた者が、彼が海外で獲得した私利の一部を「艦長職借受料」として、名目上の「三段櫓船奉仕」担当者に対して、納付するものであったに違ひない。

六、前三七八年に成立した「第二次海上同盟」が、前三七三年以降、毎年盟主アテナイに対して加盟下の諸国が「軍役金 *synaxis*」を納付する方式を採ることとしてから、「軍役金」徴収を担当したアテナイ艦隊が、軍事力の威圧のもとに、規定額の「軍役金」以外に苛斂誅求をほしきままにする傾向を強め、諸原因のうちこのことも大きな要因となつて、遂に「同盟市戦争」が前三五八／七年から前三五六／五年にかけて起つたことは、一般に認められてゐるところである。戦争後もなほ同盟内に留まつた諸国に対してアテナイは、規定額の「軍役金」以外の徴収を慎しむ政策をとつたが、海軍の威圧のもとに苛斂誅求をほしきままにする政策を、同盟以外の諸国や諸地域に対しては依然として捨てることがなかつた。前三四一年にデモステネスは、彼の「政見発表演説」の中で「將軍」*στράτηγος* デイオペイテースを弁護して、次の如くに語る。

「かつて諸君のもとから艦隊を率ゐて出発した『將軍』*στράτηγος* たちは、すべて (*πάντες …… στρατηγοί*) —— もし間違ひでしたら私はなんなりとも罰を受けませう —— キオス人からもエリュトライ人からも、はたまた、各自が取り上げることの出来る相手とあらば —— ここで私は、アシア「『現在の小アジア』」を住み処とするひとびとのことを言つてゐるのですが —— 誰からでも、貨幣⁽⁶⁷⁾を取つてをります (*χρηματα λαμβάνοντες*)。一隻か二隻を率ゐる者は低目の額で、多くの手勢を擁する者は高目の額で取り立てる。一方、お金を出す側のひとびとにしても、金額の多い寡いに拘らず、無償でお金を出してゐるわけではない —— 決して、そんな頭のおかしな連中ではございません —— 自分たちの港から渡航する商人たちがひどい仕打ちを受けないように、拿捕されないように、自分たちの荷船が航行中面倒を見て貰へる

ように、要するに、かうしたたぐひのことどもを買ひ取つてゐるのです。彼らの方では『冥加金納め *evólas vóbouai*』などと申してをり、これがまた、この徴発金 (*ta xhíptara*) の名称として通用してをります。

従ひまして今回にしても、艦隊を引率するディオペイテースに、あの地方のひとつが皆々お金を出すであらうといふことは、それこそ、はじめから解りきつてゐたことなのです。

さうです、考へて下さい。彼は諸君からお金を全然貰つてをらないし、自分で身銭を切つて、(艦隊の乗組員兵士に) 給料の支払ひをしてやれるやうなお金も手許にない (*toú mēte kaðóra kað' émuu mēdē mē' aórou éxoud' óróteu mēdórothoe*)。その彼が、そもそも、どこから (*adéu*)、兵士たちを養ふことが (*opartíwetas t'péteu*) 出来ますでせうか。天空から、でせうか。そんなことはあり得ません。彼はお金を掻き集め、貰ひ受け、借り受け、かうして手に入れたお金でもって (*alla' égō' éu árepei kai pporoutei kai davel'era*)、それで、遣り繰りをしてゐるのです。」⁽⁶⁸⁾

ここでデモステネスは、「海上同盟」以外の諸国や地域で中立的姿勢を示してゐる相手に対するアテナイ海軍の海賊に類する行動を、無条件で肯定してゐるわけではない。国家が「將軍」に軍事作戦行動を命じてをきながら「作戦遂行費」を交付せずに出発させてゐる限りは、「將軍」指揮下のアテナイ艦隊が、同盟下の諸国より徴収した「軍役金」ではまかなひ得ぬ「作戦遂行費」の不足分を、同盟以外のところから恒常的に徴発して軍資金に充当させるとしても、相手の見さかひもなしに掠奪をほしいままにしてゐるわけではなく、これを積極的に非難することは出来ない、と論じてゐるのである。然しわれわれは、海外に派遣された「將軍」や「艦長」たちが実際には如何なる行動をしてゐたか、而も彼らの行動が如何に当然のことと見做されてゐたかを、窺ひ知ることが出来よう。当然のことと見

倣されてゐたからこそ、国家は「將軍」に「作戰遂行費」を直接交付する方式を、殆んどの場合、あへて、とらうとはしなかつたのであらう。

七、これまで検討を試みて来た諸問題を、整理要約すると、ほぼ次の如くなる。

(i) 作戰指揮担当の「將軍」に対して、前もって国家は「作戰遂行費」の交付を殆んどおこなはず、作戰担当地域周辺に於ける「將軍」の現地調達をもつて「作戰遂行費」に宛てがはしめる。作戰遂行費の最主要綱目は艦隊乗組員兵士に対する日当（食費・給料）であり、従つて將軍は現地調達による軍資金確保が可能となるまでは、乗組員兵士に對する日当の財源を自己調達せねばならない。自己の手持ち現金がすくないときには「掻き集め、貰ひ受け、借り受け」で資金を獲得する必要に迫られて来る。（ところで將軍が指揮する艦隊の「艦長」たちは、將軍の指名にもとづいて従つて艦長たちも、將軍の資金調達の苦闘を分担することが多かつた。）

(ii) 他方、「三段櫓船奉仕」担当を課されたひとびとも、艦装完成のため、定員に不足を生じた乗組員を傭ひ入れるため、更には「將軍」に協力して乗組員日当の財源を確保するため、緊急にして多額な資金を自己調達せねばならなかつた。自己の手持ち現金が乏しいときには、將軍と同様に「掻き集め、貰ひ受け、借り受け」ねばならなかつたことは、云ふまでもない。

(iii) かうして「將軍」にせよ「艦長」たちにせよ、大抵の場合、豊かな手持ち現金を擁する「銀行」や「金貸」に頼らざるを得なくなる。殊に、作戰参加命令が下つてから出撃準備を完了させる迄の期間が短いことから、緊急な資金調達を迫られる。このため、貸付者を強い立場に立たせることとなり、特別な個人的信用が通用しない限りは、借受者は相手の要求する高利に服さざるを得なくなる。

(iv) 軍資金の現地調達、すくなくとも前三七三年以降は同盟諸国の「軍役金」を徴収するのが立て前となったが、「戦争といふ生き物は、定められた額の喰ひ物では生きては行けないもの」⁽⁷⁰⁾である以上、不足分は非合法的な徴発金や掠奪行為にもとづく特殊な収益に頼らざるを得ない。それが屢々作戦遂行上の必要経費調達の目的を超えるに至ることは、当然の勢ひであつたであらう。むしろ、この特殊な収益の魅力こそが、「將軍」や「艦長」^{ストウテューゴス トリニエールコス}たちを惹きつけたのであり、時には艦長職務の請負者まで現はれてゐた。

(v) 作戦行動終了後、「將軍」や「艦長」^{ストウテューゴス トリニエールコス}たちは、この特殊な収益の一部をもつて、彼らが当初に貸付を仰いだ「銀行」や「金貸」に元利合はせて返済することが出来た。作戦参加に伴ふそのほかの諸支出をまかなつてのち、手許に残る現金は、これを彼ら自身の財産とすることが出来る。但し、軍事作戦の失敗や戦死の際には事情が全く異なることは云ふまでもない。

「銀行」や「金貸」は、將軍や艦長たちから、特別の事情が生じない限りは、貸付後満一ケ年で元利合はせて取り戻すことが出来、貸付をした相手が軍事作戦の失敗や戦死で返済不可能となつた場合には、貸付の際提供された担保を没収して、これに対処することも出来る。従つて、「商業部門」や「産業部門」に対する貸付に比べて、極めて安定した確実な貸付分野をここに見出すことが出来た。殊に「恒常的戦闘状態」にあつた当時のギリシア世界に於いて、軍事作戦は国家存立上不可欠な手段であつた事実を想起するとき、「將軍」や「艦長」^{ストウテューゴス トリニエールコス}への貸付もまた「恒常性」を有するものであつたと考へられる。

(vi) 以上のほかに注意すべきことは、海上作戦に不可欠な食糧が、私船に大量の穀物を登載して艦隊に同行する商人たちによつて、調達されてゐたと考へられる点である。彼らは、「將軍」^{ストウテューゴス}より「艦長」^{トリニエールコス}を通じて兵士に乗組員に支給さ

れる「食費」を、自己の掌中に収め、かうして獲得した貨幣をもつて屢々、作戦中の「將軍」^{ストラテীগロス}や「艦長」^{トリヘイワルコス}に「金貸」として貸付をおこなふ⁽⁷³⁾。

八、このやうに見ると、「將軍」^{ストラテীগロス}や「艦長」^{トリヘイワルコス}たちは、資金調達のために苦闘する反面、巨額な特殊な収益を獲得する機会に恵まれてゐたことになる。周知の通り「將軍」^{ストラテীগロス}はアテナイの役職制度上異例の、幾度でも重任が認められてゐた役職であり、「三段擢船奉仕」^{トリエーワルカヤ}もまた、同一人物がこれを幾たびも担当することが許されてゐた。もし彼らが実際に特殊な収益を公器たるアテナイ艦隊を利用して獲得することがあつたとすれば、単に受動的な立場で「銀行」や「金貸」に貸付を仰ぐ身にとどまることなく、彼らの間からみづから「金貸」の立場に転ずる者も現はれたであらう⁽⁷⁴⁾。また、「銀行」にみづからの豊かな手持ち現金を預け入れてその保管を託す（その貸付を銀行の仲介サーヴィスによつておこなふ）者も現はれたに違ひない。後者に關しては、史料的にその存在を確認することが出来る。

(A) Isaios, Frg. VIII. 1. (2-3.)

「ケーフィソドトスがアルコンの年（＝前三五八／七年）に私が三段擢船の艦長として勤務中のこと、親族の者たち⁽⁷⁵⁾に私が海戦のさなかに戦死を遂げたとの情報⁽⁷⁶⁾が伝えられました。ここにをりますエウマテースのもとに当時私の預金⁽⁷⁷⁾（Parakatatheke）がありました。そのときエウマテースは、私の親族や友人たちに使者を立てて彼ら呼び寄せ、彼ののもとに託されてゐた私のお金（ta chremata）を彼らに示し、そして、金額をそっくり彼らに戻したのでありました。私が命拾ひを致しましてからのち、この一件がもとで以前にもまして私はエウマテースと懇意な間柄となり、そして彼が本式に銀行を開業致しました際にも（*katavesthai oimēnō tēn tōkneian*）私はみづから進んで資金の一部を調達してやりました（*epoietevōd'ōtōn d'ōpypōion*）云々。」

(B) [Demosth.] XLVII. 51. cf. 57. 62-64.

この法廷演説の中で「原告」は、——彼が前三五七／六年に「三段權船奉仕」を担当したときテオフエーモスに傷害を与へたとの廉で起訴され、法廷で有罪の判決を与へられ、そのため相手に罰金を支払った、そのときの状況を極めて具体的に述べて、——その一部で次の如くに語つてゐる。因みに「原告」はそのとき「艦長」勤務は共同分担者に任せて、自分はアテナイにとどまり、テオフエーモスに罰金を支払ったのであった。「私は三段權船を出航させ、それが済んで、ほど日数が経たないうちに、資金の工面が、つきま、したので、(νόστας τὸ ἀγῶμα) 彼(＝テオフエーモス)のもとに赴いて、銀行まで同行して、(ἐν τῇ ἐπαρτέῳ ἀκολουθοῦντα) そこで、罰金を受け取つて、頂きたい、(κοιλέσθαι τῇ καράδῃ) と求めたのでありました。」

文中「資金の工面が、つきましたので」の一句は、この「原告」が、日頃、銀行經由で、貸付をおこなつてを、銀行側から、貸付利子の返済があつたとの通知、もしくは貸付金そのものを回収したとの通知があつたので、その一部を「罰金支払ひ」に充当させることとしたため、と考へるとき、最もよく全体の文章の意味を理解することが出来る。然し——「將軍」や「艦長」

九、これまで主として「第二次海上同盟」成立以後の史料をもとに考察を試みて来た。然し——「將軍」や「艦長」たちが、作戰行動に移る当初に多額の軍資金の自己調達に苦慮するが、作戰終了後には巨額の私財を蓄積するに至る——と云ふパターンは、ペロポネソス戦争敗北後殆んど壊滅状態に陥つてゐたアテナイ海軍が、前三九五年前後から不死鳥の如くに再生したその当初から、既に顯著に認められる。敗戦後のアテナイの再興に最も功績の大きかったコノーンに協力し、海上作戰の有能な指導者として活躍したアリストファネス(同名の喜劇作家とは別人)は、不幸にも前三九〇年の作戰に失敗し、その責任を問はれて財産没収の上死刑に処せられたが、彼の財産について「リュシ

アス作品集第十九」の中で次の如くに述べられてゐる。

「然し諸君は次の事実を銘記してをいて頂きたい。コノーンが例の（クニドス沖の）海戦で勝利を収めました、その勝利より以前には（アリストファネースが所有してゐた）土地はラムヌース区所在の僅かな地面以外にはなかったのだつた、と云ふことを。あの海戦は、エウブリーデースがアルコンの年（前三九四／三年）の出来事でした。それ以前は彼にはまともな財産もなかったわけでしたから、陪審員諸君よ（あの海戦から彼の死に至るまでの）四年か五年かの間に彼が、悲劇上演のために——一度は彼の名で一度は彼の父の名で——二回に及ぶ合唱隊奉仕を勤めましたのも、また三ヶ年連続で三段權船奉仕を担当致しましたのも、多額の特別税を納めましたのも、それからまた、五〇ムナの家屋を購入したり、三〇〇プレトロンを上廻る面積の地所を入手致しましたのも、無理に工面をしてのことでした。それなのに、諸君は、以上のほか何か汎山の調度品のたぐひが遺産として残された筈だ、などと考へておられるのでありませうか。⁽⁸⁰⁾」

われわれとしては、アリストファネースが僅々四、五年のうちにこれ程の公共支出や不動産購入をおこなひ得た事実に、驚かざるを得ない。その主たる財源が、クニドス沖の海戦の勝利やその後三年連続して三段權船奉仕を担当したところによ來することは云ふまでもない。⁽⁸¹⁾ またこの史料には、アリストファネースが「將軍」^{ストラテゲース}として前三九〇年の作戦に臨むに際して、アテナイで友人たちや親戚のひとびとから借り集め、総額三万ドラクマ（＝五タラントン）の軍資金を自己調達したのであつたが、——艦隊を率ゐてキュプロス島に赴いてのち、一隻の三段權船に托してアテナイに巨額の貨幣を送り届け、彼に貸付けをおこなつたすべてのひとびとに、つつがなく返済した件も、述べられてゐる。更にまた、同じくこの史料で伝へられてゐる次のエピソードも、見逃されてはならないであらう。前三九〇年の

ストファアネース

トリエールコス

作戦で「將軍」アリストファネースの指揮する艦隊に「艦長」の一人として加はったデーモスなる人物が、出航に先立ち、アリストファネースの義兄弟のもとに来て借財仲介の勞を求めた。「自分はベルシア王から信任のいるし、(symbolon)として金製の盃(phiale chryse)を貰つてゐる。これをアリストファネースに預けたい。これを担保として一六ムナを受け取り、このお金で三段權船奉仕に必要な出費に備へたいからだ。キュプロスに到着したなら、二〇ムナ(すなはち、借りた一六ムナと、その二十五%の利子とを)支払つて請け戻すつもりだ。大陸地方(『今日の小アジア以東の地方)ではどこでも、この信任のいるし(すなはち金盃)の御利益で、品物でもお金でも何でも巧く工面がつくからだ。』そこで二人でアリストファネースのところへ伺ひを立てたところ、彼はデーモスに一六ムナを貸したが、金盃を受け取らず、また四ムナの利子の必要もないと答へた。これは彼が如何に吝嗇な人物ではなかったかを証拠立てるものである云々。——このエピソードは、同時にまた、この当時如何に貴金屬製品が借財の担保として、単に不動産のみではなく、家伝の貴重な調度品類や軍事作戦の際に海外から入手もしくは掠奪押収して来た貴金屬製品などを利用することも、屢々あつたに違ひない。後者の場合、彼らに貸付をおこなふ者は、彼が非市民であっても差支へない。⁽⁸⁶⁾

ストファアネース

トリエールコス

十、さて、本稿第一節で見た通り、パシオーンが史料の上に姿を現はすのは、いまここで見たアリストファネースの活躍の時期に、そのまま重り合ふ。パシオーンは、恐らく彼の旧主人から堅固な貨幣保管施設を引き継ぎ、ペイライエウス港に往き來する多くの商人たちの預金を保管し、商人たちは彼の「銀行」を商取引上の現金授受機関として活用してゐた。云ふまでもなく、この限りでは真に銀行の名に値ひするものではない。この預金の遊休部分を利子付

きて第三者に対する貸付に活用させて、單なる預金保管手数料や両替による収益を超えて、次元を異にするより、大きな収益を生み出させるところに、パシオーンの才覚が賭けられてゐた。彼がアテナイ市民権を獲得した年を前三八六年とすれば、預金の貸付の際にはこの年に至るまでは、動産を担保とするとどまつてゐた筈である。然しこの制約も、さきに見た通りアテナイ市民が貴金屬製器具の類を担保として他より貸付を仰ぐ例があつところから、パシオンの銀行が貸付の相手にアテナイ市民を対象として選ぶことを、なんら妨げるものとはならなかつたであらう。前三八六年以降は、この制約さへ除去されたのであつた。前三七〇年の彼の死去の際に「土地關係の財産がおほよそ二〇タラントン」もあつたのは、彼が市民権を得てのち、不動産を担保とする貸付により入手したものがその殆んどを占めてゐたことであらう。すくなくとも前三八六年以降のパシオーンが、アテナイ市民を主たる貸付の相手としてゐた事實は否むべくもない。

パシオーンの貸付の相手として史料的に個人名が確認され得るのは、さきに見た「將軍」^{ストウテリゴス} ティーモテオスただ一人のみである。然しこの唯一例そのものが、アテナイの軍事作戰に關係するものであつたと云ふ事實は、注目に値ひする。そしてわれわれは、他の史料から、パシオーン自身が極めて深く、軍事的雰囲気の中に身ををいてゐたことを、確認することが出来る。銀行業の傍ら「盾工場」を経営してゐた事實も彼の軍事に対する関心の深さを示してゐるが、彼の息子アポロドロースの語るところに従へば——パシオーンは「諸君たち（『アテナイ市民』）に盾一千枚を寄贈し、ほかにさまざまな事柄で諸君のお役に立つ人物であることを身をもつて示しましたが、なかんづく、五隻の三段權船（の建造費）を自発的に寄付し、（五隻の船の完成ごとに）自分の身錢を切つて裝備を充たして三段權船の艦長職を勤めたのであります⁽⁴⁷⁾」すなはち彼は、ただ銀行の帳場で貨幣のみ数へてゐた銀行家ではなかつたのである。

彼の『遺言』の中に、妻アルキッペーに与へた嫁資の一つに「ペペレートスよりもたらさるる一タラント⁽⁸⁸⁾ン」がある。ペペレートスはエウボイア島北方に浮かぶペペレートス島内のポリスであり、「第二次海上同盟」に所属してゐた。⁽⁸⁹⁾このポリスにバシオンが何を担保として一タラントンを貸付けたのか不明であるが、恐らく彼がアテナイ艦隊に一人の「艦長^{トリエウルクス}」として参加従軍した際に、何らかの理由で貸付けたものであらう。

十一、これまでわれわれが追跡を重ねて来た問題は、前五世紀にアテナイが「デロス同盟」の盟主として君臨してゐた時代には、史料上「両替商」の存在はこれを確認することが出来るにも拘らず、「銀行」の存在を確認し得ないと云ふ事実、⁽⁹¹⁾そして「銀行」が姿を現はして来るのは「デロス同盟」解体以降に属すると云ふ事実から、よりよく説明することが出来るのではあるまいか。

アテナイが掌中に収めた「デロス同盟」の「寄金 phoros」は、例へば前四三二年の史料からは年額三八八タラント⁽⁹³⁾ンと推定されてゐるが、その他の特別収入も加へて六〇〇タラント⁽⁹⁴⁾ンにも達する国外からもたらされる資金を、アテナイは(1)中心市を飾る公共建築関係の諸経費、及び(2)アテナイ市民のうち民衆法廷の陪審員からアルコン職担当者たちに至るまでの公職関与者への諸手当（その他公共行事に参加する任意の市民たちに対する諸手当）の財源に充当させたが、その最大の部分を(3)海上支配を確保するに足るアテナイ艦隊の維持のために、宛てが⁽⁹⁵⁾つてゐた。従つてこの時代に於いては、軍事作戦遂行上の必要諸経費は、同盟寄金によつて裏付けられてゐたのであり、そのため「將軍^{ストラテギス}」にせよ「艦長^{トリエウルクス}」たちにせよ、作戦行動に移る当初に巨額な自己資金調達のために苦闘する必要がなかったのである。⁽⁹⁶⁾然し、ペロポネソス戦争末期、同盟離反諸国の続出の状況はアテナイをして「三段擡船奉仕制度」の変更を余儀なくさせ、これは、一人一隻担当方式から二人一組で一隻を担当する方式に切り替へられた。ペロポネソス戦争の敗北が

「デロス同盟」にとつて、また「アテナイ艦隊」にとつて何を意味したかは、改めて語るまでもない。

前四世紀初頭にアテナイ海軍が再建されたとき、^{ストラテギス}「將軍」や^{トリエーグルコス}「艦長」たちは、作戰行動の当初に必要な軍資金の交付を国家から期待することは殆んど絶望的⁽⁹⁷⁾と見做して、これを承知で、軍事作戰を展開させなければならなかった。

然し、彼らの果敢な行動が繰り返されて、前三七八年に「第二次海上同盟」が形成されるに至る。アテナイで「銀行」の存在が顕著に史料的にも確認されて来るのは、まさしくこの時期に重り合ふ。銀行家パシオンにせよ、市民権獲得の^{トリエーグルコス}「艦長」の一人として五度も勤務を重ねたのであった。⁽⁹⁷⁾

「第二次海上同盟」は形成当初はともあれ前三七三年以降「軍役金 syntaxis」をアテナイに納付する方式になったが、その年額は⁽⁹⁸⁾到底前五世紀の「デロス同盟」の「寄金」の比ではなかった。従つて^{ストラテギス}「將軍」や^{トリエーグルコス}「艦長」たちに対し作戰の際前もつて国家が軍資金を交付すると云ふ前五世紀の方式を蘇らせることは、特殊な事情で国家財政に充分な余裕が生じたとき以外には、事実上、不可能に近かつた。⁽⁹⁹⁾それゆえ、彼らと「銀行」や「金貸」との結び付きは「海上同盟」の樹立をもつて中絶することなく、彼らは、特殊な場合を除いて自己調達の軍資金が利子付きのものであったため、益々軍事作戰を利用して国家の公器をもつて私利獲得の道具に転用する方向を深めて行つたに違ひない。

十二、前四世紀のアテナイの民衆が、経済的に次第に困窮の傾向を強めて行つたことは夙に指摘されてゐるところである。かつての重装歩兵が貧しさのため「盾」を質に入れてゐる例もあり、⁽¹⁰⁰⁾彼らにとつては、国家の召集に應じて国外の軍事作戰に参加して日当（一日四オボロス）を得るよりも、一家を支へるための職業に従事することの方が、より大切な、止むを得ざる、選択であつたに違ひない。⁽¹⁰¹⁾民衆のかうした姿勢に対応すべく^{ストラテギス}「將軍」や^{トリエーグルコス}「艦長」たちが、自己資金をもつて傭兵を得て市民召集兵の欠を補填する方式をとり、⁽¹⁰²⁾民衆は国家防衛の第一線から次第に姿を消して

行き、かつて前五世紀に於いて、或は重装歩兵として或は艦隊乗組員として身を挺して祖国のために尽力したアテナイ民衆の面影は、色褪せたものとなりつつあった。

ところで前四世紀のアテナイの国制は、基本的には前五世紀の「デロス同盟」の存在を前提として成立した「民主制」を踏襲したものであった。⁽¹⁰³⁾前五世紀に於いて同盟寄金をアテナイが、その一部を民衆法廷の陪審員からアルコン職担当に至るまでの公職関与者たちへの諸手当や、公共行事に参加する任意の市民たちへの諸手当に転用したとしても、それは、「マラトンの戦ひ」や「サラミスの海戦」などに発揮されたアテナイ民衆の実力を背景とする、然るべき実績に裏付けられた報酬にはかならなかった。然るに、「デロス同盟」を既に喪失してをりながらペロポネソス戦争後に「民主制」は、民衆に諸手当を支給すると云ふ体質を変へることなく、踏襲されたのである。国家はあらたな財源を見出さなくてはならない。かうして、国家財政の窮乏に対処すべく「特別税 *ephora*」の賦課が富裕市民層やメトイコイに対して、以前にもまして、厳しくおこなはれることとなった。⁽¹⁰⁴⁾では、富裕市民層は、この「民主制」の重圧に如何に対処して、「特別税」を納付してみづからの身を保ち得たのであらうか。彼らの見出したさまざまな資金獲得方法のうち、恐らく「三段権船奉仕」を担当し海外で私財蓄積を、国家の公器を利用しておこなふ方法が、最も大きな位置を占めるに至ったことであらう。⁽¹⁰⁵⁾「アテナイで指導的な地位を占めてゐるひとびとが、次のやうに語った。——われわれにしてもアテナイ人以外のひとびとの生存権を、他の誰にも劣ることなく認識してはゐる。然し、アテナイの民衆の窮乏のため、アテナイ以外の諸國には彼らの生存権を無視する態度を、一段と強めざるを得ないのである——と。」⁽¹⁰⁶⁾換言すれば、「民主制」の圧力によって「特別税」納付を強制されたり「三段権船奉仕」の重荷を課せられた富裕市民層は、彼らが海外でおこなふ私利獲得、私財蓄積を「民主制」の名で正当化することが出来た

のである。この口実は同時に、彼らの行動に吸着し、寄生する、銀行や金貨の利益を正当化する役割を果たしたことであらう。(既に見た通り、「將軍—艦長」と「銀行」と「金貨」との三者の相互交流関係は、極めて密である。)⁽¹⁰⁷⁾ 他方アテナイの「民衆」は、彼らが国家より受け取る諸手当に対して——前五世紀の「民衆」とは異り——その要求資格の、実質的な、彼ら自身の実力にもとづく裏付けを次第に喪失し、国制が「民主制」であるが故に国家より——幾世代か過去の「民衆」の実績にもとづく利子——を受け取るに過ぎない存在、いはば次第に「民主制」に寄生する存在(107a)にゆえにこそ「民主制」を導しとする存在)となりつつあった。この「民主制」の破局は、いつの日か必ず到来せねばならなかったのである。⁽¹⁰⁸⁾

最後に『補論』として、本稿第一節末尾でわれわれが目にした奇妙な事実——デモステネスが、前三五〇／四九年の裁判ではフォルミオン側に加担して「法廷演説」起草の勞をとつてゐる、にも拘らず、翌年の裁判ではアポロドロスを支持する立場に転じてゐること——にひとこと触れて、この論考を結びたいと思ふ。幸ひにしてこの件に關しては、E. Blass によりブリリアントな解釈が与へられてをり、彼の解釈に沿つて、具体的な事情を辿つてみると、次の如くである。

前三四九／八年、たまたまアポロドロスは評議会の議員となり、その職を勤めてゐた。⁽¹⁰⁹⁾ 前三四九年夏マケドニア王フィリッポスは本格的にオリュントス攻略作戦を展開させ、また、エウボイア島内にはフィリッポスを支持する勢力が抬頭し、ギリシア世界の國際情勢は遽かに緊迫の度を高めはじめた。オリュントスは急使をアテナイに派し來援を要請し、アテナイもこれを受け入れて、既存の平和条約を攻守同盟に切換へて援軍を送り出し、マケドニアに對抗する姿勢を示したのであったが、その際、フィリッポスへの敵對政策の主張者デモステネスは、三度に亘る「政見

発表演説」をおこなひ、市民の志気を鼓舞した。その演説の中で彼は、「軍事費」調達に関する當時の慣行を是正せねばならないと訴へ、世論を導いて——「観劇手当資金 ta theatronika」を「軍事費 ta stratiotika」に廻して、アテナイの対外軍事行動の財源に宛てよう——と云ふ彼のプランを、「民会」決議で実現さるべく努めた。⁽¹³⁾

當時のアテナイでは、「軍事費」は殆んどの場合「將軍」や「艦長」たちの「現地調達」に委ねられ⁽¹⁴⁾（これは陸上の作戦でも同様であった）、これを国家が前もって交付することは殆んどなく、財政上「軍事費 ta stratiotika」の綱目⁽¹⁵⁾がたとひ存在したにせよ、實質的には内容空虚なものに近かった。これに反して、年次予算計上後に剰余金が生ずれば、すべてが「観劇手当資金 ta theatronika」に繰り入れられ⁽¹⁶⁾、この資金から、劇の上演その他公共の催ごとの際に、参加列席の各市民に対して日当が支給されてゐた。観劇手当自体は前五世紀の「民主制」の所産であり、前四世紀のアテナイの民衆にとっては、これが「観劇手当資金」として国家財政上確固たる資金上の裏付けのもとに彼らに支給されてゐたことこそ、「民主制」の中に生活してゐるとの實感を抱かせるものであった。⁽¹⁷⁾この「観劇手当資金」は、法規では、戦時の際には、「軍事費」に繰り入れられることが認められてゐたものではあったが、その繰り入れを承認する最終決定権が「民会」にあったので、この法規も實質上は有名無実⁽¹⁸⁾にひとしかった。前四世紀のアテナイの国家財政の運営そのものが、この時代の「民主制」の性格を反映してゐたのである。——そのためデモステネスは、現在が戦時であり、今こそアテナイの民衆も「観劇手当資金」にもとづく恩恵を犠牲にしてこれを「軍事費」に廻す覚悟を固めなければならない、と訴へたわけである。

幸ひにも評議會の議員の中に、彼の主張に積極的に賛意を表明する人物が現はれた。それがアポルロドーロスであった。皮肉にも、前年の裁判では敵側に立つてゐたデモステネスを、アポルロドーロスは、国政運営上の重大な局面

で積極的に支持することとなった。アポロドロースは評議會を説いて「觀劇手当資金」を「軍事費」とすべきこと、との決議に導き、ついで民会でこの「評議會先議事項」の承認を獲得し、⁽¹²⁷⁾かうして、デモステネスの提唱は具体的にアポロドロースの行動を通じて、実現をみるに至り、オリュントス及びエウボイアに対するアテナイの軍事援助は、極めて精力的に実行されたのであった。⁽¹²⁸⁾

デモステネスとアポロドロースとの連携は、ここに、「觀劇手当資金」問題を軸として急速に深まり、このやうな状況のもとに、この年（前三四九／八年）アポロドロースは「ステファノス弾劾」の裁判に際してデモステネスの積極的な協力を仰ぐことが出来たのである。このデモステネスの態度を *εὐεχέως* は、次の如くに批評する。——「政治家の場合には、彼の抱懷する目的の純粹さこそが問はなければならないのである。純粹な手段のみが彼のために常に目の前にあるとは限らない。」と。

かうして——「觀劇手当資金」を「軍事費」に廻せ——とのデモステネスの提唱は、みごとに実現されたのであったが、然し、一ケ年を越えたオリュントスの抵抗も遂にフィリッポスの勢力に屈服を強ひられるに至るや（前三四八年前半）、アテナイの民衆は、オリュントスへの作戦及びエウボイアへの軍事行動が「全国家的な力を傾けて *καταψηφισαί*」⁽¹²⁹⁾試みられたものであったために、より一層、オリュントスの陥落に大きな衝撃を受けた。興奮がさめるや彼らの目には、彼らが「觀劇手当資金」を犠牲にしたことが、全くの愚挙に過ぎなかったものと映り始めた。結局アポロドロースは、まことに不覚にも、「二十五年以前に國家に借財をしたことがあり、それを未だに返済してをらない、従つて彼が評議員となったこと自体が違法であり、彼の提案はもともと無効なものとして処理されるべきである」⁽¹²⁶⁾との理由で告訴され、有罪の判決を受けたのである。⁽¹²⁷⁾そして更には「觀劇手当資金を軍事費に宛てがふべしとの議案を提出

したる者には、死刑をもつてこれに臨むべきこととす」との法規¹²⁸まで、あらたに設けられることになった。デモステネスを背景にして遽かに社会的名声を獲得したアポロドーロスは、僅か一年にして、それを手放さなければならなかった。その間に「ステファノス弾劾」でフォルミオンやパシクレースに対して積年の鬱憤を吐露することが出来たのが、せめてもの彼の慰めであつたであらう。云ふまでもなく「オリュントスの陥落」は政治家デモステネスの立場に大きな打撃を与へた。然し彼は、そのためにアポロドーロスの如くに直接の被害をその身に招くことはなかった。次の活動の機会のを待ちつつ、彼は益々フィリッポスへの敵愾心を固めて行つたのであつた。¹²⁹

それにしてもアポロドーロスは、なぜ異常な熱意をもつて「観劇手当資金」の問題に取り組んだのであらうか。——確かに、デモステネスが政治家として自分の政策を実現させるために彼を利用したこと、またその報酬として彼の「ステファノス弾劾」裁判に助力を惜しまなかつたことは、Blass の説く通りであらう。然しアポロドーロス自身は、ただその報酬を期待して、あのやうな行動をとつたのであらうか。——この間の事情をわれわれは正確に把握することが出来ない。然しながら、次の如き推測をおこなふのも、あながち行き過ぎにはならないであらう。

前三四九／八年に至るまでにアポロドーロスは既に、すくなくとも五回に亘り「三段權船奉仕」¹³⁰を担当してをり、国家が「將軍」に前もつて「作戰遂行費」を交付することが殆んどないため、如何に「將軍」や「艦長」^{ストラテゲス トリネウツルコス}たちが財政上の苦難を強ひられるかを、彼は経験を通して熟知してゐた。彼らの苦難につけ込んで「金貸」や「銀行」が如何に利益を獲得するかも、彼のよく知るところである。彼の身辺に於いても、銀行業務に通曉してゐるフォルミオンや、金貸ステファノスなどが、彼と性格を異にする人間として存在してゐる。また父パシオーンの銀行はパシクレースが相続してしまつた。前年の裁判の結果、彼は、かうした身辺のひとびとの前に身を屈めなければならなかつ

た。果して、このまま引き退つてゐてよいものであらうか。彼らに対する報復の念は、彼らがアテナイの国家、財政、制度、現行の運営方式——「軍事費」の綱目が実質上内容空虚なものであること——に寄生して、私利の相当多くの部分を生み出させてゐる事実へと、アポロドロソスの眼を注がさせたものではあるまいか。もし法規の定める通りに「戦時には」観劇手当資金を軍事費に宛てて差支へないとするれば、⁽¹³¹⁾現在ではまさしく戦時である。かうして、もし今後恒常的にアテナイの「軍事費」が充実に行くならば、これこそが銀行や金貨の私利私益に最も効果的な打撃を与えるものとなり、またアテナイの軍事作戦展開の能率は高まるものとなるに違ひない。——恐らくこれが、アポロドロソス自身の見出した結論であり、この彼なりの結論があつたからこそ、彼はデモステネスの主張を積極的に支持する姿勢をとつたのではあるまいか。

(一九七三・八・三一)

註

- (1) Brillant, M. s. v. *Trierarchia*, *Trierarchus*. in *Darmberg et Saglio, Dictionnaire des Antiquités*. V. 1919. (rp. 1969) pp. 442-465; Basolt, G-Swoboda, H. *Griechische Staatskunde*. II. 1926. pp. 1196-1210.; Strasburger, H. s. v. *Trierarchie*. in R.-E. 2R. VII. 1931. spp. 106-116.
- (2) アテナイの外港ペイライエウスのうち、その東部側ムーニキア及びゼア湾が「軍港」で、その中に造船所があつた。西部側のカンタロス湾を中心とする地帯が「商港」であつた。cf. Basolt-Swoboda, *op. cit.* pp. 1196-1197.
- (3) アテナイ海軍に関する「評議会」の責任については、
- (4) 前五世紀では一隻一名方式であつたが、これでは負担過重のため、ペロポネソス戦争末期以降(恐らく前四一〇年から前四〇〇年の間に)二名一組となつて一隻を担当する *synthierarchia* 制度へと切り替へられた。なほこの制度も、前三五七年「ペリアンドロス」の改革により、*symmoria* 制度に切り替へられ、更に前三四〇年に「デモステネス」の提議による立法によつて *symmoria* 制度もまた改められるに至つた。——*symmoria* 制度は、アテナイ市民中最富裕層に属すると評価された一・二〇〇名が、それぞれ六〇人より成る二

○の *symmoria* に組み入れられ、国家は、軍事作戦に必要な軍艦に関する担当責任を、この *symmoria* 単位に負はさせた。*symmoria* 側では一隻担当の小単位のグループ (*synleleia*) を設定し (そのときどきに應じて設定され、碑文の示すところでは、三一〇人程度)、義務を遂行する。*triarchia* 制度に伴ふ巨額の経済的負担を、より軽減させるためにおこなはれた改革であったが、*symmoria* 内部での具体的な負担分担の面で内紛を生じ易く、緊急な軍事作戦に対して弾力的に対応する能力を欠くため、弊害が大きかった。このため前三四〇年の改革では、*triarchia* を最富裕市民三〇〇人へのみ課し、彼らの責任に於いて軍艦の艤装とその出動態勢準備の完了まで担当させることとなった。これにより、緊急な作戦への弾力的対応は可能となったであらうが、この三〇〇人の最富裕市民が具体的に如何に *triarchia* の義務負担を果たしたのかを伝える史料が乏しく、この段階に於ける *triarchia* 制度には不明な点が多い。

(5) *Busolt-Swoboda, op. cit. p. 1200*. 但し、この「三タラント以上」(すくなくとも「三タラント以上」) は必ずしも絶対的な数字ではなく、要するに当時のアテナイで最富裕市民 *plousiatoi* と *triarchia* が課せられたのである。cf. *Strasburger, op. cit. sp. 112*. —因みにこの *triarchia* はアテナイ市民以外の者には決して課せられることがなかった。

(9) *ἐπιμητράται τῶν νεοπόλων*. — *Rhodes, op. cit. pp. 117-120. cf. I. G. II², 1629*.

(7) 三段權船一隻当りの乗組員は、定説的に認められてゐるところでは次の通り。

(1) *nautai* (漕ぎ手) 一五〇—一七〇人

(2) *hypēretai* (甲板員) — *kybernetēs* (舵手) — *kelaustēs* (舵手付命令伝達役) — *pentekontarchos* (兵站関係担当役) — *prōrares* (*prōrens*) (見張役) その他船室役・笛吹き役等々。

(3) *epibatai* (海上戦闘員) 一〇名、そのほか若干の弓兵等々。 — cf. *Busolt-Swoboda, op. cit. pp. 1205-1206*.

(因みに、乗組員は原則的にはアテナイ市民がなつたが、ペロポネソス戦争中に市民のみでは兵力不足のため非常事態の際にはメトイコイも加へられた。前四一五年のシシリ遠征の際、及び前四〇六年にも奴隸が漕ぎ手に加へられたことがあつたが、これは全くの異例で、前四世紀に入つては、かかる奴隸の乗組員は史料的に皆無。なほ、前四世紀に入つてからは、市民に軍役忌避の傾向があり、乗組員の補充が傭兵〔外国人〕によつて大巾におこなはれるやうになつた。)

(8) *Busolt-Swoboda, op. cit. p. 1204*.

(6) 具体例として [Demosth.] L. 7. (これは前三六二年のこと)。徵募方法に関しては *Busolt-Swoboda, op. cit. pp. 1206-1207*. がアテナイでの時代による変化を要約してゐる。

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐりし三の問題

(10) *ibid.* p. 1208. cf p. 1193.

(11) 'stratōnikai' に関し、近年学説の変動が著し、Rhodes *op. cit.* pp. 105-110 (esp. p. 105 ns.3-8.) を見よ。田説に就き Meyer, E. s. v. *Eparchia* (scil. *zōphylax*) in R.-E. 2R. VII. 1931. spp. 263-267. cf. Schwahn, W. s. v. *Theorikon* in R.-E. 2R. X. 1934. spp. 2333-2337.

(12) 具体例として「Demosth.」I. 14-16. 23. など、前時の慣行として「三段權船乗組員の離散は、先づ第一に、艦長たる者が給料 *mishos* を乗組員に交付しない場合に、そして第二に、艦長が作戦行動期間中にペイライエウス港に三段權船を戻させた場合に、おこなはれてよいものと承認されてをり、す (homologetai)」—*ibid.* 11. それゆゑ、たとひ作戦の途中であっても、給料不払ひを理由に乗組員が戦列離脱をおこなつても、それは合法的な行為なのである。

(13) Davies, J. K. 'The Date of IG. ii². 1609; *Historia*. XVIII. 1969. pp. 309-333. 及び trierarchia に関する最近の研究成果として注目し値ひする。その pp. 311-318. に於いて Davies は「三段權船の「装備品」調達に二つの方式が認められることを指摘する。(1) trierarchia 担当が潜在的に判明してゐるひとが、あらかじめ私費で「装備品」を自己調達してをき、実際にその担当の指名を受けたときそれを使用して任務を果たすやり方。時にはこの装備品の貸借もおこなはれ

た。(2) 国家が「装備品」を調達し、trierarchia 担当者がそれを任期中借用し、任期終了と共に国家に返還するやり方。ところが後者の方式では、借用した trierarchos が任務終了後に名譽を飾るため自分の手許にとどめ、返還をおこなはぬ例が多く、他方国家の側でもそれへの制裁はおこなはず単に記録にとどめるのみであり、従つて(1)の方式が優位を占めてゐた。然し前三五七年の「ペリファンドロスの改革」で、未返還の国有の「装備品」徴収が強行され、恐らく(1)の方式は廃棄の方向を辿つたのではあるまいか、と Davies は見てゐる。然し、前三五七年の未返還の国有装備品徴収令にもとづいて生じた事件を取扱つた法廷演説 [Demosth.] XLVII. (「ヘウエルコス及びムネーシブローロス弾劾」)を通読するを、徴収が実際に如何に困難であつたかを察知することが出来る。

(14) Busolt-Swoboda, *op. cit.* p. 1201. n. 5. 史料として Busolt 及び Lysias, XXXII 24, Lysias, XXI. 2, Lysias XIX. 29. 42, Demosth., XXI. 80, Demosth., XXI. 155. を引用してゐる。

(15) 国家の立場からは、ストラテegos の指定した各 syntri-erarchia からそれぞれ一隻の三段權船が戦闘態勢につけられれば、足りるのであり、そのため、国家が直接に syntri-erarchia の内部に介入する必要は原則的にはなかつたわけである。これは、syntri-erarchia が symmoria 方式に改められ

ても、原則的には同様であつたものと考えられる。

- (9) Davies, *Athenian Propertied Families*, pp. XX-XXV. — Davies は「前四世紀のアテナイで」「公共奉仕」に關して「財産三タラントン以上の富裕者層がその対象となり、それ以下のひとびとがこれを課された証拠は殆んどなく、他方、財産四タラントン以上のひとびとはこれを絶対的に免れることが困難であつた」と指摘してゐる。そして「公共奉仕」のうち最も主なものとして「chorēgia」と「trierarchia」との二つを挙げる。(ところで、前者は云はば恒常的な国内行事であり、その経費も慣行的に一定の範囲を越えるものではないが、後者は前四世紀に於いては対外軍事作戦のそのときどきの必要に応じて課されるものであり、その負担は前者に比べ、単に所要経費額の問題以上に、苛酷な度合が大きい。)
- (17) [Demosth.] XLIX. — これはソポルロドーロス自身の作つた法廷演説と考へられてゐる。cf. Gernet, *Démocratie*. *Plaid. Civils*, Tome III, 1959, p. 12.
- (18) これは「第二次アテナイ同盟」とも呼ばれてゐる。この同盟に關しては Busolt-Swobode, *op. cit.* pp. 1360-1389. 'Ansätze zu einer neuen Reichsherrschaft und der zweiten athenische Bund.' 成立時点及び成立の直接契機に關する最近の研究として、Cawkwell, G. L., 'Foundation of the Second Athenian Confederacy', *The Class. Quart.* New

Ser. Vol. XXII, No. 1, 1973, pp. 47-60.

- (9) ノーン及びティキタキスの財産内容については Davies, *Athenian Propertied Families*, pp. 506-511. に詳しく。
- (20) Cawkwell, G. L., 'Notes on the Peace of 375/4', *Historia*, XII, 1963, pp. 91-93.
- (21) [Demosth.] XLIX, 15.
- (22) *ibid.* 14. 'para Antiphanous tou Lamproes, hos epelektamias Philippi toi nauklerōi; — *ibid.* 15. にも同様な表現を見出す。
- (23) *ibid.* 22-24, 55-58. 31で現はれる「寝具類 stromata・衣服 himatia・銀器 phalax argyrai」を「質物」と考へることは「質流れ品」と考へることも可能であらう。Bogaert, *op. cit.* p. 377. はパシオーン家の私物と解釈してゐるが、むしろ「質流れの結果私物となつたものではあるまいか。
- (24) この但し書きは史料には見られないが、一隻に付きセムナを要したとの記述(次註参照)とすれば、一隻二〇〇人内外の乗組員への手当合計一日分は一三〇ドラクマ程度であり、從つてセムナは五—六日分である。
- (25) [Demosth.] XLIX, 12.
- (26) *ibid.* 16.

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐって二・三の問題

- (27) *ibid.* 11-12, 25. 16-17,
 (28) cf. IG. II². 108. vs. 9-13.
 (29) この解釈については Bogaert, *op. cit.* p. 356. n. 300. に従ふ。
 (30) [Demosth.] XLIX. 3.
 (31) *ibid.* 66-67.
 (32) 本稿第一節に於ける「広義の銀行」と「狭義の銀行」との区別を参照。
 (33) 第一回目の貸付額が「一、三五一ドラクマ二オボロス」と云ふ半端な数字であることが、その想定を許すであらう。
 (34) なほ、ティモテオスが軍事作戦の際に権謀術数をつくして「軍事関係費」の捻出をおこなったエピソードが、アリストテレス『経済学』第二巻・第二章・二三(『アリストテレス全集』15、村川堅太郎訳、岩波書店刊、一九六九年、四四六—四四七頁、四七六頁)に記されてゐる。その一は、前三六四／三年のオリュンテス作戦に関するもの、その二は、前三七六／五年のケルキュラ作戦、その三は、前三六六年から翌年にかけてのサモス作戦に関するもの。いづれも、兵士たちへの給料と食糧確保をめぐるもので、極めて興味深いものである。*た Cawkwell, *op. cit. passim*, Davies, 'The Date of IG. II². 1609', pp. 323-325. pp. 327-333.
 (35) 主要史料として [Demosth.] I. なほ碑文史料から考証して
 (36) Davies, *op. cit.* pp. 320-322.
 (37) 彼と組むべく指名された人物は「クリオア区の人ティモテオス」であつた。IG. II². 1609. v. 83. vs. 89-90. cf. Davies, *op. cit.* p. 321.
 (38) [Demosth.] I. ———これもまたアホルロドロスの手にならものと見られてゐる。
 (39) このとき彼に割当てられた軍艦は「ソイゾーサ Soizonasa 号」であつた。I. G. II². 1609. vs. 83sq. cf. Davies, *op. cit. loc. cit.*
 (40) [Demosth.] I. 6.
 (41) *ibid.* 6-7.
 (42) *ibid.* 7.
 (43) *ibid. loc. cit.*
 (44) *ibid.* 36, 68.
 (45) *ibid.* 7.
 (46) 本稿第四節註(39)及び註(48)参照。
 (47) *ibid.* 10. cf. 12.
 (48) このティモテオス・ホルロドロスの担当艦は「ドーリス Doris 号」に切り換へられた。I. G. II². 1609. vs. 89sq. cf. Davies, *op. cit.* pp. 321-322.
 (49) [Demosth.] I. 12.

(50) *ibid.* 13. cf. 28.

(51) *ibid.* 15-16.

(52) *ibid.* 17. cf. 19.

(53) *ibid.* 17. 'daneisamenos egō argyrion par' Archedēmonen tou Anaphlystiou pente kai deka mnās epitokon, oktakosias de drachmas para Nikippon tou nauklērou nautikon aneilonēm, hos etychen ōn en Sestōi, κτλ.' 後者の名目が「海上貸付 nautikon」となっているのは、アポルドローロスが任務終了後帰国次第の期限で元利を返済する約束をしたからであらう。利子率が「一二・五%」となっているのは、既に彼の任期が終了してをり帰国が目前に迫っている見込みなので、返済までの期間が極めて短期であることが予測されてゐたためであらう。事実、この借財ののち一二ヶ月にして彼は帰国したのであり、仮りに二ヶ月を借用期間と見れば、その利子率一二・五%であるから、一年間当りでは七五%の計算となり、この「船主ニーキッポス」からの借金は異常な高利であつたことになる。勿論、ニーキッポスがアテナイに戻つた際に実際にはアポルドローロスから元利返済となるのであるが、どちらがアテナイの土を先に踏むことになつたかは史料上辿れない。然し、異常事態に於ける異常な高利を強調するためにアポルドローロスは、この個所に限つて利子率の具体的な数値を法廷で語つてゐるものと考へられる。

[Gernet, *op. cit.* pp. 43-44. n. 5. がこの利子率をもつて 'dans les conditions ordinaires' と評価してゐるのは、私には納得出来なう]

(54) *ibid.* 23.

(55) *ibid.* 56.

(56) 本稿第一節でみた前三五〇/四九年の裁判の法廷で、フォルミオン側は「アポルドローロスの一つの主張——自分は国家の命ずる「公共奉仕」を幾度もおこなつたため自分の収益のほとんどを「公共奉仕」に注入してしまつた——を批判して、次の如くに語つてゐる。「ところがお前（IIアポルドローロス）はかう主張する——この金額（四〇タラントン以上、これはアポルドローロスがパシオンの晩年以降二〇年あまりに確実に得たものと認められる収益全額）を国家が受け取つたのだ、自分は幾多の苛酷な負担を忍んで繰返し公共奉仕をして来たのだから——と。とんでもない。（パシクレースが成年に至るまでは）お前は（お前とパシクレースとの）共有の財産にもとづいて公共奉仕の資金を出した。だから、これはお前と弟（IIパシクレース）とが出費したことになるのだ。では（パシクレースが成人してから）以後に公共奉仕のためにお前が費した額はと云へば、それは、お前の年収（mosodos）ニタラントンに相当するなどとほとんどないお、はなしで、（お前の年収を仮りに）二〇ムナとしたところ

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈とその問題

でそれにも及ばないものだと云々」Demosth. XXXVI. 39. この引用文中、「年収 *prosodos* ニタラントン」とは「二〇年間のアポルロドーロスの総収益(確定分)四〇タラントン以上を一年当りに換算したものであらう。他方「バシクレーヌの成年(=前三六三/二二年)以後」の年数はフォルミオーンの請負経営の年数八年を二〇年より引く「十二年間」と見てよい。この十二年間にアポルロドーロスが「公共奉仕」に費した額として、フォルミオーン側が、確定してゐるところは、従つて、 $20\text{ mna} \times 12 = 240\text{ mna}$ (=24,000 drachma) = 4 talanton 内外であつた、と考へることが出来る。

では、前三六三/二二年から前三五〇/四九年(ちくなくともその前年)までの間にアポルロドーロスは、何度「公共奉仕」を遂行したであらうか。Davies, *Athenian Propertyed Families*, pp. 440-442. の論証によれば、(3) 三六二年秋から三六〇年春までの *syntetrarchia*. (4) 三六二年秋の *proeisphora*. (5) 三五六年の *syntetrarchia*. (6) 三三三/一一年の *chorēgia*. の四回び、ちよ二回が *triarchia* 関係のものである。(前三六三/二二年以前のアポルロドーロスの「公共奉仕」については、本稿第一節註(83)引用の Davies の論証参照) この四回のうち *chorēgia* に関つては、Lysias, XIX. 42, XXI. 1 か、一回か二回、五〇〇乃至三〇〇〇ドラクマ程度に見積ることが出来る。然し、*proeisphora* の負担額

は、確認することが出来なう (cf. Thomsen, R. *Eisphora*. 1964, p. 216.)。仮りにアポルロドーロスが、*chorēgia* に三、〇〇〇ドラクマを支出し、残る三回の「公共奉仕」にその都度同額の支出をおこなつたとすれば、 $240\text{ mna} - 30\text{ mna} = 210\text{ mna}$.

$210\text{ mna} \div 3 = 70\text{ mna} = 1\text{ tal. } 1,000\text{ drachma}$.

となり、ほぼ一回に付き一タラントンは最低限支出してゐたことにならう。

(57) *triarchia* の廃止は、前三〇九年に「ソフィストの人デメトリオス」によつておこなはれた。Ferguson, W. S. *Hellenistic Athens*. 1911, p. 58.

(85) Demosth. LI. を、前三五九年に *triarchia* を勤めたデモステネス自身が、自分が直接関係した事件のために、彼自身が「評議會」によつた演説と考へる Blass, F. *Die Attische Beredsamkeit*. III. 1. 1893. (rp. 1962). pp. 242-245. の解釈に従ふ。この Blass の解釈を Garnet, *op. cit.* p. 59. も継承してをり、定説と見て差支くないであらう。

(86) Demosth. LI. 4-6.

(89) *ibid.* 13.

(15) *ibid.* 7-8. 同様は [Demosth.] L. 52. cf. Davies, 'The Date of IG ii². 1609', p. 315, n. 30. ならば、かうした *triarchia* の請負ひに対する制裁が当時のアテナイでは如

何に緩いものであったかは、誇張があるにせよ、Demosth. I. 11-12. で痛憤の言葉が述べられてゐるところから、推察し得る。

(62) 前三五六年に公表されたものと見られてゐるイソクラテスの政見表明パンフレット『平和について *peri tes eirénēs*』「イソクラテス作品集第八」に記されてゐる次の文章も注目に値する。——「現在われわれは、まふと弁舌家ども (*rhetores*) のごまかしにはまり込んでゐるのだ。すなはち、戦争やら政治的混乱、これは弁舌家どもが仕組んだものだが、さうしたことのために、一方では市民のうち数多くのひとびとが父祖伝来の財産から放逐され、他方では弁舌家どもが貧乏人から財産家に成り上つてゐるが、かうした有様を見てもわれわれは、腹を立てもしない。弁舌家どもの羽振りの良さを嫉みもしない。それどころではない。——わが国が、ギリシア人たちを苦しめ、ギリシア人たちからお金を取り上げてゐるとの非難を受けてゐるかは、その収穫物を弁舌家どもが手に収めてゐる。弁舌家どもはわが国の民衆こそ他国のひとびとを支配すべき使命を持つてゐるなどと唱へてゐるが、肝腎のその民衆は、寡頭支配に隷従してゐる国のひとびと以上に惨めな生活をしてゐる。それにひきかへ、もともとひとかけらの財も備はつてをらなかつたあの弁舌家どもは、われわれが事態を正しく見抜く力を持つてゐなかつたばかり

に、貧窮の身から人並以上の幸運な身となつてゐる。——それなのにわれわれは、ただ黙つて成り行きにまかせてゐる。」(Isokrates, VIII. 124-125.)

ここには政見表明演説につきものの誇張が多分に含まれてゐるにせよ、事態の側面が端的に描き出されてゐる。当時のアテナイで和戦の最終決定権が「民会」にあつたため、戦争により利益を獲得しようとするひとびとは、民衆の意志を煽動して「民会」が戦争の決議をおこなふやうに導く必要があつた。これを利用して、貧窮ではあるが野心に富む市民は、巧みに「成り上り者」となることが出来たのである。彼は先づ有能な「弁舌家 *rhetor*」となるべく修行し、次いで、(1) 好戦的な「將軍」や「艦長」候補者たり得る富裕市民と結託して、民衆の意志を煽動して「民会」で戦争決議を成立させる役割をみづから分担し、かうして、戦争が実現し、その戦争で巨大な私利を獲得した「將軍」や「艦長」たちから、軍事作戦終了後に報酬を受け取り、その結果次第に私財を蓄積して行く。もしくは、(2) 「民会」を戦争決議に導き、その結果として「將軍」から指定を受けた「艦長」たちのうち或る者より「艦長勤務職」を請負つて、みづから軍事作戦に参加して、当初からの狙ひ通りにみづから巨大な私利を獲得する道をとる。「なほ、本稿第三節註(49) 参照。」「もともとひとかけらの財も備はつてをらなかつた」ひとびとのうち、

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐって二・三の問題

どの程度の数のひとが、この方式で「人並以上の幸運な身」となったかは確定の手立てもないが、前四世紀のアテナイ社会に於ける富の変動、身分の変動を知る上では、「艦長職勤務請負制」の存在は、看過し得ぬ問題であらう。因みに本稿で検討の素材とした「デモステネス作品集第五十一」では、みづから履行すべき勤務を請負ひに出した人物は、恐らく「神官職を世襲とする家柄 *hierosynen idian autoi tina tauteu echein*」に属し「貴族身分 *kaloi kagathoi*」の一員であつた (Demosth. I. 19.) と見做して差支くないであらう。

- (63) Cawkwell, *op. cit.* pp. 91-93. が、「第二次海上同盟」の *synaxis* 制度の始まりを、前三七三年としてをり、この説に従ふ。基本的には共通の考へ方が、Ehrenberg, V. *‘Zum zweiten Attischen Bund’* (Hermes, 64, 1929) in *Polis und Imperium*. 1965. pp. 333-335. により提示されてゐる。
- (64) Busolt-Swoboda, *op. cit.* pp. 1376-1377. は「主要な原因として (1) アテナイが同盟諸市に対して *synaxis* 徴収に強硬な姿勢をとり、殊に滞納分の徴収の際には無慈悲極まる苛斂誅求を辞さなかつたこと、(2) 戦時特別事態の口実のもとにアテナイが同盟諸市の自治侵害を強めて行つたこと」の二点を挙げ、更に、アテナイの將軍やそれに従ふひとびとが、軍事力を利用して恣意的な搾取を同盟諸市に対しておこなつたことが、諸市の反感をいやが上にも高めさせたことを指摘して

る。

- (65) *ibid.* pp. 1386-1387. は *synaxis* の額については、(1) 同盟市戦争以前の額については確定し得る史料がないが、(2) 戦争以後では年額最低四十五タランタン (Demosth. XVIII. 234.) 最高六〇タランタン (Aischines, II. 71.) を見づゐる。(なほこの同盟の最終的な解体は、前三三八年のカイロネイアの戦ひでアテナイ陸軍が敗れ、統率の威信をアテナイが喪失したことにもとづく。 *ibid.* p. 1378.)

- (66) この当時に於けるディオハイトレスの行動とアテナイ社会内部での世論の対立については、Croiset, M. *Démosthène. Harangues*. Tome II. 1955. pp. 58-63. に簡潔に要約されてゐる。

- (67) ところで挙げられてゐる「キオス」「エリュトライ」ほか「小アジア諸市」は、前三四一年當時ではすべて「第二次海上同盟」には含まれてゐなかつた。この点に関しては、Busolt-Swoboda, *op. cit.* p. 1377. n. 1. の指摘に注意のよう。

- (68) Demosth. VIII. 24-26.

- (69) 「*eunoia* (真加金)」なる名称に注意。

- (70) Ploutarchos, *Agis kai Kleomenes*. 48.

- (71) 例へばハンオーンが市民権取得後に「土地関係の財産」を「おほよそ二〇タランタン」も有するに至つたのは、その多くが、このやうな担保の没収に由来したのではあるまいか。

(72) 特にアテナイの場合、主食である穀物を多量に国外より輸入してゐたので、穀物供給路確保の必要上、アテナイ海軍の示威航海が、半ば恒常的に必要とされてゐた。アテナイで穀物価格が上昇する理由として例へば *Lysias*, XXII. 14. では「船舶がボントス（＝黒海）で遭難したとか、航海中ラケダイモン軍によつて拿捕されたとか、取引港が封鎖されたとか、平和条約が破棄されやうとしてゐるとか」と述べられてをり、海上取引も軍事力の裏付けと密接な連関があつたのである。それがまた、輸入された穀物の市場価格にまで、関係してゐたのであつた。

(73) 本稿で検討した二例（ティモテオスの場合——[*Demos*th.] XLIX. 14. 及びアポルロドーロスの場合——[*Demos*th.] L. 17.）では、共通のパターンが現はれてゐる。「船主 *naulkeros*」の名を上げるときには、アテナイ市民であることを示す区名 *démotikon* がなく、その船主のもとに「財務掛 *tamias*」を担当してゐる者の名を上げるときには、区名が付されてゐる（前者では *Lamprai* 区の人アンティファネース、後者では *Anaphlystos* 区の人アルケデーモス）。従つて「船主」は非市民で、その船の財務を担当してゐるのはアテナイ市民である。いまだ私は確証を得てゐないが、アテナイ海軍に従つて航海する兵站船の財務担当は、恐らくアテナイ市民に限られてゐたのではあるまいか。もしさうであつ

たとすれば、ここに於いても「軍事作戦」と結び付いて、私富を獲得し「成り上り者」となる道があつたことになるであらう。この兵站船財務担当者と、穀物取引関係の外国人「商人」との結び付きは、極めて密接であつたに違ひない。担当者自身が「商人」であつた場合も多かつたであらう。

(74) 本稿第三節註（49）に記してゐた通り、Finley は「土地を担保とする貨幣の貸借は富裕市民層の *an interclass phenomenon* であつた」との解釈を、抵当標碑文の綿密な検討を通して導き出してゐるが、貸付をおこなひ得る立場に立つ者の財貨蓄積源の分析は、殆んどおこなつてをらない。

他方 Jones, A. H. M. *The Social Structure of Athens in the Fourth Century B. C.* (*Economic History Review*, VIII, 1955) in *Athenian Democracy*, 1957, pp. 88-90. は前四世紀のアテナイ富裕者層の富の由来について論じ、(1)例へばコノーンの如くベルシア王その他有力君侯の傭兵隊長として活躍して、(2)例へばエビクラテースやディフィロスの如くにラウレイオン銀山の採掘による成功によつて、(3)例へばパシオーンの如くに銀行業と盾工場経営によつて、(4)そのほか土地所有に農業経営によつて、とほぼ四つの代表的な致富のコースを指摘してゐる。然し Jones は本稿で指摘してゐる「三段糧船奉仕制度」と市民の致富との連関については、全然無視してゐる。なほ彼は、ラウレイオン銀山について

Demoshenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

は、ペロポネソス戦争末期のデケレリア戦争以降二世代の間は採掘があまり振はず、前四世紀中葉以降再び隆盛期を迎へることになった事実を指摘してゐる。彼が銀山採掘で成功した代表者の一人として引くエビクテテース [Hypereides, III (Hyper Euxenippou) 35] は、(δ) Davies, *Athenian Propertied Families*, pp. 182-183. の考証が正しいとすれば、前三五六年乃至前三四六／五年の間に「*syntrierachos*」を勤めてをり、他方彼がリュサンドロスなる者により鉦山採掘関係で不当な告訴を受けたが無事に勝訴となつた事件は前三三〇年乃至前三二六年の間のことである。明らかに、「三段糧船奉仕」の方が、鉦山採掘よりも先であることに注意すべきであらう。逆に、鉦山採掘により富裕となり、のちに「三段糧船奉仕」に従事した例としてディオベイテースなる者がある (*ibid.* p. 161.)。恐らく當時に於いては、「三段糧船奉仕」も「鉦山採掘」も、国家利益の名のもとにひとつつみで大金を儲けようと云ふ共通の精神構造の、現はれ方の相違に過ぎなかつたのではあるまいか。

(75) 前三五八／七年のキオス沖の海戦をさす。これが「同盟市戦争」の開始を告げるものであった。——Rousset, P. *Isée. Discours*. 1960. p. 226. n. 3.

(76) [Demosth.] XLVII. 51 実際に銀行で支払ひがおこなはれたことは *ibid.* 64.

(77) なほこの同じ法廷演説のなかで、エウエルゴスやムネーシブローロスたちが徒党を組んで、留守中のこの「三段糧船奉仕担当者」の家屋敷に侵入して強制執行の名のもとに荒掠を働いたことが述べられてゐるが、そのうち次の一節は、本稿論旨にとつては看過出来ない意味を含んでゐる。——「彼ら(IIエウエルゴスやムネーシブローロスその他)は、以上の物品だけを押収しようとしてゐたのではなく、もつともつとものものを押収しようとしてゐたのです。以前に私のところへありました家の調度品類(*katskenē tes oikias*)を差し押さへようともくろんでゐたからです。でも、公共奉仕(*leitourgia*)やら臨時特別税(*epiphorai*)やらまたアテナイ人諸君に対する私の名譽心(*philotimia*)のため、わが家の調度品類で以前にありましたものの一部は担保として(*enchytra*)他人のところに行つてをり、一部は他人に売却されてしまつてをりました。そこで彼らは、なほわが家に残つてゐた調度品類すべてを取り上げて、立ち去つたのであります。」([Demosth.] XLVII. 54.) ——すなはち、當時の富裕市民層にせよ、緊急の資金調達の必要のときには、「不動産」を担保とする借財に限らず、「家の調度品類」を担保とする方式をとつてゐたことがよく解るのである。後者の場合、融資者はアテナイ市民に限る必要はない。

(78) 當時の法廷演説で、「將軍」もしくは「艦長」と「金貸」

もしくは「銀行」との間のトラブルを扱ったものがすくないのは、——(1)「將軍」や「艦長」が作戦終了後に殆んど借金返済をつつがなくおこなつてゐたため、(2)もし返済不可能の事態が生じた際には「金貨」や「銀行」は「担保」を押収すればよかつたため、(3)特殊な場合を除き貸借期間が一年以内と限定されてゐたため、——つまり、トラブルを生ずる条件があまりなかつたことによるのではあるまいか。

(79) その事情に関しては、Busolt-Swoboda, *op. cit.* pp. 1360-1364. を見よ。

(80) *Lysias*, XIX. 28-29. cf. 42-43.

(81) 但し、前五世紀末葉にアリストファネスの父ニコフエーモスがキュプロス島に移住してのちコノーンと共に活躍して獲得した財産の役割も、無視することは出来ないであらう。

cf. Davies, *op. cit.* pp. 201-202.

(82) *Lysias*, XIX. 22.

(83) *ibid.* 23-24.

(84) *ibid.* 25.

(85) *ibid.* 26.

(86) 同様な例として本稿第四節註(77)引用の [Demosth.]

XLVII. 54.

(87) [Demosth.] XLV. 85.

(88) 本稿第一節三参照。なほ本稿第二節註(26)に記した如く、

この『遺言』をバシオーンの真作と見做すには疑問がある。然し、それがバシオーン家及びバシオーン家関係者たちの間では通用した事実注意到。

(89) cf. Bengtson, *H. Griechische Geschichte*. (Zweite Auflage), 1960. Beilage V. 'Griechenland im Jahre 362 v. Chr.'

(90) 「艦長」の年齢制限として、一応は、二十五才から四〇才までの市民との規定はあつたが、例へば前三五四／三年にイソクラテスが八十二才の身でこれを動めた実例もあり (Isokrates, XV.9. 145) 規定がどこまで適用されたかは不明である。むしろ年齢ではなく、所有財産額が規準となつてゐたのであり、そのため、高齢もしくは病疾の場合には「請負方式」が許容されざるを得なかつた。この問題については、Strasburger, *op. cit.* spp. 112-113. 従つてバシオーンが五回に亘り *trierarchia* を動めたとしても、すべて自分が實際に艦長として乗組んだものと見る必要はないであらうが、他方、彼が一度も乗組まなかつたとも考へられない。

(16) 本稿第三節註(48)参照。なほ、前四二三／二年頃のアテナイの碑文 (S. E. G. X. 87.) *π ἀπο τῶν τριῶν [ἐκ τῶν]* (vs. 19-20) とあるが、これは碑文の内容からあきらかに通り金貨と銀貨との両替を担当するひとりが *trapezitai* と表現されてゐるにとどまるものである。cf. Bogaert, *op. cit.*

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐり二・三の問題

p. 61.

(92) *ibid.* p. 62. が指摘する通り、アテナイでその名が判明してゐる最も古い銀行家は、アンテイステネースとアルケストラトス、すなはちバシオーンの主人たちであつた。

(93) Tod. M. N. *A Selection of Greek Historical Inscriptions* (2nd. ed.) 1946. No. 30, pp. 49-56. Tod の手になる算定表は *ibid.* p. 56.

(94) Thucydides, II. 13. 3. 但し「*πενταχμίδης*」が「六〇〇タラント」=「同盟諸国よりの資金 phoros の額」と表現してゐるため、解釈に困難を生じてゐる。cf. Gomme, A. W. *A Historical Commentary on Thucydides*. Vol. II. 1956. pp. 17-19. 最近では Meiggs, R. *The Athenian Empire*. 1972. p. 258. が「寄金 phoros」のみではなく国外よりアテナイにもたらされる資金全体を含めて「六〇〇タラント」と見積もられたものとすれば、この数字は認めてよい、との見解を示してゐる。

(95) *ibid.* pp. 258-260. Meiggs が特に「寄金 phoros」を「アテナイの海上支配維持」の財政基盤として強調してゐる点に注意。

(96) 然し、彼らがアテナイ艦隊の威力下に恣意的な搾取をおこなふか否かは、別問題である。なほ Meiggs は「寄金 phoros」が同盟諸国の経済的搾取を意味したとの評価を斥

け、加盟国がもし単独で自国を防衛するに足る軍備を整へまた単独で軍事作戦を展開させるとしたなら「寄金」分担額を遙かに上廻る経費を必要とした筈であり、むしろアテナイの失敗は、——その独善主義が加盟諸国の「自治権」を無視し恣意的な内政干渉を露骨におこなつたことが、同盟下のひとびとの憎悪と敵意を生み出させた——ところにあつた、との指摘をおこなつてゐる。 *ibid.* pp. 266-272, pp. 375 sqq.

なほ「phoros」の問題に關する最近の論文として、French, A. *'The Tribute of Allies.'* *Historia*. Bd. XXI. 1972. pp. 1-20. がある。彼は(1)「phoros」はすべて貨幣によるものの、物品(例へば軍艦)や勞力提供などが「phoros」に換算評價されたとの証拠を得ることが出来ない。(2)同盟下の諸国のうち、海上作戦上の主要基地となり得るポリスは、同盟艦隊巡航の際に軍資金(主として軍艦乗組員の食費や生活維持に充當される)を提供する慣行が恐らく同盟形成初期から生じてをり、且つまた、かうして徴収された軍資金が実際の海上作戦展開のときに活用された。(3)上記の如き軍資金納付慣行のないポリスは、盟主アテナイに直接に然るべき額の現金を「phoros」として納付し、これが「碑文」に記載された「phoros」に相当するものであつた。アテナイはこれを「聖財」として貯へ、非常の際にのみ使用することとし、直ちに海上作戦費に宛てる方式をとらなかつた。(4)以上に記した(2)及び(3)

をすべて含めてツキユディデスはベリクレスをして（誇張的に）‘phoros’の金額を語らしめ、他方「碑文」は(3)のカテゴリーのみを‘phoros’として記録にとどめたのであった——と。すなはち彼は、——「碑文」上‘phoros’を納付してゐないポリスは軍艦や港湾提供や労力提供などによつて‘phoros’に代へてゐたのであり、他方、直接にアテナイに納付された‘phoros’をもつてアテナイ政府は艦隊に直ちに軍事作戦遂行上の諸経費を交付した——と見る通説を批判し、アテナイ政府は艦隊には「準備金 reserve」(3)のカテゴリーの‘phoros’が毎年貯へられ、その一部を割いたものか？この点 French は立ち入った説明を与へてゐない）から軍事費を交付したものと見てゐる。（恐らくその金額は、艦隊が巡航して(2)のカテゴリーの‘phoros’を徴収して本来の軍事費が充たされるまでのつなぎの役割を占めるにとどまるものであったであらう。）

この French の論文は極めて示唆的なものであり、本稿との関連で見ると、「第二次海上同盟」に於ける‘syntaxis’の納付・徴収方式の原型が既に「デロス同盟」の時代に現はれてゐた、との考へを抱かせる。いづれにせよ「デロス同盟」の盛期に於いては、軍事上の作戦遂行費の財源は、「第二次海上同盟」のそれに比べものにならない豊かなものであった。従つて、「デロス同盟」末期（ペロポネソス戦争末期）

のアテナイの戦争経済破綻の際の窮状も推察することが出来る。
よう。

(97) アテナイがスパルタに降伏した当時、コノーンを中心とするアテナイ人たちがキュプロス島サラミスの支配者エウアゴラスのもとに亡命したが、コノーンはペルシア海軍再建のために功を立て、前三九四年クニドス沖の海戦でスパルタ艦隊を敗北に至らしめた。コノーンほかのアテナイ人たちが、ペルシアの資金協力を背景に、アテナイ海軍再建の立役者となった。従つてアテナイの国家の資金はその当初彼らは期待してゐなかつた。然し前三九二年にはペルシアとスパルタとの歩み寄りが始まり、コノーンほかのアテナイ人たちは、もはやペルシアの資金協力を仰ぐことが出来なくなつた。この年コノーンは死去し、他方亡命アテナイ人たちの庇護者エウアゴラスとペルシアとは前三九〇年以降戦争状態に陥る。そしてエーゲ海域には再びスパルタ艦隊が進出を始めた。かうした状況に迫られてはじめてアテナイは、海軍力増強政策をまともにとるに至つたのであつた。cf. Busolt-Swoboda, *op. cit.* pp. 1361-1362.

(97 a) 「銀行家」と「三段糧船奉仕」との結びつきは、パシオンにのみ見られる特例ではない。生来のアテナイ市民にして銀行業にみづから携はつた唯一の人物 (Bogaert, *op. cit.* p. 73.) であつた「エルキア区の人カリデーモスの子ア

リストロコス」は、Davies, *Athenian Propertied Families*, p. 60. の考証に従へば、前三五六年以前に六回、前三五六年以後に一回、合計七回に及ぶ「三段糧船奉仕」を担当してゐる。彼は羽振りのよい「銀行家」であつたが、前三五〇／四九年當時には、既に彼の銀行は破産してゐたことが、「デモステネス作品集第三十六」すなはち本稿第一節及び第二節でわれわれが分析した『フォルミオン擁護』の中に引かれてゐるエピソードから知られる。「君（IIアボルドロス）はカリデーモスの子アリストロコスを御存じだ。かつて彼は土地（agros）を持つてゐた、ところが今では数多くのひとびとの手にその土地が移つてゐる。それと云ふのも、数多くのひとびとに債務を負ひながら彼は、その土地を入手したからだ。」(Demesth. XXXVI. 50)——すなはち、アリストロコスは銀行経営中に、土地を購入したが、破産したため預金者たちに預金の返還が出来ず、やむを得ず土地を預金者たちに渡したのであつた。この法廷演説では、このエピソードに次いで、ソーシノモスやティモデーモスやその他の銀行家たち（trapezitai）の銀行破産の例を挙げ、ひとたび銀行が破産すると、預金者たちへの返金のために自分の財産を喪失する破目になる事実を強調する（*ibid. loc. cit.*）。そして、「パンシオン家の銀行」が何故かうした破産を招かずゐたかと云へば、一般の銀行が「家計」と「経営」との分離をお

こなはなないために、破産したのに対して、両者の分離をしてゐるからである、と強調する。——「と云ふのは、ほかの銀行家たちは借受料を支払つてゐるわけではなく、自分が自分のために〔すなはち自家営業方式で〕経営をおこなつてをり、かうした銀行家たちはみな破産したので。ところがこの人（IIフォルミオン）は二タラントン四〇ムナの借受料を支払ひ、君たち（IIアボルドロスとパンクレース）のために銀行を救つたのだ。」(ibid. 51.)

銀行家アリストロコスについては、アボルドロスも『ステファノス弾劾』の中で言及してゐる。「この男（IIステファノス）は、銀行家（trapezites）アリストロコスの羽振りがよろしかつた間は、アリストロコスに身をもたらせからんばかりに足を合はせて道を歩いてゐた………ところが、ひとたびアリストロコスが破産してその財産を失ふや——申すまでもなく彼の破産はステファノスやその同類の徒の借り倒しに引つかつたためだが——〔預金者たちから持ち掛けられた〕沢山の訴訟ごとがあつたのに、ステファノスはアリストロコスの息子の立場に立ちもせず云々。」(Demosth. XLV. 64-65.)

このアリストロコスの破産を Bogaert, *op. cit. loc. cit.* は前三七二／〇年の「銀行恐慌」によると考へてゐるが、Davies, *op. cit. loc. cit.* は前三四九年よりそれほど遠から

ぬ頃と見てゐる。彼の「三段糧船奉仕」の年代から、Daviesの見解の方が妥当であらう。(Bogert は、アリストコロスの「三段糧船奉仕」の件には全く言及してゐない。)また Davies は七回に及ぶ彼の「三段糧船奉仕」を、彼が「銀行家」であつたことにもとづかせてゐるが、むしろ両者の結び付きに注意すべきではあるまいか。

(98) 本稿第四節註(65)参照。

(99) Meigs, *op. cit.* p. 260. は、前四三〇年当時アテナイの国庫には国内・国外からの収入合計「一、〇〇〇タラント」であつた(Xenophon, *Anabasis* VII. 1. 27.) のに対し、前四世紀(前半)には「一三〇タラント」([Demosth.] X. 37.) に過ぎなくなつてゐた事実とを、対照させてゐる。

(100) 本稿第三節註(49)参照

(101) Jones, *op. cit.* pp. 31-32.

(102) Mossé, C. *La Fin de la Démocratie Athénienne*. 1962. p. 315. は傭兵制が「市民たちにとつては、生業を離れて危険な遠征に身をさらす恐れを取り除くこととなり、將軍たちにとつては、自己の作戦行動の自由を大きくさせることとなつた」ため、両者側から受け入れられた点を指摘してゐる。なほ、前四世紀アテナイの傭兵制の分析は *ibid.* pp. 314-322, p. 330. を見よ。

(103) アリストテレス著村川堅太郎訳『アテナイ人の国制』第四

北大文学部紀要

十一章(岩波書店刊・『アリストテレス全集』17所収)。

(104) *eisphora* に関しては R. Thomsen の劃期的な研究——*Eisphora*. 1964——が公表されてをり、別の機会にその内容

紹介をおこなひたいと考へてゐる。

(105) 前四世紀のアテナイの国家財政の問題は、今後の諸家の研究をまたなければならぬ。本稿では「三段糧船奉仕」担当者層が主として *eisphora* を通して国家財政に寄与するところ極めて大きかつたことを示唆する次の史料を引用して、問題の所在の一端を指摘してをく。これは、前三四〇年代にマケドニア王フィリッポスを弾劾しアテナイ人の戦争への決意を固めさせるために流布された政治的パンフレットと見られ、デモステネスの名で伝へられてゐる「デモステネス作品集第一〇」の一部である。「われわれのもとに於いて——国庫蔵入が一三〇タラントを越えたためしなど全然なかつた——と云ふ時代は、決して遠い昔のことではなかつた。にも拘らず、三段糧船奉仕(τρίηρης πλεον)の出来るひとびと、臨時特別税を納付すること(τρίηρεϊν)の出来るひとびとのうち誰ひとりとして、自分に課せられた負担を、自分には貨幣(*chrēmata*)のゆとりがないからと云つてその遂行を承認しなかつた者など、ありはしませんでした。わが三段糧船の艦隊が海を走り、(τρίηρης πλεον)貨幣が出来(*chrēmat' ephnēto*)、われわれは必要なことすべて

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐる二・三の問題

を実行いたしました。それからのも運命の女神は恵みを垂れさせ給ひ、国庫 (ta koine) を豊かにしてください、〔現在では〕一〇〇タラントンはおろか、四〇〇タラントンもが入つて来る有様です。財産を持つてゐるひとの誰もが〔国家に税を納めるからと云つて〕損害を蒙ることも全然なく、逆に、自分の財産を益々加へてゐる。と申しますのは、収入豊かなひとびと (hoi euporoi) はみな、このこと〔すなはち国庫蔵入の増大〕に関与しながら歩みを進めて来たものなのであり、その振舞ひはまことに立派なものなのであります。〕

([Demosth.] X. 37-38.) (なほ、前四世紀のアテナイの「評議会」の議員たちのうちで、「三段權船奉仕」担当者もしくはその家族所屬者たちの比率が比較的大きかった事実については、Rhodes, *op. cit.* pp. 4-6.)

(106) Xenophon, *Poroi*. I. 1. (訳文のうち「生存權」の原字は to dikaiōn である。)

(107) 拙稿「古典期アッティカのデーモスとフラトリア——「ヘカステー碑文」の検討を中心として——」(『史学雑誌』七十一—三、一九六二年)で分析した共有地購入者の問題(四二—四三頁)は改めて再検討されなければならないが、本稿第四節註(62)引用の Isokrates, VIII 124-125. との連関に於いて、恐らく三段權船の艦長職請負ひや、兵站船財務掛担当〔本稿第四節註(73)参照〕などを通じて「成り上り者」と

なつた富裕者も、その多くを占めてゐたものではあるまいかと思はれる。

(107a) 前三二〇年代に記されたアリストテレス『アテナイ人の国制』第六十二章(二)は、同時代のアテナイ人に於ける主要公務参加者への手当を記してゐる。「まず第一に民会出席者は平常の民会では一ドラクマを、主要民会では九オボロスの日当を受ける。次に裁判所の陪審者は三オボロス。次に評議員は五オボロス、しかしブリュタネイス(≡評議員中の当番役)たる人たちには食費として一オボロスが付け加えられる。」(訳文は『アリストテレス全集』17・村川堅太郎訳より引用、以下も同じ)——これらのうち、陪審員日当及び評議会出席議員日当は前五世紀にペリクレスの設けたものの繼承である。cf. Rhodes, *op. cit.* p. 13. 他方、民会出席者への日当は『アテナイ人の国制』第四十一章(三)の記す如く「民会出席者に手当を出す案は最初は拒否された。しかるに人々が民会に集まらずブリュタネイスが挙手採決を有効ならしめる必要な数が集まるようにいろいろ智慧を絞つていたので、最初アギュルリオスが一オボロスを出し、その後云々。」このアギュルリオスの提案にもとづく方式がとられたのは、村川註(前掲書四〇三頁)に依れば前四〇三／二年後間もなくのこと、更に三オボロスとなつたのは前三九一年より少し前のことである、と云ふ。これが前三二〇年代までのうちに一

ドラクマ（及び主要民会では一・五ドラクマ）へと高められたわけである。この民会出席者日当方式がペロポネソス戦争敗北後に設定され、その後益々増額されたことに注意。

(108) 「制度」とその「財政的基盤」との連関は、屢々説かれてゐるところである。前三二二年夏マケドニア支配下に入った

アテナイでは、間もなく「国制改革」がおこなはれ、その際「政権にあづかり得る市民」と「政権にあづかり得ぬ市民」との区別が立てられるに至った。資格の規準は財産所有額二、〇〇〇ドラクマ以上の者が国制運営能力を認められる方式であり、その結果、政権にあづかり得る市民九、〇〇〇人、政権関与を認められない市民二、〇〇〇人となった。

すなはち全市民の七分の四が政権から排除されたのである（Ferguson, *op. cit.* p. 22.）。この改革が前三二二年夏のマ

ケドニア軍アテナイ進駐といふ事件を直接の契機としてゐるとしても、その改革の具体的条件は、云ふまでもなく、それに先立つ時期に於いてかたちづくられてゐたのである。

(109) Blass, F. *Die attische Beredsamkeit*. III 1. 1893. (rp. 1962). pp. 33-34. 〃 Blass の解釈は 'Jaeger, *op. cit.* pp. 236-237. 及び Gernet, *Démotène, Plaid. Civilis*. Tome II. p. 154. によつて繼承を認める。

(110) [Demosth.] LIX. 3.

(111) この当時のオリュンポス問題及びデモステネスの三回に亘

る演説 (Demosth. I, II, III.) のシチュエーションの分析は、Croiset, M. *Démotène, Harangues*. Tome I. 1955. pp. 87-83, pp. 106-109, pp. 121-125. に詳しい。

(112) Demosth. I. 19-20, III. 19.

(113) 〃のために生ずる弊害として、將軍や兵士たちが「戦争による儲け *τὰ κέρματα*」を狙つて「自分勝手な戦争を見つけて *τῶν οὖν ὁ εὐφραστὴν τοῦ πόλεμου*」ことが屢々である点が、Demosth. II. 28. で痛憤されてゐる。それと云ふのも、デモステネスの説くところでは「軍事費」の欠如と、兵士の多くが傭兵であるためであり、従つて「軍事費」の充実と市民みづからが戦場に臨むことこそ大切なことなのである、と彼は力説する。

(114) Mossé, *op. cit. loc. cit.*

(115) Rhodes, *op. cit.* p. 105.

(116) この方式が確立したのは「同盟市戦争」終結後すなはち前三五六／五年以降で、エウブローソスの政策に関係あるものと判断されてゐる。cf. *ibid. loc. cit.* n. 6.

(117) Schwahn, *op. cit.* spp. 2333-2337.

(118) *ibid.* spp. 2333-2334.

(119) 国家の財政綱目の中で「*τα theotrika*」が確定された時期はあきらかではない。cf. Rhodes, *op. cit. loc. cit.*

Demosthenes, XXXVI. 3. の解釈をめぐり、三の問題

(120) 村川堅太郎「ギリシアの衰頹について」九八—九九頁。

(121) [Demosth.] LIX. 4. 'ἐκείνου τοῦ νόμου, ὅταν
πόλεμος ᾖ, τὰ περιόρια ἡγήματα τῆς διακρίσεως ἀπα-
ραικτὰ εἶναι, κτλ.'

(122) *ibid.* 4-5. 民会で挙手採決 (diacheirotomia) がおこなは
れた際に、誰ひとり反対の手を挙げた者もなく、文字通り万
場一致で可決されたのであった。

(123) オリエンツス及びエウボイアへの援軍派遣の具体的内容
は、Croiset, *op. cit.* pp. 88-89. を見よ。なほ Croiset が、
デモステネスの三回の演説を、それぞれ第一回援軍派遣に先
立つものと考証していること (*ibid.* pp. 90-91.) に注意。
cf. [Demosth.] LIX. 4. 'μολόντων'.

(124) Blass, *op. cit.* p. 34.

(125) [Demosth.] LIX. 4. なほこのとき、デモステネスはオリ
エンツスへの援軍派遣提唱の主役であり、他方エウボイアへ
の軍事介入はエウブローロスの推進による。——Sealey, R.
'Athens after the Social War', JHS, LXXV. 1955. p. 77.
エウボイア作戦もまた失敗に終わったが、これについては
Basolt-Swoboda, *op. cit.* p. 1378.

(126) [Demosth.] LIX. 5. この告語が既述前三四九八年のう
きに提起されたものとすれば、「二十五年前」とは前三七
四三年のこととなる。訴因の具体的内容は不明であるが、

Davies, *Athenian Propertied Families*, p. 440. がこれを
アポルロドーロスの「三段櫓船奉仕」と関係づけてゐるの
は、妥當な推論であらう。何故なら Davies, 'The Date of
IG ii². 1609', p. 315. の指摘する如く、三段櫓船の艦装具が
国家所屬のものであるとき、その船を担当した「艦長」が、
自分の三段櫓船奉仕の記念として、自分の「名譽心 philot-
imia」を飾るため、国有艦装具の一部を奉仕終了後に持ち帰
ることがたびたびあった。若き日のアポルロドーロスも、こ
れをおこなひ、そのため国家の記録に「未返還」との文字を
残されてゐたものと考へられる。既に二十五年も前のことな
のでアポルロドーロス自身も完全に忘れてゐたこの件が、彼
の失脚を、ひいてはデモステネスへの攻撃を狙ったグループ
によつて、法廷に持ち出されたものであらう。

(127) これにまつはる事件は [Demosth.] LIX. 6-8. の述べるこ
ころである。結局アポルロドーロスは「イタラントン」の罰
金を課された。なほ、この事件の告訴者は「ステファノス」
であつたが、これはアポルロドーロスが弾劾した「ステファ
ノス」と同名異人であつた。——cf. Garnet, L. *Demosthenes*,
Plaid. Civils, Tome IV. 1960. p. 66. n. 1.

(128) Libanios による Demosth. I. に対する Hypothesis. 5. 引
用の 'homos' 参照。

(129) 前三三九八年に至つてデモステネスは、すべての国庫金

を戦争継続中はすべて「軍事費」に宛てる、との決議を成立させることに成功した。然し、その直後に起った「カイロネイアの戦ひ」によるアテナイ軍の敗北と「コリントスでの和議」ののち、「観劇手当金 *ta theōrika*」と「軍事費 *ta stratiōtika*」も以前の状態に戻った。cf. Meyer E. *Σpartanōr*

ed. sp. 264., Schwahn, *op. cit. sp. 2337.*

(130) 本稿第一節註(53)参照。

(131) 本稿第四節註(122)参照。

(132) Rhodes, *op. cit.* p. 105. n. 4.